

しょうがいしゃふくし

障害者福祉の しおり



INDEX

もくじ

しょうがいていどべつたいしょうじぎょういちらん
障害程度別対象事業一覧

1 相談窓口

2 手帳

3 手当・年金

4 医療

5 日常生活の援助

6 社会参加・レクリエーション

7 ボランティア

8 教育・保育

9 すまい

10 しごと

11 施設

12 税の軽減など

13 公共料金などの割引

14 防災

しりょう
資料

さくいん

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード

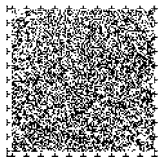


中央区 記入日 年 月 日

しょうがい 障害のある方が
かた 支援を求めます



このコードは、視覚に障害のある方のための
おんせい 音声コード (Uni-Voice) です。
せんよう 専用の読上装置やスマートフォンアプリなどで
よと 読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



しょうがいしゃふくし 「障害者福祉のしおり」のご利用にあたって

この「障害者福祉のしおり」は、中央区内にお住まいの障害のある方が利用できる各種サービスの内容や利用方法などをまとめ、紹介するものです。

各サービスの内容は、原則として令和5年4月1日現在を基準としています。できるだけ新しい内容を掲載していますが、今後、制度・事業の見直しなどにより記載内容が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

また、各ページに視覚障害のある方向けにUni-Voice コードがあり、位置がわかるように冊子に切り込みがあります。なお、記載内容が多いなどの理由で、事業名と問い合わせ先のみ場合があります。

この冊子で問い合わせ先を見つけられないときは、次の方法をご利用ください。

- 区役所の代表番号に電話し、交換手にご用件などをお伝えください。問い合わせ先をお探しします。

区役所代表番号 電話 (3543) 0211

- 区のホームページで検索すると問い合わせ先が見つかることがあります。

アドレス <https://www.city.chuo.lg.jp/>

※メールで問い合わせたい場合は、区のホームページの「組織と業務案内」に各担当窓口のアドレスが記載されています。

しょうがい 障害のある方が かつ しゅうい 周囲に てもと 手助けを かつよう 求める 「ヘルプカード」をご活用ください。

1 ヘルプカードとは

表紙に掲載しているヘルプカードは、障害のある方が日常生活や緊急時、災害時に周囲に手助けを求める手段として活用されるカードです。緊急時などに必要となる情報を記入して持ち歩けるようになっています。これにより、外出時にはヘルプカードを携帯し、手助けを求める際には提示することで周囲の人に支援を求めることができます。

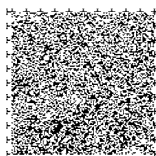
ヘルプカードは、障害のある方やご家族・支援者にとっての不安を和らげ、手助けが必要な人と手助けができる人をつなげます。

2 配布場所

障害者福祉課、福祉センター、保健所・保健センター、日本橋特別出張所、月島特別出張所

といあ
問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



も く じ

障害程度別対象事業一覧…………… 6

1 相談窓口

障害や日常生活に関する相談窓口

- (1) 障害者福祉課…………… 12
- (2) 福祉センター…………… 12
- (3) 基幹相談支援センター…………… 12
- (4) 障害者虐待防止の通報・相談窓口…………… 12
- (5) 障害者相談員…………… 13
- (6) 民生・児童委員…………… 13
- (7) 地域福祉コーディネーター…………… 13
- (8) 東京都心身障害者福祉センター…………… 13
- (9) 東京都盲ろう者支援センター…………… 14

精神障害や難病に関する相談窓口

- (10) 保健所・保健センター…………… 14
- (11) 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」…………… 14

子どもや発達に関する相談窓口

- (12) 子ども発達支援センターゆりのき…………… 15
- (13) 教育センター…………… 15
- (14) 東京都児童相談センター…………… 15
- (15) 東京都手をつなぐ育成会手をつなぐあんしん相談…………… 15
- (16) 東京都発達障害者支援センター (TOSCA)…………… 15

2 手 帳

- (1) 身体障害者手帳…………… 20
- (2) 愛の手帳…………… 21
- (3) 精神障害者保健福祉手帳…………… 22

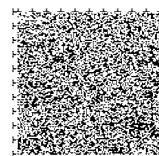
3 手当・年金

- (1) 心身障害者福祉手当(区の制度)…………… 23

- (2) 難病患者福祉手当(区の制度)…………… 23
- (3) 重度心身障害者手当(都の制度)…………… 24
- (4) 特別障害者手当(国の制度)…………… 25
- (5) 障害児福祉手当(国の制度)…………… 26
- (6) 特別児童扶養手当(国の制度)…………… 26
- (7) 児童扶養手当(国の制度)…………… 27
- (8) 児童育成手当(障害手当)(区の制度)…………… 28
- (9) 児童育成手当(育成手当)(区の制度)…………… 28
- (10) 心身障害者扶養共済制度(都の制度)…………… 29
- (11) 障害基礎年金(国民年金)…………… 30
- (12) 特別障害給付金(国民年金)…………… 31
- (13) 障害厚生年金(厚生年金)…………… 31

4 医 療

- (1) 心身障害者医療費助成…………… 33
- (2) ひとり親家庭等医療費助成…………… 34
- (3) 自立支援医療(更生医療)…………… 34
- (4) 自立支援医療(育成医療)…………… 35
- (5) 小児慢性疾患の医療費助成…………… 35
- (6) 難病医療費助成…………… 36
- (7) 後期高齢者医療制度…………… 38
- (8) 自立支援医療(精神通院)…………… 39
- (9) 小児精神病の医療費助成…………… 40
- (10) 在宅重症心身障害児(者)訪問事業…………… 40



(11) かかりつけ歯科医相談窓口	40
----------------------------	----

5 日常生活の援助

介 護

(1) 障害者総合支援法などに ついて.....	41
(2) 重度脳性麻痺者介護事業	49
(3) 「虹のサービス」(区民どうしの たすけあい家事サポート)	49

生活援助(すまい)

(4) 共同生活援助(グループ ホーム).....	50
------------------------------	----

補装具・生活用具 など

(5) 補装具の交付と修理・借受け	50
(6) 日常生活用具購入費の給付	51
(7) 住宅設備改善費の給付	61
(8) 中等度難聴児発達支援事業	62
(9) 補助犬の給付	62
(10) 車いすの貸し出し	63

生活圏を広げる

(11) 福祉タクシー利用券の給付 ・自動車燃料費助成.....	64
(12) リフト付ハイヤーの運行	65
(13) 自動車運転教習費の助成	65
(14) 自動車改造費の助成	66
(15) ハンディキャブ(リフト・ スロープ付き自動車)の貸し出し	66
(16) 駐車禁止の対象除外	67

より快適なくらしのために

(17) 訪問入浴サービス	68
(18) ふとん乾燥・丸洗いサービス	69
(19) 理美容サービス	69
(20) 紙おむつの支給・おむつ代の 助成.....	70
(21) 電話・ファクス料金の助成	70

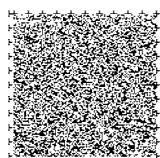
(22) 緊急通報システム	71
(23) 緊急ネット通報 (東京消防庁).....	71
(24) 家具類転倒防止器具の取付	72
(25) 知的障害者位置情報 サービス費用助成.....	72
(26) 在宅重度障害者の介護者 慰労.....	73
(27) 浴室の提供	73
(28) 重症心身障害児(者)在宅 レスパイト.....	73
(29) ファミリー・サポート・ センター.....	74
(30) 歳末たすけあい金の贈呈	75
(31) 成年後見支援センター 「すてっぷ中央」.....	75
(32) ふれあい収集および粗大 ごみの運び出し.....	77
(33) 特別区民税・都民税(普通徴 収分)の口座振替による 納税申し込み.....	77

視覚障害のある方のために

(34) 図書館の対面朗読	78
(35) 点字図書の給付	78
(36) 点字図書館	78
(37) 点字出版施設	79
(38) 東京都ガイドセンター	79
(39) 盲ろう者向け通訳・介助者 派遣事業.....	80
(40) 視覚障害者日常生活情報 点訳などのサービス.....	80
(41) 視覚障害のある方のための 講習など.....	80
(42) 自立訓練(生活訓練)	81
(43) 視覚障害者用具の販売あっせん	81

聴覚障害のある方のために

(44) 手話通訳者または要約筆記 者の派遣(意思疎通支援事業)	82
(45) 手話通訳者の設置	82



(46) 聴覚障害者コミュニケーション機器の貸し出し	83
(47) 字幕・手話付きビデオ・DVD・映画フィルムの貸し出し	83
(48) 聴覚障害のある方のための講習など	83
(49) 聴覚障害関係図書などの貸し出し・閲覧など	84
(50) 聴覚障害に関する相談・情報提供事業	84
(51) 聴覚障害者に特化した支援事業	85
(52) 電話リレーサービス	85
精神障害のある方のために	
(53) 精神保健相談	86
(54) 精神保健講習会	86
(55) 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」	86

6 社会参加・レクリエーション

社会参加

(1) 広報紙「区のおしらせちゅうおう」	87
(2) 声の広報・点字広報	87
(3) ラジオ広報	87
(4) テレビ広報	88
(5) 中央区ホームページ	88
(6) 中央区公式SNS	88
(7) 区議会広報	89
(8) 郵便等投票制度	89
(9) 代理投票制度	90
(10) 点字投票	90
(11) 録音図書の貸し出し	90
(12) 図書館の郵送貸し出し	90
(13) 健康福祉まつり	91
(14) 福祉センターの講習・講座	91
(15) 福祉のまちづくり	91
(16) おとなりカフェ・ちょこっと相談会	92
(17) 生活福祉資金貸付制度	92

(18) 喉頭摘出者発声訓練	93
(19) オストメイト社会適応訓練	93

レクリエーション

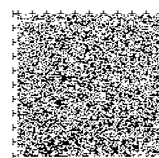
(20) 障害者（児）レクリエーション	93
(21) 障害者スポーツ体験会	93
(22) 障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室	94
(23) 障害者ボッチャ交流会	94
(24) 中央区バリアフリーマップ	94
(25) 東京都障害者スポーツセンター	95
(26) 東京都障害者休養ホーム	96
(27) 旅行者援護センター	96

7 ボランティア

(1) ボランティアコーディネート	97
(2) ハンディキャブ（リフト・スロープ付き自動車）運転ボランティア募集	97
(3) 虹のサービス協力会員の募集	97
(4) ファミリー・サポート・センター提供会員の募集	97
(5) 手話講習会・要約筆記講習会	98
(6) 要約筆記者の養成（東京都要約筆記者養成講習会）	98
(7) 点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成	99
(8) 音訳奉仕員指導者の養成	99

8 教育・保育

(1) 教育相談	100
(2) 就学相談	100
(3) 特別支援学級	101



(4) 特別支援教室 (小学校) (情緒障害等)……………	101
(5) 特別支援教室 (中学校) (情緒障害等)……………	101
(6) 通級指導学級 (小学校) (言語障害・難聴)……………	101
(7) 就学奨励……………	101
(8) 発達促進保育……………	102
(9) 居宅訪問型保育事業……………	102
(10) 中央区かえで学級……………	103

9 すまい

(1) あんしん居住制度利用助成 ……………	104
(2) 家賃債務保証制度利用助成 ……………	104
(3) 区営住宅募集の特別控除 ……………	104
(4) UR都市機構「新築UR賃貸住宅」 の抽選優遇制度……………	105
(5) 都営住宅募集優遇抽せん制度 ……………	105
(6) 都営住宅使用料の特別減額 ……………	106
(7) 心身障害者世帯向け都営住宅 ……………	106
(8) 単身者向け都営住宅……………	106
(9) 車いす使用者世帯向け都営 住宅……………	107
(10) 単身者用車いす使用者向け 都営住宅……………	107

10 しごと

(1) 障害者就労支援センター ……………	108
(2) ハローワーク飯田橋 (飯田橋 公共職業安定所)……………	108
(3) 福祉センターふれあい作業所 ……………	108
(4) さわやかワーク中央 (障害者 就労継続支援 B 型事業)……………	109
(5) 東京障害者職業能力開発校 ……………	110

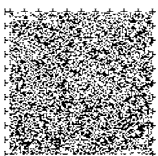
(6) (公財) 東京しごと財団 総合 支援部 障害者就業支援課……………	110
(7) 東京障害者職業センター ……………	111
(8) 国立職業リハビリテーション センター……………	112
(9) IT 技術者在宅養成講座 (東京都重度身体障害者在宅 パソコン講習)……………	113
(10) 盲人ホームの紹介……………	113
(11) 製造たばこの小売販売業の 許可……………	113
(12) 雇用保険法による失業給付 ……………	114
(13) 心理カウンセリング……………	114

11 施設

(1) 福祉センター……………	115
(2) 障害者地域活動支援センター 「ポケット中央」……………	117
(3) 福祉センターふれあい作業所 ……………	118
(4) 子ども発達支援センター ゆりのき……………	118
(5) レインボーハウス明石 (知的 障害者生活支援施設)……………	119
(6) 中央区社会福祉協議会 中央区 障害者就労支援センター……………	120
(7) フレンドハウス京橋 (知的障 害者グループホーム)……………	120
(8) バリアフリートイレの 設置してある公衆便所……………	121
日中活動系・就労支援・ 授産施設一覧……………	124
障害児通所施設一覧……………	126
共同生活援助 (グループホーム) 事業者一覧……………	126
指定特定相談支援事業者・指定障 害児相談支援事業者一覧……………	128

12 税の軽減など

(1) 所得税の軽減……………	130
(2) 住民税の軽減……………	130



(3) 軽自動車税 (種別割) の減免	131
(4) 自動車税 (種別割)・自動車 税 (環境性能割)・軽自動車税 (環境性能割) の減免.....	132
(5) 個人事業税の減免.....	134
(6) 相続税の軽減.....	134
(7) 贈与税の非課税.....	135
(8) 関税の免除.....	136
(9) マル優制度.....	136

13 公共料金などの割引

交通機関

(1) 中央区コミュニティバス (江戸バス).....	137
(2) 都営交通の無料乗車券と割引	137
(3) 精神障害者都営交通乗車証	138
(4) 民営バス料金の割引.....	138
(5) JR運賃の割引.....	139
(6) 私鉄旅客運賃の割引.....	140
(7) 航空旅客運賃の割引.....	140
(8) フェリー旅客運賃の割引.....	140
(9) タクシー運賃の割引.....	140
(10) 有料道路料金の割引.....	141

公共料金など

(11) NHK テレビ受信料の免除	143
(12) 水道・下水道料金の免除	143
(13) 粗大ごみなどの処理手数料 の減免.....	144
(14) 郵便料金の減免.....	144
(15) はがきの無料配布 (青い鳥はがき).....	145
(16) 電話番号案内の無料利用 (ふれあい案内).....	145
(17) 住民票・課税 (非課税) 証明書の手数料免除.....	146

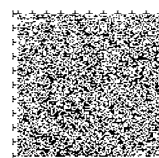
(18) 総合スポーツセンター・ 月島スポーツプラザ・築地社会 教育会館スポーツ施設の 無料入場.....	146
(19) 中央小学校・日本橋小学校・ 月島第三小学校 温水プールの 無料入場.....	147
(20) 都立公園などの無料入場	148
(21) 都立公園駐車場の無料利用	148
(22) 携帯電話料金の割引.....	148

14 防災

.....	149
-------	-----

資料

別表 1 - 1 身体障害者障害程度 等級表.....	158
別表 1 - 2 身体障害者障害程度 等級表.....	160
別表 2 - 1 愛の手帳 判定基準 表 (0歳～6歳 就学前) ..	161
別表 2 - 2 愛の手帳 判定基準 表 (6歳～17歳 児童) ..	162
別表 2 - 3 愛の手帳 判定基準 表 (18歳以上 成人) ..	163
別表 3 精神障害者保健福祉手帳 障害等級判定基準.....	164
別表 4 障害者総合支援法の対象 疾病一覧.....	165
別表 5 手当の所得制限基準額	168
別表 6 年金・医療費助成の所得 制限基準額.....	169
別表 7 障害者福祉団体役員名簿	170
別表 8 障害者相談員.....	171
別表 9 民生・児童委員、 主任児童委員名簿.....	172
別表 10 主な関係機関	176
さくいん.....	178



しょうがいていどべつたいしょうじぎょういちらん
障害程度別対象事業一覧

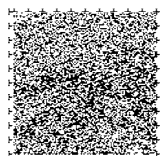
しょうがいていどべつたいしょうじぎょういちらん
障害程度別対象事業一覧

事業		手 当 ・ 年 金											医 療							
		心身障害者福祉手当	難病患者福祉手当	重度心身障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	児童育成手当(障害手当)	児童育成手当(育成手当)	心身障害者扶養共済制度	障害基礎年金(国民年金)	特別障害給付金(国民年金)	障害厚生年金(厚生年金)	心身障害者医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	小児慢性疾患の医療費助成	
ページ		23	23	24	25	26	26	27	28	28	29	30	31	31	33	34	34	35	35	
身体障害者手帳等級	視覚障害	1級	●		▲	▲	●	●	●	●	●				●	●	●	●		
		2級	●		▲	▲	▲	●	▲	●	▲	●			●	▲	●	●		
		3級	●					●	▲							▲	●	●		
		4級																●	●	
		5級																●	●	
		6級																●	●	
	聴覚・平衡機能障害	2級	●		▲	▲	▲	●	▲	●	●	●			●	▲	●	●		
		3級	●					●	▲							▲	●	●		
		4級															●	●		
		5級																●	●	
		6級																●	●	
		章・言語	3級	●					●	▲			●				▲	●	●	
	4級																●	●		
	肢体不自由	1級	●		▲	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●		
		2級	●		▲	●	▲	●	▲	●	▲	●			●	▲	●	●		
		3級	●					●	▲			▲				▲	●	●		
		4級						▲										●	●	
		5級																●	●	
		6級																●	●	
		内部障害	1級	●		▲	▲	▲	●	●	●	●	●			●	●	●	●	
2級			●		▲	▲	▲	●	▲	●	●	●			●	▲	●	●		
3級			●					●	▲						●	▲	●	●		
4級																	●	●		
脳性麻痺		●									●								▲	
進行性筋萎縮症		●									●								▲	
愛の手帳	1度	●		▲	●	●	●		●		●			●						
	2度	●		▲	▲	●	●		●		●			●						
	3度	●					●		●		●			●						
	4度	●												●						
保健福祉手帳 精神障害者	1級	●			●	●	▲	▲		▲	▲			●	▲					
	2級				▲	▲		▲		▲	▲				▲					
	3級							▲		▲	▲				▲					
難病			●																▲	

国民年金法施行令で定める障害等級になります。

国民年金法施行令で定める障害等級になります。

厚生年金保険法施行令で定める障害等級になります。



この表は、本文に掲載してある事業の一部を一覧表にしたものです。

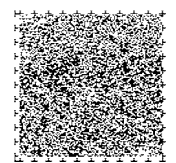
●印はおおむね対象となるものを示します。ただし、●印があっても、障害の程度・年齢および所得制限などで該当しない場合がありますので、必ず各ページの項目をご覧ください。▲印は一部対象です（詳しくはお問い合わせください）。

		医 療					介 護	補装具・生活用具など					生活圏を広げる					
事 業		難病医療費助成	後期高齢者医療制度	自立支援医療（精神通院）	小児精神療の医療費助成	在宅重症心身障害児(者)訪問事業	障害者総合支援法など	重度脳性麻痺者介護事業	補装具の交付と修理・借受け	日常生活用具購入費の給付	住宅設備改善費の給付	中等度難聴児発達支援事業	補助犬の給付	福祉タクシー利用券の給付 ・自動車燃料費助成	リフト付ハイヤーの運行	自動車運転教習費の助成	自動車改造費の助成	駐車禁止の対象除外
ページ		36	38	39	40	40	41	49	50	51	61	62	62	64	65	65	66	67
身 体 障 害 者 手 帳 等 級	視 覚 障 害	1級	●					●				●	●	●	●		●	
		2級	●					●					●		●		●	
		3級	●						●						●			●
		4級							●									▲
		5級							●									
		6級							●									
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	2級	●						●				●			●		●
		3級	●						●						●			●
		4級							●									
		5級							●									
		6級							●									
		音 声 障 害	3級	●						●							●	
	4級		●						●									
	肢 体 不 自 由	1級	●				▲		●		●		●	●	●	●	●	●
		2級	●				▲		●		●		●	●	●	●	●	●
		3級	●						●		●			●	●			●
		4級	▲						●						●			●
		5級							●						●			
		6級							●									
	内 部 障 害	1級	●						●		●			●	●			●
2級		●						●		●			●	●			●	
3級		●						●		●			●	●			●	
4級								●		●				●				
脳性麻痺							▲	●					●	●				
進行性筋萎縮症								●					●	●				
愛の手帳	1度	●				▲							●	●	●		●	
	2度	●				▲							●	●	●		●	
	3度													●				
	4度													●				
保健福祉手帳	精神障害者	1級	●	●	●								●				●	
	2級	●	●	●														
	3級		●	●														
難 病		●						●		●								

詳しくは41～48ページの項目をご覧ください。

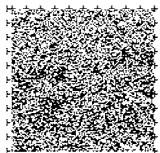
詳しくは51～60ページの項目をご覧ください。

詳しくは62ページの項目をご覧ください。



		より快適なくらしのために									視覚障害のある方のために										
事業		訪問入浴サービス	ふとん乾燥・丸洗いサービス	理美容サービス	紙おむつ等の支給・助成	電話・ファクス料金の助成	緊急通報システム	家具類転倒防止器具の取付	位置情報サービス費用助成	知的障害者	在宅重度障害者の介護者慰労	在宅レスパイト	重症心身障害児(者)	図書館の対面朗読	点字図書	東京都ガイドセンター	介助者派遣事業	盲ろうつ者向け通訳	視覚障害者 日常生活情報点訳などのサービス	視覚障害のある方のための講習など	自立訓練 (生活訓練)
ページ		68	69	69	70	70	71	72	72	73	73	73	78	78	79	80	80	80	80	81	
身体障害者手帳等級	視覚障害	1級	●	●		●	●	●	●		▲		●	●	●	●	●	●	●	●	●
		2級	●	●		●		●	●		▲		●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3級								●				●	●	●	●	●	●	●	●
		4級								●				●	●	●	●	●	●	●	●
		5級								●				●	●	●	●	●	●	●	●
		6級								●				●	●	●	●	●	●	●	●
	聴覚・平衡機能障害	2級	●	●		●	●	●				▲					●				
		3級					●										●				
		4級															●				
		5級															●				
		6級															●				
		音声・言語	3級					●													
	4級																				
	肢体不自由	1級	●	●	●	●	●	●	●			▲									
		2級	●	●		●	●	●	●			▲									
		3級								●											
		4級								●											
		5級																			
		6級																			
	内部障害	1級	●	●		●	●	●				▲									
		2級	●	●		●	●	●				▲									
		3級																			
		4級																			
	脳性麻痺																				
進行性筋萎縮症																					
愛の手帳	1度	●	●	●	●				●	●	▲										
	2度	●	●		●				●	●	▲										
	3度								●	●											
	4度									●											
保健福祉手帳 精神障害者	1級		●	●	●				●												
	2級		●	●	●				●												
	3級																				
難病							▲														

詳しくは73・74ページの項目をご覧ください。

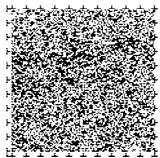


この表は、本文に掲載してある事業の一部を一覧表にしたものです。

●印はおおむね対象となるものを示します。ただし、●印があっても、障害の程度・年齢および所得制限などで該当しない場合がありますので、必ず各ページの項目をご覧ください。▲印は一部対象です（詳しくはお問い合わせください）。

		聴覚障害のある方				精神障害のある方			社会参加				レクリエーション		すまい				
事業		要約筆記記者または手話通訳者の派遣	聴覚障害者コミュニケーション機器の貸し出し	映画・字幕付きビデオ・DVD・映画フィルム等の貸し出し	字幕・手話付きビデオ・DVD・映画フィルム等の貸し出し	聴覚障害のある方のための講習など	精神保健相談	精神保健講習会	障害者地域活動支援センター「ボケット中央」	声の広報・点字広報	郵便等投票制度	録音図書等の貸し出し	図書館の郵送貸し出し	生活福祉資金貸付制度	障害者(児)レクリエーション	東京都障害者休養ホーム	あんしん居住制度利用助成	家賃債務保証制度利用助成	区営住宅募集の特別控除
ページ		82	83	83	83	86	86	86	87	89	90	90	92	93	96	104	104	104	
身体障害者手帳等級	視覚障害	1級							●		●	●	▲	●	●	●	▲	●	
		2級							●		●	●	▲	●	●	●	●	▲	●
		3級								●		●	●	▲	●	●	●	▲	●
		4級								●		●	●	▲	●	●	●	▲	●
		5級								●		●	●	▲		●		▲	●
		6級								●		●	●	▲		●		▲	●
	聴覚・平衡機能障害	2級	●	●	●	●							●	▲	●	●	●	▲	●
		3級	●	●	●	●						▲	●	▲	●	●	●	▲	●
		4級	●	●	●	●						▲	●	▲		●	●	▲	●
		5級	●	●	●	●						▲	●	▲		●		▲	●
		6級	●	●	●	●						▲	●	▲		●		▲	●
		章・言語	3級	●									▲	●	▲	●	●	●	▲
	4級		●									▲	●	▲		●	●	▲	●
	肢体不自由	1級									●	▲	●	▲	●	●	●	▲	●
		2級									●	▲	●	▲	●	●	●	▲	●
		3級										▲	●	▲	●	●	●	▲	●
		4級										▲	●	▲		●	●	▲	●
		5級										▲	●	▲		●		▲	●
		6級										▲	●	▲		●		▲	●
	内部障害	1級									●	▲	●	▲	●	●	●	▲	●
		2級										▲	●	▲	●	●	●	▲	●
		3級									●	▲	●	▲	●	●	●	▲	●
		4級										▲	●	▲		●	●	▲	●
	脳性麻痺													▲					●
進行性筋萎縮症													▲					●	
愛の手帳	1度												▲	●	●	●	▲	●	
	2度												▲	●	●	●	▲	●	
	3度												▲	●	●		▲	●	
	4度												▲	●	●			●	
保健福祉手帳 精神障害者	1級												▲	●	●	●	▲	●	
	2級												▲	●	●	●	▲	●	
	3級												▲	●	●		▲	●	
難病																			

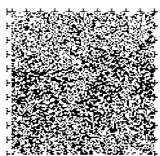
しょうがいていどべつたいしょうじぎょういちらん
障害程度別対象事業一覧



しょうがいていどべつたいしょうじせきよういじやうん
障害程度別対象事業一覧

		すまい						しごと	税の軽減など						交通機関				
事業		抽選優遇制度	「新築UR賃貸住宅」の 都営住宅募集優遇抽せん制度	都営住宅使用料の特別減額	心身障害者世帯向け都営住宅	単身者向け都営住宅	車いす使用者世帯向け都営住宅	都営住宅 単身者用 車いす使用者向け 都営住宅	製造たばこの小売販売業の許可	所得税の軽減	住民税の軽減	軽自動車税(種別割)の減免	軽自動車税(環境性能割)の減免	自動車税(種別割・環境性能割) 軽自動車税(環境性能割)の減免	個人事業税の減免	相続税の軽減	マル優制度	中央区コミュニティバス (江戸バス)	都営交通の無料乗車券と割引
ページ		105	105	106	106	106	107	107	113	130	130	131	132	134	134	136	137	137	
身体障害者手帳等級	視覚障害	1級	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	
		2級	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	
		3級	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●	
		4級	●	●		●	●		●	●	●	▲	▲	●	●		●	●	
		5級		●					●	●	●				●		●	●	
		6級		●					●	●	●				●		●	●	
	聴覚・平衡機能障害	2級	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		3級	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		4級	●	●		●	●		●	●	●			●	●		●	●	
		5級		●					●	●	●	●	●	●	●		●	●	
		6級		●					●	●	●				●		●	●	
		音声言語	3級	●	●		●	●		●	●	●	▲	▲	●	●		●	●
	4級		●	●		●	●		●	●	●			●	●		●	●	
	肢体不自由	1級	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		2級	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		3級	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		4級	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		5級		●					●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		6級		●					●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
	内部障害	1級	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		2級	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		3級	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		4級	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
	脳性麻痺																		
進行性筋萎縮症																			
愛の手帳	1度		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	
	2度		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	
	3度		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●		●	●	
	4度		●		●	●			●	●				●	●		●	●	
保健福祉手帳 精神障害者	1級		●	●	●	●			●	●	▲	▲	●	●		●	●		
	2級		●	●	●	●			●	●				●	●		●	●	
	3級		●		●	●			●	●				●	●		●	●	
難病			●	●															

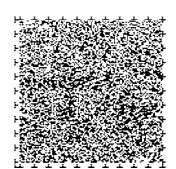
詳しくは各金融機関にお問い合わせください。



この表は、本文に掲載してある事業の一部を一覧表にしたものです。

●印はおおむね対象となるものを示します。ただし、●印があっても、障害の程度・年齢および所得制限などで該当しない場合がありますので、必ず各ページの項目をご覧ください。▲印は一部対象です（詳しくはお問い合わせください）。

		交通機関							公共料金など										
事業		精神障害者都営交通乗車証	民営バス料金の割引	JR運賃の割引	私鉄旅客運賃の割引	航空旅客運賃の割引	フェリー旅客運賃の割引	タクシー運賃の割引	有料道路料金の割引	NHKテレビ受信料の免除	水道・下水道料金の免除	（青い鳥はがき） はがきの無料配布	（ふれあい案内） 電話番号案内の無料利用	総合スポーツセンター・月島スポーツプラザ・築地社会教育会館 スポーツ施設の無料入場	第二小学校温水平ルの無料入場	中央小学校・日本橋小学校・月島	都立公園などの無料入場	都立公園駐車場の無料利用	
ページ		138	138	139	140	140	140	140	141	143	143	145	145	146	147	148	148	148	
身体障害者手帳等級	視覚障害	1級	●			●		●	●			●	●	●	●	●	●	●	
		2級	●			●		●	●			●	●	●	●	●	●	●	
		3級	●			●		●	●				●	●	●	●	●	●	●
		4級	●			●		●	●				●	●	●	●	●	●	●
		5級	●			●		●	●				●	●	●	●	●	●	●
		6級	●			●		●	●				●	●	●	●	●	●	●
	聴覚・平衡機能障害	2級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		3級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		4級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		5級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		6級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		章・言語	3級	●		●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		4級	●			●		●	●			●	●	●	●	●	●	●	
	肢体不自由	1級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		2級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		3級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		4級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		5級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
		6級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
	内部障害	1級	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
2級		●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
3級		●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
4級		●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
脳性麻痺																			
進行性筋萎縮症																			
愛の手帳	1度	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
	2度	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
	3度	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
	4度	●			●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
保健福祉手帳 精神障害者	1級	●	●		●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
	2級	●	●		●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
	3級	●	●		●		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
難病																			



1

相談窓口

障害や日常生活に関する相談窓口

(1) 障害者福祉課

障害福祉についての相談および各種の事業を行っています。

係名	内容	電話番号	FAX 番号	場所
障害者福祉係	心身障害者福祉手当など、心身障害者の医療費助成、障害福祉計画や障害児福祉計画に関することなど	(3546) 5389・ 5268	(3248) 1322	区役所 本庁舎 4階
相談支援係	知的障害者、身体障害者、精神障害者福祉に関する相談および個別援護、愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、障害のある方の自立支援	(3546) 6032・ 5602・ 6753・ 5717		
給付指導係	自立支援給付費等の支払、相談支援事業者や障害児相談支援事業者の指定、障害福祉サービスなどを行う事業者の指導に関すること	(3546) 5697・ 5744		

(2) 福祉センター

障害のある方に関する事業や相談を行っています。詳しくは、115・116ページをご覧ください。

(3) 基幹相談支援センター

区内の障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種別や年齢にかかわらず、さまざまな相談に対応しています。

問い合わせ 〒104-0044 明石町 12-1 福祉センター内
電話 (6264) 3957 FAX (6264) 3958

(4) 障害者虐待防止の通報・相談窓口

障害者虐待の未然の防止・早期発見、緊急時の相談のため通報窓口を設けています。

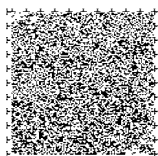
(通報・相談窓口) 障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 5634 〈受付時間〉 年中無休 24 時間受付

(通報窓口) 基幹相談支援センター

電話 (6264) 3957

〈受付時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時



(5) 障害者相談員

区内在住の障害のある方とその保護者の方からの各種相談に応じ、助言や指導を行っています。各相談員の連絡先などは、171ページの一覧表をご覧ください。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(6) 民生・児童委員

民生・児童委員は、地域における身近な相談相手として福祉に関するさまざまな相談に応じています。民生・児童委員の担当区域については、172～175ページの一覧表をご覧ください。

問い合わせ

管理課 地域福祉推進係
電話 (3546) 5393 FAX (3544) 0505

(7) 地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターは、年齢を問わず、身近な地域で「人々のつながりづくり」を進めます。日常生活上の困りごとやどこに相談すればいいかわからない悩みごとの相談・訪問支援を始め、住民の皆さんが行う地域での活動に関する相談もお受けします。

問い合わせ

中央区社会福祉協議会 管理部地域ささえあい課
〒104-0032 八丁堀 4-1-5 2階
電話 (3523) 9295 FAX (3206) 0601

(8) 東京都心身障害者福祉センター

身体障害者手帳や愛の手帳の交付・判定業務や補装具の判定などを行い、援護の実施者である区市町村に対する専門的支援を行う施設として都が設置しています。

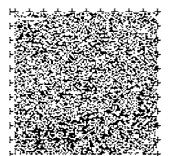
(業務内容) 身体障害者手帳の交付、補装具等の判定、愛の手帳（18歳以上）などの判定、愛の手帳の交付・高次脳機能障害のある方への相談・支援など

(利用方法) 福祉事務所を通して相談する日時を予約します。ただし、愛の手帳の判定予約と高次脳機能障害専用電話相談は、直接電話してください。

(受付時間) 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～正午・午後1時～午後5時
（高次脳機能障害専用電話相談は午後4時まで）

問い合わせ

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎
（セントラルプラザ）12階～15階
電話 (3235) 2946 (代) FAX (3235) 2968
※愛の手帳判定予約
電話 (3235) 2961
※高次脳機能障害専用電話相談
電話 (3235) 2955
（電話での相談が難しい場合は FAX 番号 (3235) 2957 まで）



(9) 東京都盲ろう者支援センター

視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者が、地域で自立した生活を送り、社会参加を促進するための総合的なサービスを提供しています。

盲ろう者やその家族、関係者などからの相談を受け、情報提供や問題解決の支援を提供します。

生活に必要な技術や知識を学ぶための訓練を実施します。

社会参加の支援として、交流会や学習会を開催しています。

問い合わせ

〒111-0053 台東区浅草橋 1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル 2 階
電話 (3864) 7003 FAX (3864) 7004
Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

精神障害や難病に関する相談窓口

(10) 保健所・保健センター

次の事業について、申請の受付や相談を行っています。

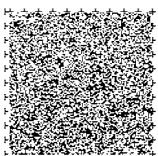
- ① 難病医療費助成
- ② 母子の健康指導
- ③ 訪問保健指導
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付
- ⑤ 精神障害者通院医療費公費負担
- ⑥ 精神保健講習会
- ⑦ 精神保健相談
- ⑧ 保健・福祉に関する相談
- ⑨ 保健・福祉に関する各種サービスの申請手続の援助

問い合わせ

中央区保健所 健康推進課 予防係
〒104-0044 明石町 12-1
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
日本橋保健センター 健康係
〒103-0012 日本橋堀留町 1-1-1
電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター 健康係
〒104-0052 月島 2-10-3
電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

(11) 障害者地域活動支援センター 「ポケット中央」

精神に障害のある方やその家族を対象に、日常生活や福祉サービスに関わる相談を行っています。詳しくは、117ページをご覧ください。



子どもや発達に関する相談窓口

(12) 子ども発達支援センター ゆりのき

発達障害のあるなしにかかわらず、子どもの発達や育ちの相談を行っています。詳しくは118・119ページをご覧ください。

(13) 教育センター

教育に関する相談や、心身の発達に課題のあるお子さんの就学に関する相談を行っています。詳しくは100ページをご覧ください。

(14) 東京都児童相談センター

18歳未満の児童の障害を含むあらゆる相談について、児童福祉司、児童心理司などが応じ、各種の診断・判定・指導を行っています。

- ① 児童についての相談
- ② 児童福祉施設への入所
- ③ 児童とその家族についての必要な調査、社会的・心理的・医学的な判定、診断と指導など
- ④ 里親などへの委託の措置
- ⑤ 緊急を要する児童の一時保護
- ⑥ 18歳未満の方の愛の手帳の交付

問い合わせ

〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1
電話 (5937) 2317 (中央区担当ダイヤルイン)
FAX (3366) 6036

(15) 東京都手をつなぐ育成会 手をつなぐあんしん相談

知的障害のある方の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

(受付時間) 月曜日～木曜日 午前10時～午後5時

問い合わせ

〒160-0023 新宿区西新宿 7-8-10 オークラヤビル 2階
電話 (5389) 2614 FAX (5389) 4090

(16) 東京都発達障害者支援センター (TOSCA)

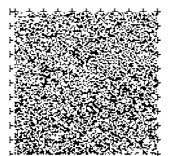
都内在住の発達障害のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わるさまざまな相談を受けています。必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーションなども行っています。

【おとなTOSCA】(対象年齢 18歳以上)

(電話相談) 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)

※電話相談の予約は必要なし。無料。

※諸事情で電話相談が困難な方は、「おとなTOSCA」ホームページをご覧ください。



【こどもTOSCA】（対象年齢 18歳未満）

（受付）月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

（相談）月・火・木・金曜日 午前9時30分～午後5時

※年末年始・祝日を除く

※ご利用にあたっては予約が必要。無料。

といあ
問い合わせ

【おとな TOSCA】

〒112-0012 文京区大塚 4-45-16

電話 (6902) 2082

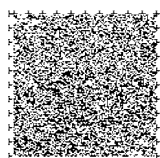
【こども TOSCA】

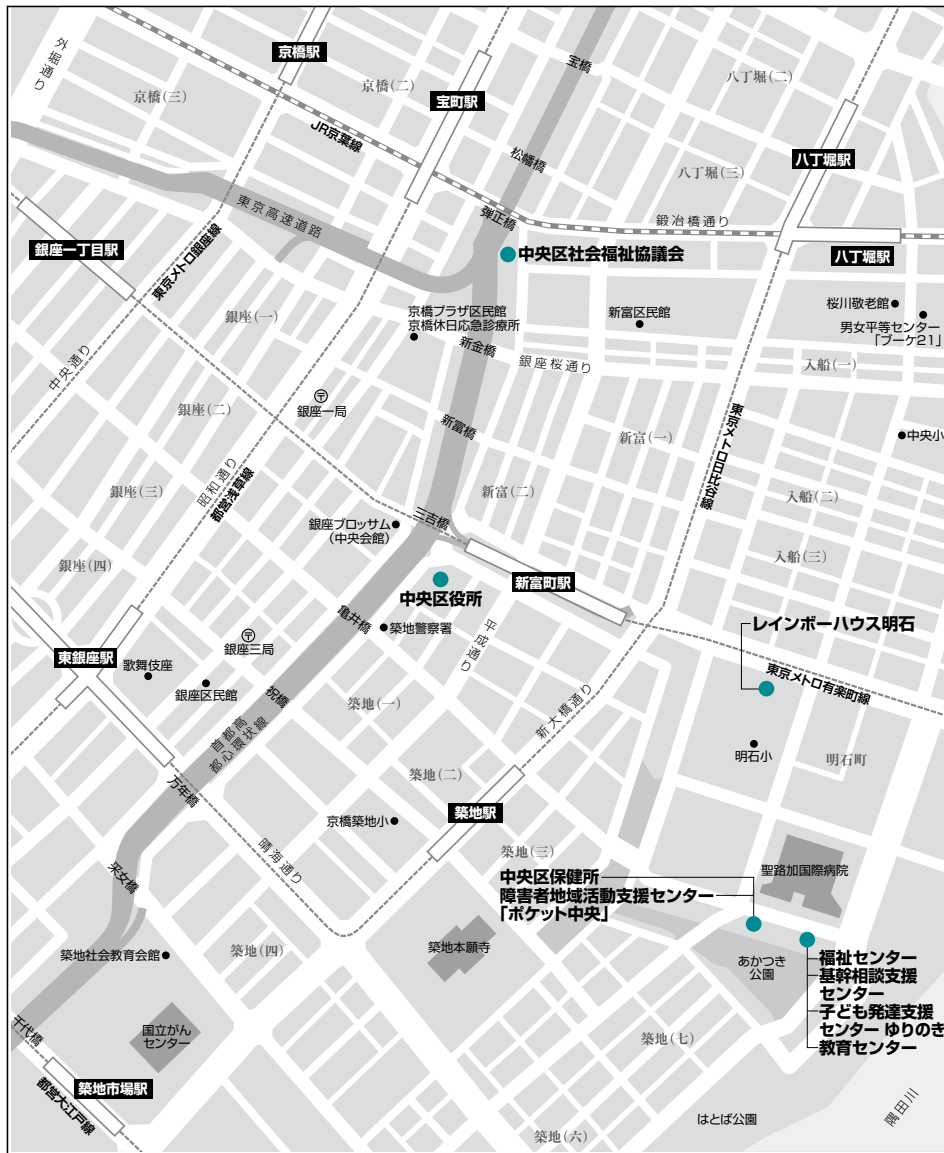
〒156-0055 世田谷区船橋 1-30-9

電話 (6413) 0231 FAX (3706) 7242

1

相談窓口
そうだんまどぐち





中央区役所

〒104-8404 築地 1-1-1
電話 (3543) 0211 大代表

●交通

- ・東京メトロ有楽町線「新富町」駅下車(1番出口)徒歩1分
- ・東京メトロ日比谷線「築地」駅下車(3・4番出口)徒歩5分

中央区社会福祉協議会

〒104-0032 八丁堀 4-1-5
電話 (3206) 0506 FAX (3206) 0601

●交通

- ・都営浅草線「宝町」駅下車(A1出口)徒歩3分
(A3出口)徒歩7分
- ・東京メトロ日比谷線・JR京葉線「八丁堀」駅下車
(A3出口)徒歩7分

レインボーハウス明石

〒104-0044 明石町 1-6 5階
電話 (6226) 1099 FAX (3546) 9082

●交通

- ・東京メトロ有楽町線「新富町」駅下車(6番出口)徒歩2分
- ・東京メトロ日比谷線「築地」駅下車(3a出口)徒歩6分

中央区保健所

電話 (3541) 5936 (代表) FAX (3546) 9554

福祉センター

電話 (3545) 9311 FAX (3544) 0888

基幹相談支援センター

電話 (6264) 3957 FAX (6264) 3958

子ども発達支援センター ゆりのき

電話 (3545) 9844 FAX (3545) 9660

教育センター

電話 (3545) 9201 FAX (3545) 9027

障害者地域活動支援センター 「ポケット中央」

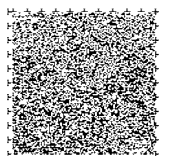
電話 (3541) 1021 FAX (3541) 1022

※入口は保健所側をご利用ください。

〒104-0044 明石町 12-1

●交通

- ・東京メトロ日比谷線「築地」駅下車(3番出口)徒歩7分
- ・東京メトロ有楽町線「新富町」駅下車(6番出口)徒歩10分
- ・都バス 東15(東京駅八重洲口ー深川車庫前)
「聖路加病院前」下車徒歩2分



中央区社会福祉協議会障害者就労促進部 さわやかワーク中央(就労継続支援B型事業所) 中央区障害者就労支援センター

〒103-0004 東日本橋 2-27-12 両国郵便局合同建物 4～6階
さわやかワーク中央

電話 (3865) 3661 FAX (3865) 3662

就労支援センター

電話 (3865) 3889 FAX (3865) 3662

- 交通 ・JR 総武線「浅草橋」駅下車 (東口) 徒歩 3分
- ・JR 総武本線「馬喰町」駅下車 (6番 C2出口) 徒歩 1分
- ・都営浅草線「浅草橋」駅下車(A1出口) 徒歩 3分
- ・都営浅草線「東日本橋」駅下車 (B3・B4出口) 徒歩 5分



1

相談窓口
そうだんまどぐち



日本橋保健センター

〒103-0012 日本橋堀留町 1-1-1

電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503

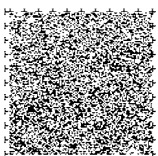
- 交通 ・東京メトロ日比谷線・都営浅草線
「人形町」駅下車 (A5出口) 徒歩 5分
- ・東京メトロ日比谷線「小伝馬町」駅下車 (3番出口) 徒歩 5分
- ・東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅下車 (A4・A5出口) 徒歩 6分

月島保健センター

〒104-0052 月島 2-10-3

電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

- 交通 ・東京メトロ有楽町線・都営大江戸線「月島」駅下車 (9番出口) 徒歩 1分
- ・都バス
東 16 (東京駅八重洲口ー深川車庫前・東京ビックサイト行)
「月島駅」下車徒歩 5分
- 門 33 (豊洲水産埠頭ー亀戸駅行)
「月島駅」下車徒歩 5分



福祉センター ふれあい作業所

〒104-0053 晴海 1-4-1

月島第三小学校等複合施設地下1階

電話 (3532) 1577 FAX (3532) 1568

- 交通 ・東京メトロ有楽町線「月島」駅下車
(10番出口) 徒歩 11分
- ・都営大江戸線「月島」駅下車
(10番出口) 徒歩 11分
- ・都バス
業 10 新橋→築地→とうきょうスカイツリー駅前行
「晴海一丁目」下車徒歩 2分
東 15 東京駅八重洲口→聖路加病院前→深川車庫前行
「晴海一丁目」下車徒歩 1分
東 16 東京駅八重洲口→リバーシティ 21 →東京
ビッグサイト行
「新月島公園前」下車徒歩 3分



1
相談窓口
そつだんまどぐら

東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1

東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ)
12～15階

電話 (3235) 2946 (代表) FAX (3235) 2968

- 交通 ・東京メトロ有楽町線・南北線・東西線
都営大江戸線「飯田橋」駅下車 (B2b出口)
セントラルプラザ1階口ビー直結
- ・JR 総武線「飯田橋」駅 (西口) 徒歩 2分
(東口) 徒歩 4分
- ・都バス
飯 64 (小滝橋車庫前～九段下)
「飯田橋駅前」
飯 62 (小滝橋車庫前～都営飯田橋駅前)
停留所下車徒歩 5分
「飯田橋」



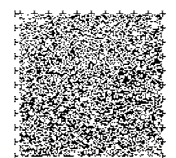
東京都児童相談センター

〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1

東京都子供家庭総合センター内

電話 (5937) 2317 FAX (3366) 6036

- 交通 ・JR 山手線・東京メトロ東西線
「高田馬場」駅下車 徒歩 15分
- ・JR 山手線「新大久保」駅下車 徒歩 15分
- ・JR 総武線「東中野」駅下車 徒歩 15分
- ・JR 総武線「大久保」駅下車 徒歩 13分
- ・東京メトロ東西線「落合」駅下車 徒歩 10分
- ・西武新宿線「下落合」駅下車 徒歩 12分
- ・都営大江戸線・西武新宿線
「中井」駅下車 徒歩 16分
- ・都バス「小滝橋」、「小滝橋車庫前」、
「新宿消防署」下車 徒歩 5分
- ・関東バス「小滝橋」、「新宿消防署」 徒歩 5分

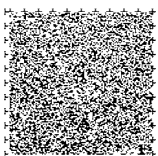


しんたいしょうがいしゃてちょう
(1) 身体障害者手帳

- **内 容** 身体障害のある方が、各種の福祉サービスや援護を受けるために必要な身分証明となるものです。
東京都で判定した結果、障害の程度が1級～6級と認定された方に交付されます。
 - **対 象** 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能
 - **申請方法** 申請には次の書類などが必要です。
 - ① 診断書・意見書
 - ※ 所定の用紙（障害者福祉課にあります）に指定医が記入済みのもの
 - ※ 指定医の確認は障害者福祉課でできます
 - ② 写真1枚（縦4cm×横3cm）
 - ※ 脱帽で正面から上半身を写し、1年以内に撮影したもの
 - ③ マイナンバーを証明する書類
 - ※ 本人以外が申請する場合は、そのほかに委任状が必要な場合があります。
- (手帳の交付)** 申請の約1カ月後に障害者福祉課でお渡しします。
- (住所変更・再交付など)** 手帳の記載事項に変更があったときなどは、障害者福祉課に届けてください。届け出には次のものが必要です。
- 住所・氏名を変更したとき、死亡のとき
 - ・ 手帳
 - 障害の程度が変わったとき、障害を追加するとき
 - ・ 手帳、診断書、写真1枚、マイナンバーを証明する書類
 - 手帳を失くしたとき
 - ・ 写真1枚、身分証明書
 - 手帳を破損したとき
 - ・ 手帳、写真1枚

といあ
問 合 せ

障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



あ い て ち ょ う (2) 愛の手帳

- **内容** 知的障害のある方が、各種の福祉サービスや援護を受けるために必要な手帳です。
東京都が知的障害のある方に発行する手帳で、障害の程度により1度～4度に区分されます。
国の制度の療育手帳に相当するものです。

- **申請方法** 申請には次の書類などが必要です。

- ①写真1枚（縦4cm×横3cm）
※脱帽で正面から上半身を写し、1年以内に撮影したもの
- ②マイナンバーを証明する書類
- ③住所確認書類 など

(手帳の新規申請・更新・都外からの転入など)

東京都児童相談センターまたは東京都心身障害者福祉センターにお問い合わせください。

(都内での住所変更・氏名変更・再交付・返還)

障害者福祉課に届けてください。届け出には次のものが必要です。

- 住所・氏名を変更したとき、死亡のとき
・手帳
- 手帳を失くしたとき
・写真1枚、身分証明書
- 手帳を破損したとき
・手帳、写真1枚

といあ 問合わせ

(18歳未満の方)

東京都児童相談センター

〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1 東京都子ども家庭総合センター内
中央区担当

電話 (5937) 2317 FAX (3366) 6036

(18歳以上の方)

東京都心身障害者福祉センター

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1

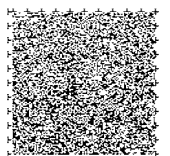
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）

電話 (3235) 2961 FAX (3235) 2968

(都内での住所変更・氏名変更・再交付・返還)

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



(3) 精神障害者保健福祉手帳

● **内容** 精神疾患のある方のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活へ制約のある方へ1級～3級の手帳が交付されます。
この手帳をお持ちの方は、都営交通乗車証の発行や税金の控除などの支援が受けられます。

● **申請方法** 申請には次の書類などが必要です。

① 診断書（所定のもの）または障害年金の年金証書の写し

※ 診断書は、精神障害に係る初診日から6カ月を経過した日以降に作成され、かつ申請日時点で3カ月以内に発行されたもの

② 写真1枚（縦4cm×横3cm）

※ 脱帽で正面から上半身を写し、1年以内に撮影したもの

③ マイナンバーを証明する書類

※ 本人以外が申請するときには、そのほかに委任状が必要な場合があります。

(手帳の交付) 申請の約3カ月後に申請した窓口（下記問合わせ先のいずれか）でお渡しします。

(住所変更・再交付など) 手帳の記載事項に変更があったときなどは、下記問い合わせ先に届けてください。届け出には次のものが必要です。

○ 住所・氏名を変更したとき、死亡のとき

・ 手帳

○ 障害の程度が変わったとき

・ 手帳、診断書または障害年金の年金証書の写し、写真1枚、マイナンバーを証明する書類

○ 手帳を失くしたとき

・ 写真1枚、身分証明書

○ 手帳を破損したとき

・ 手帳、写真1枚

問合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6753 FAX (3248) 1322

中央区保健所 健康推進課 予防係

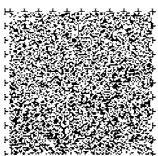
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554

日本橋保健センター 健康係

電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503

月島保健センター 健康係

電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747



(1) 心身障害者福祉手当 (区の制度)

- **内容** 心身に障害のある方を対象として支給する手当です。
- **対象** 原則、申請時 65 歳未満で、次のいずれかの手帳をお持ちの方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級
- ② 愛の手帳 1～3 度
- ③ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症
- ④ 身体障害者手帳 3 級
- ⑤ 愛の手帳 4 度
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 1 級

● **(支給制限)** 次のいずれかにあたる方は、受給できません。

- ① 施設に入所している方
- ② 保護者が、児童育成手当（障害手当）を受給している場合の、対象となる障害児
- ③ 本人または扶養義務者の所得が、別表 5（168 ページ）の基準額を超える方
- ④ 難病患者福祉手当を受給中の方

● **手当額**

対 象	金 額
● 対象の④～⑥の方	10,200 円
● 対象の①～③の方で、おとしより介護応援手当を受給している方	
● 対象の①～③の方で、おとしより応援介護手当を受給していない方	15,500 円

- **支給方法** 4 月・8 月・12 月の末日までに障害のある方本人の預金口座に前月までの4カ月分を振り込みます。

- **申請方法** 次のものを持参してください。

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 障害者手帳をお持ちの方の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ③ マイナンバーを証明する書類（本人が 20 歳未満の場合は、扶養義務者のマイナンバーを証明する書類も必要です）

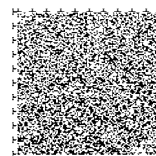
※ 上記以外の書類が必要な場合があります。

● **問い合わせ**

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(2) 難病患者福祉手当 (区の制度)

- **対象** 難病医療費を受給されている方
※ ただし、次のいずれかにあたる方は受給できません。
- ① 心身障害者福祉手当受給者



- ②おとしより介護応援手当受給者
- ③保護者が、児童育成手当（障害手当）を受給している場合の、対象となる障害児
- ④区の定める施設に入所している方
- ⑤本人または扶養義務者の所得が、別表 5（168 ページ）の基準額以上の方

●**手当額**
●**支給方法**

月 15,500 円

4 月・8 月・12 月の末日までに受給者の預金口座に前月までの 4 カ月分を振り込みます。

●**申請方法**

次のものを持参してください。

- ①東京都から交付を受けた医療受給者証（申請中の方は、医療費助成申請時の申請書の写し）
- ②請求者の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ③区外から転入された方は、前住地の住民税課税証明書（所得額および控除対象額が記載されたもの）
- ④マイナンバーを証明する書類（本人が 20 歳未満の場合は、扶養義務者のマイナンバーを証明する書類も必要です）

問い合わせ

中央区保健所 健康推進課 予防係
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
日本橋保健センター 健康係
電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター 健康係
電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

(3) 重度心身障害者手当（都の制度）

●**内容** 心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護を必要とする方に支給する手当です。

- 対象** 申請時 65 歳未満で、次のいずれかの障害のある方
- ①重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方。
 - ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方。
 - ③重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方。

※障害者手帳を取得していなくても申請可

(支給制限)

次のいずれかにあたる方は、受給できません。

- ①施設に入所している方
- ②病院・診療所に 3 カ月を超えて入院している方
- ③本人または扶養義務者の所得が、別表 5（168 ページ）の基準額を超える方

●**手当額**

月 60,000 円

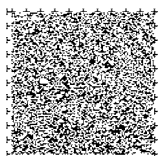
●**支給方法**

東京都が毎月、障害のある方本人の預金口座に振り込みます。

●**申請方法**

次のものを持参してください。

- ①身体障害者手帳または愛の手帳（お持ちの方）
- ②印鑑



③マイナンバーを証明する書類（本人が20歳未満の場合は、扶養義務者のマイナンバーを証明する書類も必要です。）

※上記以外の書類が必要な場合があります。

※申請後、東京都心身障害者福祉センターの診断を受けていただき、後日、東京都が受給資格の有無を決定します。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(4) 特別障害者手当 (国の制度)

● **内容** 20歳以上で精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給する手当です。

● **対象** 20歳以上で、おおむね次の①～③程度の障害を有する方。

①身体障害者手帳1・2級

②愛の手帳1・2度

③ ①・②と同等の疾病・精神障害

※上記は資格に該当する障害の目安です。診断書の判定により、却下となる場合があります。

※障害者手帳を取得していなくても申請可

● **(支給制限)** 次のいずれかにあたる方は、受給できません。

①施設に入所している方

②病院・診療所に3カ月を超えて入院している方

③本人または扶養義務者等の所得が別表5（168ページ）の基準額以上の方（所得基準額以上となった場合は、認定されている方も手当の支給が停止となります）

● **手当額** 月27,980円（令和5年4月1日時点）

● **支給方法** 2月・5月・8月・11月の10日までに障害のある方本人の預金口座に、前月までの3カ月分を振り込みます。

● **申請方法** 次のものを持参してください。

①身体障害者手帳または愛の手帳（お持ちの方）

②所定の診断書（障害者福祉課にあります）

③障害者手帳をお持ちの方の口座番号がわかるもの（預金通帳など）

④年金証書（お持ちの方）

⑤マイナンバーを証明する書類

※上記以外の書類が必要な場合があります。

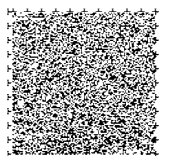
問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

3

手当・年金



(5) 障害児福祉手当 (国の制度)

● **内容** 20歳未満で精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給する手当です。

● **対象** 20歳未満で、おおむね次の①～③程度の障害を有する方。

①身体障害者手帳1・2級

②愛の手帳1・2度

③ ①・②と同等の疾病、精神障害

※上記は資格に該当する障害の目安です。診断書の判定により、却下となる場合があります。

※障害者手帳を取得していなくても申請可

(支給制限) 次のいずれかにあたる方は、受給できません。

①施設に入所している方

②障害を理由とする公的年金を受けている方

③本人または扶養義務者等の所得が別表5(168ページ)の基準額以上の方(所得基準額以上となった場合は、認定されている方も手当の支給が停止となります。)

● **手当額** 月15,220円(令和5年4月1日時点)

● **支給方法** 2月・5月・8月・11月の10日までに障害のある方本人の預金口座に、前月までの3カ月分を振り込みます。

● **申請方法** 次のものを持参してください。

①身体障害者手帳または愛の手帳(お持ちの方)

②所定の診断書(用紙は障害者福祉課にあります)

③障害者手帳をお持ちの方の口座番号がわかるもの(預金通帳など)

④本人および扶養義務者のマイナンバーを証明する書類

⑤戸籍謄本(必要な場合のみ)

※上記以外の書類が必要な場合があります。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(6) 特別児童扶養手当 (国の制度)

● **内容** 精神または身体に障害がある20歳未満の児童を監護する父母または養育している方に支給する手当です。

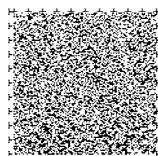
● **対象** 次のいずれかにあたる20歳未満の児童を監護する父母または養育者

①身体障害者手帳1～3級程度の児童(下肢障害については4級の一部を含む)

②愛の手帳1～3度程度の児童

③精神障害または内部障害により、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童

※複数の障害がある場合(上肢4級+下肢6級など)は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。



支給制限

次のいずれかにあたるときは、受給できません。

- ①児童が施設などに入所しているとき。
- ②児童が障害を支給理由とする公的年金を受けているとき。
- ③父、母または養育者の所得が、別表5（168 ページ）の基準額以上のとき。（所得基準額以上となった場合は、認定されている方も手当の支給が停止となります）

手当額

重度（1級）月 53,700 円
 中度（2級）月 35,760 円
 （令和5年4月1日時点）

支給方法

4月・8月・11月に受給者の預金口座に振り込まれます。

申請方法

次のものを持参してください。

- ①請求者（父母または養育者）と児童の戸籍謄本（おおむね1カ月以内のもの）
- ②児童の身体障害者手帳または愛の手帳（お持ちの方のみ）
- ③所定の診断書（用紙は障害者福祉課にあります）
- ④請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ⑤請求者・その配偶者・扶養義務者および対象児童のマイナンバーを証明する書類

※上記以外の書類が必要となる場合があります。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
 電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(7) 児童扶養手当（国の制度）

内容

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給されます。

対象

次のいずれかにあたる18歳に達した年度の末日までの児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1・2度および3度の一部程度の障害児は20歳未満）を扶養している父、母または養育者

- ①父または母が重度の障害者（身体障害者手帳1・2級程度）
- ②父母が離婚
- ③父または母が生死不明または死亡
- ④父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑤婚姻によらないで生まれたなど

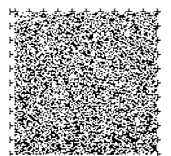
支給制限

本人または扶養義務者の所得が別表5（168ページ）の基準額を超える方

手当額

令和5年4月現在

- ①児童1人の場合
 - 全部支給 月 44,140 円
 - 一部支給 月 44,130 円～ 10,410 円
- ②児童2人の場合
 - 全部支給 月 54,560 円
 - 一部支給 月 54,540 円～ 15,620 円
- ③児童3人以上の場合
 - 3人目以降、1人増すごとに



● 支給方法
● 申請方法

全部支給 月 6,250 円加算
一部支給 月 6,240円～ 3,130円
※父、母または養育者の所得により、全部支給と一部支給に区分します。
奇数月に受給者の預金口座に振り込みます。
次のものを持参してください。

- ①請求者（父、母または養育者）と児童の戸籍謄本
- ②身体障害者手帳（手帳がない方は所定の診断書）
- ③請求者の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ④マイナンバーを証明する書類

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係
電話 (3546) 5350・5351 FAX (3546) 2129

(8) 児童育成手当 (障害手当) (区の制度)

● 内容 心身に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給する手当です。
● 対象 次のいずれかにあたる20歳未満の児童を扶養している父母または養育者

- ①身体障害者手帳 1・2 級程度
- ②愛の手帳 1～3 度程度
- ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症

(支給制限) 次のいずれかにあたる時は、支給できません。

- ①児童が施設に入所している。
- ②児童が心身障害者福祉手当を受給している。
- ③父、母または養育者の所得が、別表 5（168ページ）の基準額以上

● 手当額 月 15,500 円
● 支給方法 2月・6月・10月に受給者の預金口座に前月までの4カ月分を振り込みます。

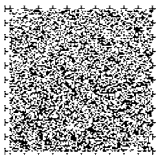
● 申請方法 次のものを持参してください。
①児童の身体障害者手帳または愛の手帳
②請求者の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
③請求者・その配偶者および対象児童のマイナンバーを証明する書類
※上記以外の書類が必要となる場合があります。

問い合わせ 障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(9) 児童育成手当 (育成手当) (区の制度)

● 内容 ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給されます。

● 対象 次のいずれかにあたる18歳に達した年度の末日までの児童を扶養している父母または養育者
①父または母が重度の障害者（身体障害者手帳 1・2 級程度）
②父母が離婚



- ③父または母が生死不明または死亡
- ④父または母が法令により1年以上拘禁されている
- ⑤婚姻によらないで生まれたなど

(支給制限) 父母または養育者の所得が、別表5（168ページ）の基準額以上の場合は支給できません。

●手当額

月 13,500 円

●支給方法

2、6、10月に受給者の預金口座に振り込みます。

●申請方法

次のものを持参してください。

- ①請求者（父母または養育者）と児童の戸籍謄本
- ②身体障害者手帳（手帳がない方は所定の診断書）
- ③請求者の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ④マイナンバーを証明する書類

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係
電話 (3546) 5350・5351 FAX (3546) 2129

(10) 心身障害者扶養共済制度（都の制度）

●内容

障害のある方を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。保護者が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときは、障害のある方に終身一定額の年金を支給します。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。

●対象

次の全ての要件を満たしている方

- ①障害のある方の保護者であること
- ②都内に住所があること
- ③特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ④年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること

(障害者の範囲) ①身体障害のある方（身体障害者手帳1～3級）

②知的障害のある方

③精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記①または②と同程度の方（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

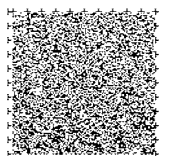
問い合わせ

(制度に関して)

東京都扶養共済事務センター
〒163-0719 新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 16 階
電話 (3344) 8633 FAX (3344) 8596

(申し込み先)

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(11) 障害基礎年金 (国民年金)

● **内容** 障害認定日に病気やけがで国民年金法施行令で定める障害状態になった場合に支給されます。

● **対象** ①初診日において、国民年金に加入している方、または国内に住所を有し、国民年金に加入したことがある60歳以上65歳未満の方が、障害認定日に病気やけがで国民年金法施行令で定める障害等級の1級または2級の状態となったとき。

なお、初診日の前々月までに保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あることが必要です（令和8年3月までに初診日のある人は、初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の納め忘れがなければ、受けられます）。

②20歳になる前に初診日がある病気やけがで国民年金法施行令で定める障害となったとき。

※障害認定日とは、初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。ただし、1年6カ月を経過した日が20歳前の場合は、20歳に達した日が障害認定日となります。

● **支給制限** 次の方は、支給停止になります。

対象②の方で、別表6（169ページ）の一定の所得がある場合

● **障害の程度** 国民年金法施行令で定められています。

①1級 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状により、日常生活が自分だけでは全くできない程度。

②2級 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状により、日常生活に著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度。

※この障害の程度は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

● **年金額** 令和5年4月現在

①障害等級 1級

67歳以下の方 993,750円（月82,812円）

（昭和31年4月2日以後生まれ）

68歳以上の方 990,750円（月82,562円）

（昭和31年4月1日以前生まれ）

②障害等級 2級

67歳以下の方 795,000円（月66,250円）

（昭和31年4月2日以後生まれ）

68歳以上の方 792,600円（月66,050円）

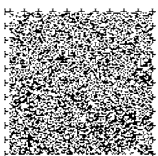
（昭和31年4月1日以前生まれ）

※18歳未満の子（または障害等級が1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子）の生計を維持している場合は次の加算があります。

2人目まで1人につき228,700円

3人目以降1人につき76,200円

● **支給月** 偶数月の15日にそれぞれ前2カ月分を支給します。



問い合わせ

保険年金課 年金係
電話 (3546) 5371 FAX (3248) 1322
中央年金事務所 お客様相談室
〒104-8175 明石町 8-1 聖路加タワー 1 階
電話 (3543) 1411 (代)

(12) 特別障害給付金 (国民年金)

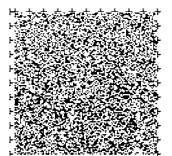
- **内容** 国民年金に任意加入していなかったため、障害基礎年金などを受給していない障害のある方に支給されます。
- **対象** 下記①または②に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。
 - ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者
 ※65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。
 ※障害基礎年金、障害厚生（共済）年金を受給することができる方は対象になりません。
- **支給制限** 次の方は、支給停止になります。
別表6（169ページ）の一定の所得がある場合
- **障害の程度** 国民年金法施行令で定められている障害基礎年金1級相当または2級相当
 ※この障害の程度は、身体障害者手帳の等級とは異なります。
- **給付金額** 令和5年4月現在
 - ①障害基礎年金 1級相当
月額 53,650 円
 - ②障害基礎年金 2級相当
月額 42,920 円
- **支給月** 偶数月の15日にそれぞれ前2カ月分を支給します。

問い合わせ

保険年金課 年金係
電話 (3546) 5371 FAX (3248) 1322
中央年金事務所 お客様相談室
〒104-8175 明石町 8-1 聖路加タワー 1 階
電話 (3543) 1411 (代)

(13) 障害厚生年金 (厚生年金)

- **内容** 障害認定日に病気やけがで厚生年金保険法施行令で定める障害状態になった場合に支給されます。
- **対象** 次のすべてにあたる方
 - ①厚生年金保険に加入中の病気やけがについて初診日があること。
 - ②障害認定日において、下記の障害の程度に該当していること。
ただし、認定日において障害の程度に該当しない場合でも、その後障害が重くなり、65歳の誕生日の前々日までに該当したときを含みます。



③初診日の前日において、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていること。

●**障害の程度**

厚生年金保険法施行令で定められています。

- ① 1 級 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状により、日常生活が自分だけでは全くできない程度。
- ② 2 級 身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状により、日常生活に著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度。
- ③ 3 級 労働が著しい制限を受けるか、労働に著しい制限を加えることを必要とする程度。

※この障害程度は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

●**年金額**

障害の程度により、1 級から 3 級まで分かれていて、被保険者であった期間などにより算出します。

●**障害手当金**

3 級の障害よりやや軽い程度の障害が残ったとき、傷病が初診日から 5 年以内に治った場合一時金として支給されます。ただし、障害年金を受けするために必要な保険料納付要件を満たしていることを要します。

①支給制限

他の公的年金等を受けているか、受ける権利がある場合、または労災などの障害給付を受ける場合は支給されません。

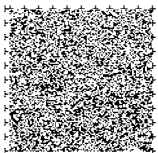
②手当額（一時金）

被保険者であった期間などにより算出します。

（最低保証額 1,192,600 円 令和 5 年 4 月現在）

●**問い合わせ**

中央年金事務所 お客様相談室
〒104-8175 明石町 8-1 聖路加タワー 1 階
電話 (3543) 1411 (代)



(1) 心身障害者医療費助成 (障(マル障))

● **内容** 重度心身障害者の福祉の増進を図るために、東京都が医療費の一部を助成するものです。各種医療保険の自己負担から一部負担金を差し引いた金額が助成されます。
※ただし、入院時食事療養・生活療養標準負担額は助成の対象となりません。

● **対象** 都内在住で次のいずれかにあたる方

- ①身体障害者手帳 1・2 級の方（内部障害は、1～3 級の方）
- ②愛の手帳 1・2 度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

(助成制限) 次のいずれかにあたる方は助成されません。

- ①医療保険未加入の方
- ②障害のある方が 20 歳以上の場合は本人、20 歳未満の場合は国民健康保険の世帯主または社会保険の被保険者などの扶養義務者の所得が別表 6（169 ページ）の限度額を超える方
- ③生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている方
- ④ 65 歳以上で新規に手帳を取得した方
- ⑤後期高齢者医療制度に加入していて、なおかつ住民税が課税されている方
- ⑥公費により医療費が賄われている施設に入所している方

● **申請方法** 次のものを持参して「障(マル障)受給者証」の申請をしてください。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②健康保険証
- ③転入された方で、障害のある方が 20 歳以上の場合は、本人の住民税課税（非課税）証明書（所得額および控除対象額等が記載されたもの）、20 歳未満の場合は、扶養義務者の住民税課税（非課税）証明書（所得額および控除対象額等が記載されたもの）

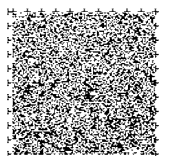
※詳しくは、事前にお問い合わせください

● **助成方法** ①この制度を取り扱っている病院などで診療を受けるときに健康保険証と「障(マル障)受給者証」を提示すると、所得に応じて保険診療の自己負担分の一部が助成されます。

- ②コルセット代など療養費払（後払い）になるとき、またはこの制度を取り扱っていない病院で診療を受けたときは自己負担分を全額支払い、区の窓口で領収書を添付した申請書を提出してください。後日、助成額を振り込みます。

お問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(2) ひとり親家庭等医療費助成 (親(マル親))

- **内容** ひとり親家庭などの方が病気やケガなどをしたとき、安心して病院などを受診できるように医療費の自己負担分の一部を助成しています。
- **対象** 次のいずれかにあたる 18 歳に達した年度の末日までの児童（中度以上の障害がある場合は 20 歳未満）を扶養している父母または養育者
 - ①父または母が重度の障害者（身体障害者手帳 1・2 級程度）
 - ②父母が離婚
 - ③父または母が生死不明または死亡など
- **(助成制限)** 次のいずれかにあたる場合は、助成を受けることができません。
 - ①生活保護を受けている方
 - ②心身障害者医療費助成（障）を受けている方
 - ③施設に入所している方
 - ④里親に委託されている方
 - ⑤所得が別表 6（169 ページ）の制限額以上の方
- **助成範囲** 健康保険証と親医療証を病院に提示することにより、健康保険の範囲内の自己負担分が助成されます。
- **申請方法** 次のものを持参してください。
 - ①児童扶養手当証書または請求者および児童の戸籍謄本
 - ②請求者および児童の健康保険証
 - ③マイナンバーを証明する書類※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ

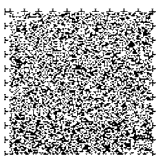
子育て支援課 子育て支援係
電話 (3546) 5350・5351 FAX (3546) 2129

(3) 自立支援医療 (更生医療)

- **内容** 障害の程度を軽くしたり、取り除いて、日常生活の便宜や職業能力を回復、増進させるために医療が必要な場合、その医療費の一部を給付します。
- **対象** 身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方で、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓機能障害、⑥じん臓機能障害、⑦小腸機能障害、⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、⑨肝臓機能障害のうち、東京都心身障害者福祉センターの判定などで必要と認められた方。一部所得制限があります。
- **費用** 原則、給付対象医療費の 1 割。ただし、世帯の所得状況により、負担上限額が設定されます。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



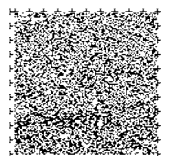
じりつしえんいりょう いくせいりりょう
(4) 自立支援医療（育成医療）

- **対象** 18歳未満で、次の障害があるか、将来同程度の障害を発生させると認められる状況にある方で、確実に治療効果が期待できる場合
 - ①じん臓障害
血液透析および腹膜灌流による透析治療を必要とする腎不全、腎移植
 - ②心臓障害
先天・後天性の手術適応病
 - ③身体障害
肢体不自由、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、視覚障害
 - ④その他の内臓障害
 - ⑤免疫機能障害
 - ⑥小腸機能障害
- **助成範囲** 医療保険適用後の自己負担分を助成します（世帯の所得に応じた月額自己負担額が設定されています）。
- **申請方法** 保健所・保健センターへ申請し、受給者証の交付を受け、指定医療機関で診療を受けてください。受給者証の申請には、指定医療機関の意見書が必要ですのであらかじめお問い合わせください。

問い合わせ	中央区保健所 健康推進課 予防係 電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554 日本橋保健センター 健康係 電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503 月島保健センター 健康係 電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

しょうにまんせいしっかん いりょうひじょせい
(5) 小児慢性疾患の医療費助成

- **内容** 小児慢性疾患の対象疾病にかかっている18歳未満の児童に対し、当該疾病に対する医療に係る費用について自己負担分を助成します。
- **対象** 次の病気にかかっている18歳未満の方
 - ①悪性新生物（小児がん）
 - ②慢性腎疾患
 - ③慢性呼吸器疾患
 - ④慢性心疾患
 - ⑤内分泌疾患
 - ⑥膠原病
 - ⑦糖尿病
 - ⑧先天性代謝異常
 - ⑨血液疾患
 - ⑩免疫疾患
 - ⑪神経・筋疾患
 - ⑫慢性消化器疾患
 - ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
 - ⑭皮膚疾患群
 - ⑮骨系統疾患
 - ⑯脈管系疾患
 - ⑰成長ホルモン治療
- **助成範囲** 医療保険適用後の自己負担分を助成します（世帯の所得の課税状況に応じ、月額自己負担額が設定されています）。



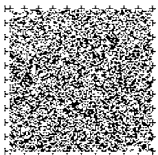
中央区保健所 健康推進課 予防係
 電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
 日本橋保健センター 健康係
 電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
 月島保健センター 健康係
 電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

(6) 難病医療費助成

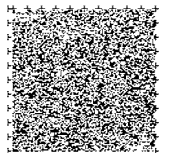
- 内容 対象疾病と診断され、当該疾病に対する医療に係る費用について自己負担分を助成します。
- 対象 対象疾患と診断され治療を受けている方
 (令和3年11月1日現在 対象疾病 352)

難病医療費助成の対象となる疾病

- | | | |
|---------------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 1 球脊髄性筋委縮症 | 39 中毒性表皮壊死症 | 84 サルコイドーシス |
| 2 筋委縮性側索硬化症 | 40 高安動脈炎 | 85 特発性間質性肺炎 |
| 3 脊髄性筋委縮症 | 41 巨細胞性動脈炎 | 86 肺動脈性肺高血圧症 |
| 4 原発性側索硬化症 | 42 結節性多発動脈炎 | 87 肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症 |
| 5 進行性核上性麻痺 | 43 顕微鏡的多発血管炎 | 88 慢性血栓性肺高血圧症 |
| 6 パーキンソン病 | 44 多発血管炎性肉芽腫症 | 89 リンパ管筋腫症 |
| 7 大脳皮質基底核変性症 | 45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 | 90 網膜色素変性症 |
| 8 ハンチントン病 | 46 悪性関節リウマチ | 91 バッド・ギアリ症候群 |
| 9 神経有棘赤血球症 | 47 バージャー病 | 92 特発性門脈圧亢進症 |
| 10 シャルコー・マリー・トウース病 | 48 原発性抗リン脂質抗体症候群 | 93 原発性胆汁性胆管炎 |
| 11 重症筋無力症 | 49 全身性エリテマトーデス | 94 原発性硬化性胆管炎 |
| 12 先天性筋無力症候群 | 50 皮膚筋炎 / 多発性筋炎 | 95 自己免疫性肝炎 |
| 13 多発性硬化症 / 視神経脊髄炎 | 51 全身性強皮症 | 96 クローン病 |
| 14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー | 52 混合性結合組織病 | 97 潰瘍性大腸炎 |
| 15 封入体筋炎 | 53 シェーグレン症候群 | 98 好酸球性消化管疾患 |
| 16 クロウ・深瀬症候群 | 54 成人スチル病 | 99 慢性特発性偽性腸閉塞症 |
| 17 多系統委縮症 | 55 再発性多発軟骨炎 | 100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症 |
| 18 脊髄小脳変性症 (多系統委縮症を除く。) | 56 ベーチェット病 | 101 腸管神経節細胞僅少症 |
| 19 ライソゾーム病 | 57 特発性拡張型心筋症 | 102 ルビンシュタイン・ティビ症候群 |
| 20 副腎白質ジストロフィー | 58 肥大型心筋症 | 103 CFC 症候群 |
| 21 ミトコンドリア病 | 59 拘束型心筋症 | 104 コステロ症候群 |
| 22 もやもや病 | 60 再生不良性貧血 | 105 チャージ症候群 |
| 23 プリオン病 | 61 自己免疫性溶血性貧血 | 106 クリオピリン関連周期熱症候群 |
| 24 亜急性硬化性全脳炎 | 62 発作性夜間ヘモグロビン尿症 | 107 若年性特発性関節炎 |
| 25 進行性多発性白質脳炎 | 63 特発性血小板減少性紫斑病 | 108 TNF 受容体関連周期性症候群 |
| 26 HTLV-1 関連脊髄症 | 64 血栓性血小板減少性紫斑病 | 109 非典型性溶血性尿毒症症候群 |
| 27 特発性基底核石灰化症 | 65 原発性免疫不全症候群 | 110 ブラウ症候群 |
| 28 全身性アミロイドーシス | 66 IgA 腎症 | 111 先天性ミオパチー |
| 29 ウルリッヒ病 | 67 多発性嚢胞腎 | 112 マリネスコ・シェーグレン症候群 |
| 30 遠位型ミオパチー | 68 黄色靱帯骨化症 | 113 筋ジストロフィー |
| 31 ベスレムミオパチー | 69 後縦靱帯骨化症 | 114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 |
| 32 自己食空餉性ミオパチー | 70 広範脊柱管狭窄症 | 115 遺伝性周期性四肢麻痺 |
| 33 シュワルツ・ヤンベル症候群 | 71 特発性大腿骨頭壊死症 | 116 アトピー性脊髄炎 |
| 34 神経線維腫症 | 72 下垂体性 ADH 分泌異常症 | 117 脊髄空洞症 |
| 35 天胞瘡 | 73 下垂体性 TSH 分泌亢進症 | 118 脊髄髄膜瘤 |
| 36 表皮水泡症 | 74 下垂体性 PRL 分泌亢進症 | 119 アイザックス症候群 |
| 37 膿疱性乾癬 (汎発型) | 75 クッシング病 | 120 遺伝性ジストニア |
| 38 スティーヴンス・ジョンソン症候群 | 76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症 | 121 神経フェリチン症 |
| | 77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 | 122 脳表ヘモジデリン沈着症 |
| | 78 下垂体前葉機能低下症 | 123 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 |
| | 79 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体) | 124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 |
| | 80 甲状腺ホルモン不応症 | |
| | 81 先天性副腎皮質酵素欠損症 | |
| | 82 先天性副腎低形成症 | |
| | 83 アジソン病 | |



- | | | | | | |
|-----|----------------------------|-----|----------------------------|-----|------------------------------|
| 125 | 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 | 187 | 歌舞伎症候群 | 251 | 尿素サイクル異常症 |
| 126 | ペリー症候群 | 188 | 多脾症候群 | 252 | リジン尿性蛋白不耐症 |
| 127 | 前頭側頭葉変性症 | 189 | 無脾症候群 | 253 | 先天性葉酸吸収不全 |
| 128 | ビッカーstaff脳幹脳炎 | 190 | 鯉耳腎症候群 | 254 | ポルフィリン症 |
| 129 | 痙攣重積型(二相性)急性脳症 | 191 | ウェルナー症候群 | 255 | 複合カルボキシラーゼ欠損症 |
| 130 | 先天性無痛無汗症 | 192 | コケイン症候群 | 256 | 筋型糖原病 |
| 131 | アレキサンダー病 | 193 | プラダー・ウィリ症候群 | 257 | 肝型糖原病 |
| 132 | 先天性核上性球麻痺 | 194 | ソトス症候群 | 258 | ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 133 | メビウス症候群 | 195 | ヌーナン症候群 | 259 | レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症 |
| 134 | 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群 | 196 | ヤング・シン普森症候群 | 260 | シトステロール血症 |
| 135 | アイカルディ症候群 | 197 | 1 p 3 6 欠失症候群 | 261 | タンジール病 |
| 136 | 片側巨脳症 | 198 | 4 p 欠失症候群 | 262 | 原発性高カイトロミクロン血症 |
| 137 | 限局性皮質異形成 | 199 | 5 p 欠失症候群 | 263 | 脳髄黄色腫症 |
| 138 | 神経細胞移動異常症 | 200 | 第14番染色体父親性ダイソミー症候群 | 264 | 無βリポタンパク血症 |
| 139 | 先天性大脳白質形成不全症 | 201 | アンジェルマン症候群 | 265 | 脂肪萎縮症 |
| 140 | ドラバ症候群 | 202 | スミス・マギニス症候群 | 266 | 家族性地中海熱 |
| 141 | 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん | 203 | 2 2 q 1 1. 2 欠失症候群 | 267 | 高IgD症候群 |
| 142 | ミオクロニー欠伸てんかん | 204 | エマヌエル症候群 | 268 | 中條・西村症候群 |
| 143 | ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん | 205 | 脆弱X症候群関連疾患 | 269 | 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群 |
| 144 | レノックス・ガストー症候群 | 206 | 脆弱X症候群 | 270 | 慢性再発性多発性骨髄炎 |
| 145 | ウエスト症候群 | 207 | 総動脈幹遺残症 | 271 | 強直性脊椎炎 |
| 146 | 大田原症候群 | 208 | 修正大血管転位症 | 272 | 進行性骨化性線維異形成症 |
| 147 | 早期ミオクロニー脳症 | 209 | 完全大血管転位症 | 273 | 肋骨異常を伴う先天性側弯症 |
| 148 | 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん | 210 | 単心室症 | 274 | 骨形成不全症 |
| 149 | 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 | 211 | 左心低形成症候群 | 275 | タナトフォリック骨異形成症 |
| 150 | 環状20番染色体症候群 | 212 | 左尖弁閉鎖症 | 276 | 軟骨無形成症 |
| 151 | ラスムッセン脳炎 | 213 | 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症 | 277 | リンパ管腫症/ゴーハム病 |
| 152 | PCDH19 関連症候群 | 214 | 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症 | 278 | 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変) |
| 153 | 難治頻回部分発作重積型急性脳炎 | 215 | ファロー四徴症 | 279 | 巨大静脈奇形(頸部口咽頭びまん性病変) |
| 154 | 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症 | 216 | 両大血管右室起始症 | 280 | 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変) |
| 155 | ランドウ・クレフナー症候群 | 217 | エプスタイン病 | 281 | クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群 |
| 156 | レット症候群 | 218 | アルポート症候群 | 282 | 先天性赤血球形成異常性貧血 |
| 157 | スタージ・ウェーバー症候群 | 219 | ギャロウェイ・モフト症候群 | 283 | 後天性赤芽球癆 |
| 158 | 結節性硬化症 | 220 | 急速進行性糸球体腎炎 | 284 | ダイヤモンド・ブラックファン貧血 |
| 159 | 色素性乾皮症 | 221 | 抗糸球体基底膜腎炎 | 285 | ファンコニ貧血 |
| 160 | 先天性魚鱗癬 | 222 | 一次性ネフローゼ症候群 | 286 | 遺伝性鉄芽球性貧血 |
| 161 | 家族性良性慢性天疱瘡 | 223 | 一次性膜性増殖性糸球体腎炎 | 287 | エプスタイン症候群 |
| 162 | 類天疱瘡(後天性表皮水疱瘡を含む。) | 224 | 紫斑病性腎炎 | 288 | 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 |
| 163 | 特発性後天性全身性無汗症 | 225 | 先天性腎炎尿崩症 | 289 | クロンカイト・カナダ症候群 |
| 164 | 眼皮皚白皮症 | 226 | 間質性膀胱炎(ハンナ型) | 290 | 非特異性多発性小腸潰瘍症 |
| 165 | 肥厚性皮膚骨膜症 | 227 | オスラー病 | 291 | ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型) |
| 166 | 弾性線維性仮性黄色腫 | 228 | 閉塞性細気管支炎 | 292 | 総排泄腔外反症 |
| 167 | マルファン症候群 | 229 | 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性) | 293 | 総排泄腔遺症 |
| 168 | エーラス・ダンロス症候群 | 230 | 肺胞低換気症候群 | 294 | 先天性横隔膜ヘルニア |
| 169 | メンケス病 | 231 | α1-アンチトリプシン欠乏症 | 295 | 乳幼児肝巨大血管腫 |
| 170 | オクシタル・ホーン症候群 | 232 | カーニー複合 | 296 | 胆道閉鎖症 |
| 171 | ウィルソン病 | 233 | ウォルフラム症候群 | 297 | アラジール症候群 |
| 172 | 低ホスファターゼ症 | 234 | ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。) | 298 | 遺伝性膀胱炎 |
| 173 | VATER 症候群 | 235 | 副甲状腺機能低下症 | 299 | 嚢胞性線維症 |
| 174 | 那須・ハコラ病 | 236 | 偽性副甲状腺機能低下症 | 300 | IgG4 関連疾患 |
| 175 | ウィーバー症候群 | 237 | 副腎皮質刺激ホルモン不応症 | 301 | 黄斑ジストロフィー |
| 176 | コフィン・ローリー症候群 | 238 | ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症 | 302 | レーベル遺伝性視神経症 |
| 177 | ジュベール症候群関連疾患 | 239 | ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 | 303 | アッシャー症候群 |
| 178 | モワット・ウィルソン症候群 | 240 | フェニルケトン尿症 | 304 | 若年発症型両側性感音難聴 |
| 179 | ウィリアムズ症候群 | 241 | 高チロシン血症1型 | 305 | 遅発性内リンパ水腫 |
| 180 | ATR-X 症候群 | 242 | 高チロシン血症2型 | 306 | 好酸球性副鼻腔炎 |
| 181 | クルーゾン症候群 | 243 | 高チロシン血症3型 | | |
| 182 | アペール症候群 | 244 | メープルシロップ尿症 | | |
| 183 | ファイファー症候群 | 245 | プロピオン酸血症 | | |
| 184 | アントレー・ピクスラー症候群 | 246 | メチルマロン酸血症 | | |
| 185 | コフィン・シリス症候群 | 247 | イソ吉草酸血症 | | |
| 186 | ロスモンド・トムソン症候群 | 248 | グルコーストランスポーター1欠損症 | | |
| | | 249 | グルタル酸血症1型 | | |
| | | 250 | グルタル酸血症2型 | | |



307	カナバン病	322	β-ケトチオラーゼ欠損症	337	ホモシスチン尿症
308	進行性白質脳症	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
309	先天性ミオクローヌてんかん	324	メチルグルタコン酸尿症	339	悪性高血圧
310	先天異常症候群	325	遺伝性自己炎症疾患	340	原発性骨髄繊維症
311	先天性三尖弁狭窄症	326	大理石骨病	341	母斑症（指定難病のぞく）
312	先天性僧帽弁狭窄症	327	突発性血栓症（遺伝性血栓症素因によるものに限る。）	342	肝内結石症
313	先天性肺静脈狭窄症	328	前眼部形成異常	343	古典的特発性好酸球増多症候群
314	左肺動脈右肺動脈起始症	329	無虹彩症	344	びまん性汎細気管支炎
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群 / LMX1B 関連腎症）	330	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症	345	遺伝性QT延長症候群
316	カルニチン回路異常症	331	特発性多中心性キャスルマン病	346	網膜脈絡膜萎縮症
317	三頭酵素欠損症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	347	スモン
318	シトリン欠損症	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	348	劇症肝炎
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	334	脳グレアチン欠乏症候群	349	重症急性膵炎
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	335	ネフロン癆	350	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）
321	非ケトーシス型高グリシン血症	336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	351	人工透析を必要とする腎不全
				352	先天性血液凝固因子欠乏症等

● **助成範囲** 医療保険適用後の自己負担額から「月額自己負担上限額」を控除した額を助成します（世帯の所得の課税状況に応じ、月額自己負担額が設定されています）。

● **申請方法** 保健所・保健センターへお問い合わせください。
 ※上記の難病医療費を受給されている方は「難病患者福祉手当」の対象となる場合があります（23・24ページを参照してください）。

問い合わせ

中央区保健所 健康推進課 予防係
 電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
 日本橋保健センター 健康係
 電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
 月島保健センター 健康係
 電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

(7) 後期高齢者医療制度

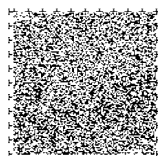
● **内容** 申請により広域連合が一定の障害があると認めた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

● **対象** 65歳以上75歳未満で、次のいずれかをお持ちの方

- ①国民年金証書（障害年金1・2級）
- ②身体障害者手帳1～3級・4級の一部
 <身体障害者手帳4級の一部とは>
 - ・下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - ・下肢障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
 - ・下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
 - ・音声・言語機能障害
- ③愛の手帳1・2度
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級

● **申請方法** 次のものを持参してください。

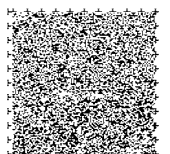
- ①国民年金証書または身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ②マイナンバーを証明する書類



じりつしえんいりょう せいしんつういん
(8) 自立支援医療 (精神通院)

- **内容** 在宅で精神疾患のために通院している場合に、保険と公費で医療費の9割を負担し、通院にかかる医療費の自己負担が1割になる制度です。
- **対象** 精神疾患（てんかん・認知症を含む）による通院治療を継続的に受けている方。往診、デイケア、訪問看護、薬代も対象となります。
- **申請方法** 申請には次の書類などが必要です。
 - ① 診断書（所定のもの）※申請日時点で3カ月以内に発行されたもの
 - ② 医療保険の加入関係を示す書類
 - (1) 国民健康保険（組合国保含む）、後期高齢者医療保険加入者
受診者と同じの加入関係にある世帯全員の保険証の写し
 - (2) 健康保険（被用者保険）加入者
→ア 受診者の保険証の写しとイ 被保険者本人保険証の写し
※アで被保険者本人が確認できる場合は、アのみで可。
 - ③ マイナンバーを証明する書類
 - ④ 同意書または課税（非課税）証明書
※マイナンバーを使用して住民税情報を確認することについての同意書です。受診者と同じの保険に加入する方全員分の署名が必要になります。マイナンバーを証明する書類または同意書をご用意できない方は課税（非課税）証明書の提出が必要です。
 - ⑤ 身元確認書類

診断書用紙は障害者福祉課、保健所、保健センターにあります。いずれの窓口でもご申請いただけます。



(9) 小児精神病の医療費助成

- **内容** 精神障害のため精神科病室で入院治療を必要としている子どもに対し、入院医療費から、各種保険を適用した後の自己負担額を公費助成します。なお、入院時の食事標準負担額は自己負担です。
- **対象** 精神障害のため精神科病室に入院治療を必要としている満18歳未満の子ども。ただし、入院治療を継続して行う場合は、満20歳の誕生月の末日まで対象とする。なお、病名が「てんかん」または「精神発達遅滞」のみの場合は対象外です。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6753 FAX (3248) 1322
中央区保健所 健康推進課 予防係
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
日本橋保健センター 健康係
電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター 健康係
電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

4

医療

(10) 在宅重症心身障害児(者)訪問事業

- **内容** 看護師が家庭を訪問し、重症心身障害児(者)に対して医療的ケアや発達療育支援を行います。また、家族に対して看護技術指導や相談、助言を行います。
- **対象** 都内在住の在宅の重症心身障害児(者)(重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複し、かつ18歳未満でその状態になった方)
- **回数** 訪問看護 週1回
訪問健康診査 必要な場合のみ年1回

問い合わせ

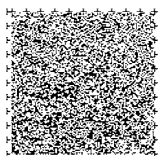
中央区保健所 健康推進課 予防係
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
日本橋保健センター 健康係
電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター 健康係
電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

(11) かかりつけ歯科医相談窓口

- **内容** 障害のある方や要介護状態の方などで、自分でかかりつけ歯科医を見つけることが困難な方に、身近な地域で適切な歯科医療を受けられるように「かかりつけ歯科医」の紹介をします。

問い合わせ

管理課 保健係
電話 (3546) 5397 FAX (3544) 0505



かいご
介護しょうがいしゃそうごうしえんぽう
(1) 障害者総合支援法などについて

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現のために平成 18 年 4 月から障害者自立支援法が施行されました。その後、発達障害を同法の対象とすることや利用者負担の見直し、相談支援体制の強化を図ること、障害児通所サービスについて児童福祉法に一本化するなどの制度改革が行われてきました。

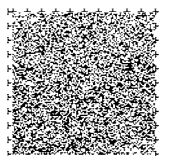
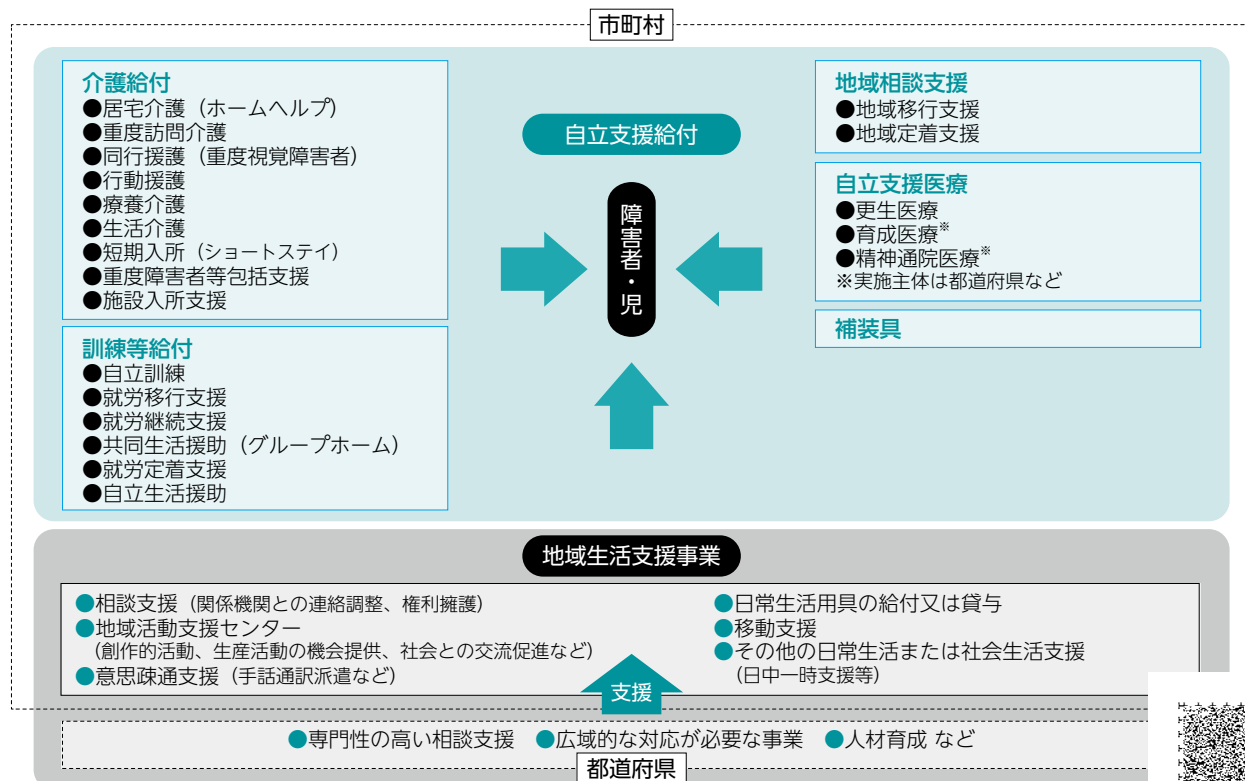
平成 24 年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成 25 年 4 月から、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）と改正するとともに、サービスの対象者に難病患者等（一覧は 165 ～ 167 ページ「対象疾病一覧」のとおり）を加えるなどの改正が行われました。

さらに、平成 30 年 4 月 1 日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。

これにより、障害のある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充などの改正が行われました。

1 サービスの体系

自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



2 対象となるサービス

〔自立支援給付〕

○介護給付

障害のある方が日常生活を営む上で必要となる介護支援を提供します。

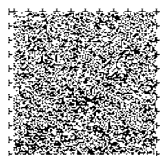
○訓練等給付

障害のある方が地域で生活を行うために、一定期間訓練的支援を提供します。

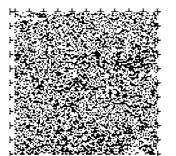
介護給付費		
居宅介護	内容	(1) 身体介護 自宅で、入浴、排せつ、食事の介助および身体介護を伴う通院介助を行います。 (2) 家事援助 居宅の掃除、洗濯などの介助および身体介護を伴わない通院介助を行います。
	対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・障害児・障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方 ただし身体介護を伴う通院介助の場合は障害支援区分が2以上の方
重度訪問介護	内容	自宅または居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所で、食事や排せつなどの身体介護、調理や洗濯などの家事援助、外出時の移動支援、コミュニケーション支援を行います。
	対象	重度の障害があり常時介護を要する方で、次のいずれかに該当する方 (1) 障害支援区分が4以上で、以下のどちらにも該当する方 ①二肢以上に麻痺等があること②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が全て「支援が不要」以外と認定されていること (2) 障害支援区分が4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方
同行援護	内容	外出に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）および移動の援護などの外出支援を行います。
	対象	移動が著しく困難な視覚障害のある方で、同行援護アセスメント票の項目中、「1～3」のいずれかが1点以上であり、かつ「4」の点数が1点以上の方
行動援護	内容	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
	対象	知的障害者・精神障害者・障害児で常時介護を要する方のうち、次の全てに該当する方 (1) 障害支援区分が3以上の方 (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方
重度障害者等包括支援	内容	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	対象	常時介護を要し、その介護の程度が著しく高く、障害支援区分6（要介護5程度）に該当する方のうち意思疎通に著しい困難を有する方かつ以下のいずれかに該当する方 (1) 重度訪問介護の対象者で、四肢全てに麻痺があり、寝たきりの状態にある方（ALSなど気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者または最重度知的障害者） (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上の方

5

日常生活の援助



介護給付費		
短期入所 (ショートステイ)	内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・障害児・障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方
療養介護	内容	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護、および日常生活の世話をを行います。
	対象	医療的ケアを必要とする障害のある方または障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方
生活介護	内容	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
	対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方
施設入所支援	内容	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
	対象	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害を含む）・障害者総合支援法の対象となる難病患者で、障害支援区分が1以上の方
訓練等給付費		
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援 A型(雇用型) B型 (非雇用型)	一般企業などへの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	内容	一般企業などへの就労に伴い、生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行います。
	対象	就労移行支援などの利用を経て一般企業などへ就労して6カ月以上経過し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
自立生活援助	内容	定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	対象	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方で、地域生活を始めた方
自立支援医療		
従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が統合されたものです。		
補装具		
障害のある方の身体機能を補完、代替し、かつ、長時間継続して使用される義肢、装具、車いすなどの購入費・修理費の給付を行います。		



〔地域生活支援事業〕

地域生活支援事業は、区市町村が創意工夫し、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することによって、障害者（児）の自立を支援する事業です。利用方法などについては、お問い合わせください。

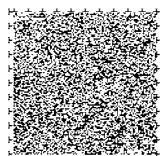
サービス名	内 容
相談支援	総合的な相談、権利擁護のための支援などを行います。
意思疎通支援 (コミュニケーション支援)	手話通訳者・要約筆記者派遣などを行います。
日常生活用具給付	日常生活上の便宜を図るための用具費の支給を行います。
移動支援	外出時の移動を支援します。
地域活動支援センター	創作活動・生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です。
日中一時支援	日常介護にあたる方の疾病や休養のため、日中の一時的な保護を施設で行います。
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な障害のある方に対し、巡回入浴車による訪問入浴サービスを行います。
自動車運転教習費助成	障害のある方の自動車運転免許取得の費用の一部を助成します。
自動車改造費助成	自らが所有し運転する自動車の改造費の一部を助成します。
就職支度金給付	就労移行支援事業等利用者が就職などにより施設を退所する場合に就職支度金の給付を行います。

3 障害児を対象としたサービス

障害児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月から児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援については、実施主体が区市町村となりました。

	サービス名	内 容	対 象
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。	障害のある未就学児で、通所による療育などの支援が必要な方
	医療型児童発達支援 ※	肢体不自由の障害児または重症心身障害児を対象に、児童発達支援および治療を行います。	障害のある未就学児で、通所による療育などの支援が必要な方
	居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障害児で、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な方
	放課後等デイサービス	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。	障害のある就学児で、通所による療育などの支援が必要な方
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	幼稚園・学校などにおける障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援が必要な方

※医療型児童発達支援は、令和 6 年 4 月から児童発達支援に一元化されます。



前ページのサービスを利用するにあたり、利用について申請を行い、支給決定を受けた後、利用する事業者と契約を結びます。

障害者総合支援法の居宅サービスと通所支援サービスの一体的な提供も可能です。

なお、18歳未満の障害児入所サービスについては、専門的な判断を行う必要があるため、引き続き東京都児童相談センター（15・19 ページ）が窓口です。

4 相談支援

障害福祉サービス・地域相談支援、または障害児通所支援を申請した場合は、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を提出していただきます。

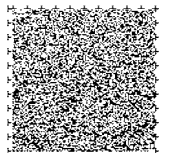
サービス等利用計画案とは、障害者の自立した地域生活の支援を効果的に行うため、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。利用者の意向をサービスなどに反映しやすくし、支給決定の際に参考として用いることができるほか、支援者が個別支援計画を立てるときや、サービスを提供する際に、共通の目標を持つことができます（障害児支援利用計画案も同様です）。

計画の作成は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（128 ページ）が行います。

なお、計画の作成にあたって費用の利用者負担はありません。

相談支援事業の内容および対象者は、次のとおりです。

事業者	内 容		対 象 者
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービスなどの利用を希望する方について、心身の状況などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。	障害福祉サービスなどの利用を希望する方
	継続サービス利用支援	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更などを行います。	
地域相談支援	地域移行支援	地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整などの支援を行います。	施設や精神科病院に入所・入院している方
	地域定着支援	居宅において単身などで生活する障害のある方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談などに対応します。	居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害のある方
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援などの利用を希望する方について、心身の状況などを勘案し、障害児支援利用計画を作成します。	障害児通所支援などの利用を希望する方
	継続障害児支援利用援助	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更などを行います。	



5 サービス等利用の手続き

障害のある方の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、下記①～④を把握した上で、支給決定を行います。

① 心身の状況（障害支援区分）

② 社会活動や介護者、居住等の状況

③ サービスの利用意向

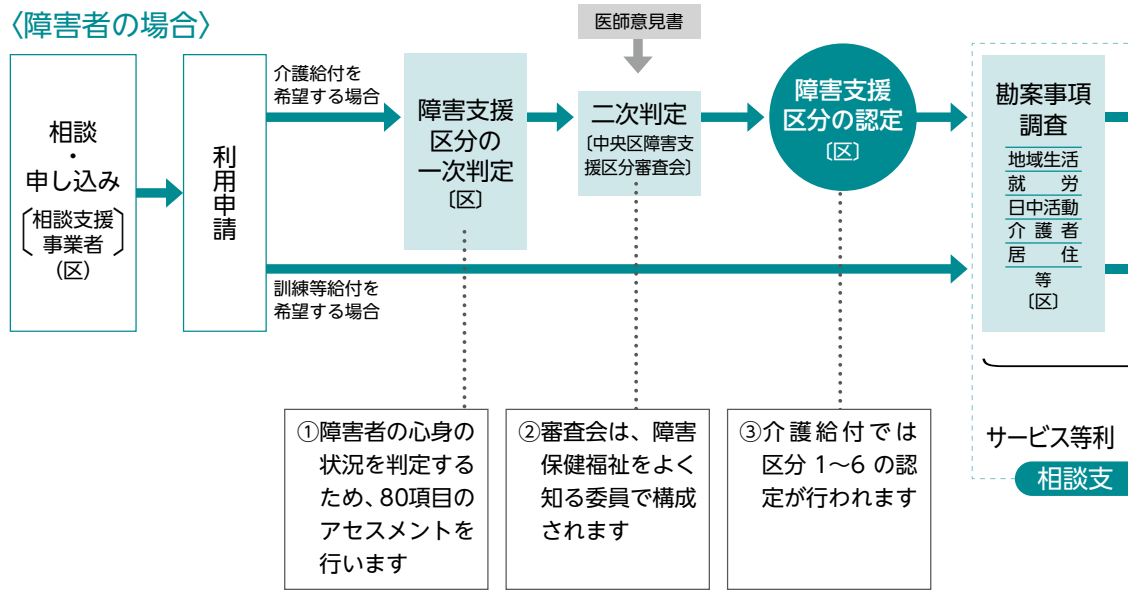
④ 訓練・就労に関する評価

（障害支援区分）

障害支援区分とは、障害のある方に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が障害内容が重度）です。身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性が反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とするために平成26年4月に「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更されました。

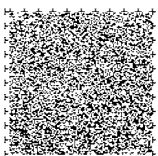
障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に判定するために、80項目の調査を行い、医師意見書からの20項目を加えた100項目で1次判定を行い、中央区障害支援区分審査会での総合的な判定を踏まえて区が認定することになりました。

訓練等給付を利用する方は原則として障害支援区分の認定は必要ありません。



〈障害児の場合〉

児童福祉法による障害児通所支援等



6 利用者負担と軽減策

①利用者負担額の負担上限月額の設定

利用者負担については、次ページの表のとおり所得に応じた負担上限月額が設定されています。ただし、1割負担のほうが低い場合には1割負担の額となります。また、食費や水道光熱費については実費負担となります。

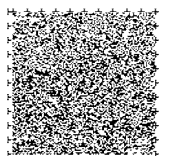
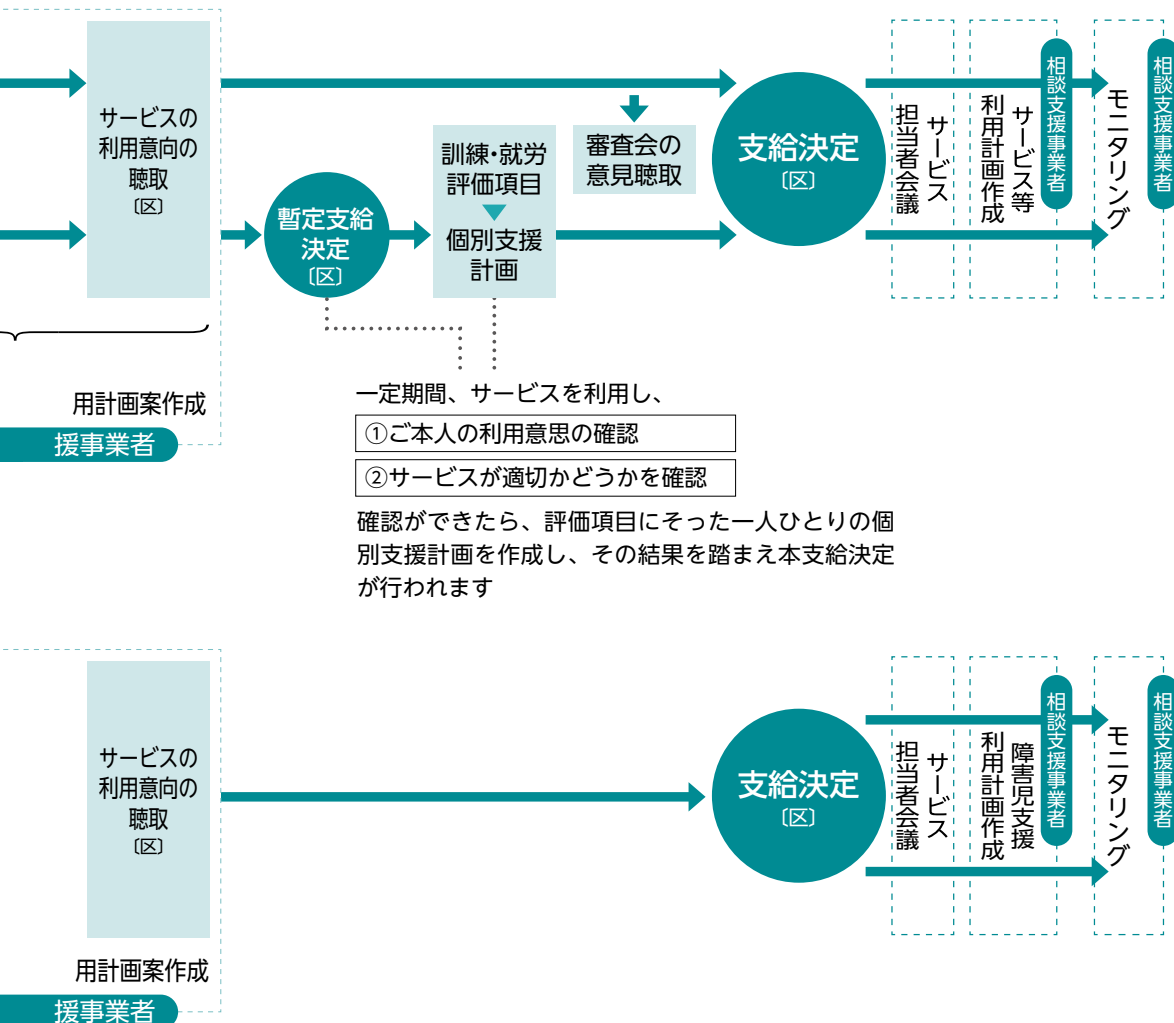
②高額障害福祉サービス等給付費等

同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や同一人が介護保険サービスを利用している場合など、利用者負担額が基準額まで軽減されます。基準額を超えて負担額を支払った場合には、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。

(基準額は、次ページの表にある区分別に、一般 = 37,200 円、低所得 = 0 円)

合算の対象とする利用者負担

- ・ 障害福祉サービス
- ・ 補装具 (ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る)
- ・ 介護保険サービス (ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る)
- ・ 障害児通所支援
- ・ 障害児入所支援



③食費実費負担の軽減

通所施設、短期入所利用者の場合、食費実費負担について、食材料費のみの負担となるように軽減されます。ただし、一般世帯のうち所得割額 16 万円（障害児の場合は 28 万円）以上の方は、対象となりません。

④補足給付

- ・ 20 歳以上の入所施設利用者（生活保護・低所得の方）
一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・ 20 歳未満の入所施設利用者（全ての区分の方が対象です）
地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。
- ・ グループホーム利用者（生活保護・低所得の方）
家賃の実費負担が月 1 万円（家賃の額が 1 万円を下回る場合は、当該家賃の額）軽減されます。

⑤生活保護への移行防止策

さまざまな負担軽減をしても、生活保護の対象になる場合は、生活保護とならない額まで負担額が引き下げられます。

利用者負担額の負担上限月額表

区分		通所施設・在宅サービス 利用時における負担上限 月額	入所施設・グループホーム (障害者のみ) 利用時 における負担上限月額
生活保護世帯		0 円	0 円
区市町村民税非課税世帯 (低所得)		0 円	0 円
(一般)	障害者	区市町村民税所得 割額年 16 万円未満	37,200 円
		区市町村民税所得 割額年 16 万円以上	37,200 円
	障害児	区市町村民税所得 割額年 28 万円未満	9,300 円
		区市町村民税所得 割額年 28 万円以上	37,200 円

※世帯の範囲

- ・ 18歳以上の障害者(施設入所の18・19歳を除く)の場合は、「本人」。配偶者のある方は「本人と配偶者」。
- ・ 障害児(施設入所の18・19歳を含む)の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯

※区市町村民税の所得割額

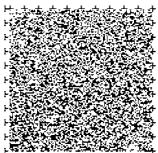
上記の負担上限月額の区市町村民税の所得割額は、16 歳未満の扶養親族および 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に関する控除がなされたものとして算定します。

※障害児の通所サービスについては、中央区独自助成と国の無償化制度により利用者負担額を全額助成しています。詳しくは障害者福祉課給付指導係（3546）5697）までお問い合わせください。

お問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



(2) 重度脳性麻痺者介護事業

- **内容** 20歳以上の重度脳性麻痺者を、在宅で介護するための援助をしています。
- **対象** 身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者で、単独で屋外活動することが困難な方。ただし、障害者総合支援法または介護保険法によるサービスを受けている方は、対象になりません。

問い合わせ 障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

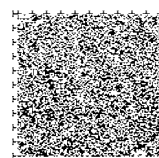
(3) 「虹のサービス」(区民どうしのたすけあい家事サポート)

- **内容** 日常的な家事にお困りの知的障害のある方や身体障害のある方などに対して、協力会員が家事援助などのお手伝いを行う会員制の活動です。

(活動の内容) 掃除、洗濯、買物、食事の支度、通院や散歩など外出の付添、見守り、話相手、車いすの移動介助、薬の受け取りの代行や代筆など

- **対象**
 - ①利用会員
区内在住で、家事援助などを必要としている次の方
 - ・身体障害のある方・知的障害のある方・精神障害のある方
 - ・高齢の方
 - ・産前産後の方
 - ②協力会員
この事業に理解と熱意のある18歳以上で家事援助などができる方
- **費用**
 - 利用料 1時間800円
 - 年度会費 利用会員 年額2,400円

問い合わせ 中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部「虹のサービス」
電話 (3206) 0603 FAX (3523) 6386



生活援助（すまい）

(4) 共同生活援助（グループホーム）

- **内容** 障害のある方に対して、アパートなどで共同生活をしながら食事の世話や生活指導を行います。
- **対象** 障害のある方で共同生活住居への入居を必要とする方
- **費用** 食費および家賃（補助制度があります）などが自己負担となります。

問い合わせ 障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

補装具・生活用具など

(5) 補装具の交付と修理・借受け

- **内容** 職業や日常生活を容易にするため、補装具の交付・修理に必要な支給券を発行します。
- **対象** 身体障害者手帳をお持ちの方

対象者	補装具の種類
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、矯正眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡、遮光眼鏡
聴覚障害者（児）	補聴器、人工内耳（修理のみ）
肢体不自由者（児）	義手、義足、下肢装具、体幹装具、靴型装具、上肢装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ※18歳未満のみ、座位保持いす、頭部保持具、起立保持具、排便補助具
内部障害者（児）	車いす
難病患者など	車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、整形靴など

※障害ごとに受けられる補装具の種類が異なります。また、借受けの種類は限られます。

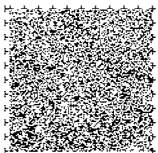
※東京都心身障害者福祉センターなどの判定が必要です（判定不要の場合もあります）。

※18歳未満の児童には、医療機関の意見書の提出を求める場合もあります。

- **費用** 原則1割負担。また、世帯の所得状況に応じて月額上限負担額が設定されます。ただし、所得状況によっては補装具の申請が行えない場合があります。また、障害児の補装具については中央区独自助成により全額助成しています。
- **申請方法** 次のものを持参して、申請してください。

- ①身体障害者手帳
- ②マイナンバーを証明する書類

問い合わせ 障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



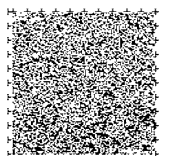
(6) 日常生活用具購入費の給付

内容 在宅で重度障害のある方の日常生活を支援するため、次のものを給付しています。希望する方は、事前にご相談ください。

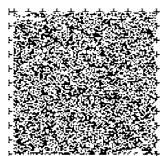
凡例 ㊦＝身体障害者手帳、㊧＝愛の手帳、㊨＝精神障害者保健福祉手帳、㊩＝難病患者

日常生活用具一覧表

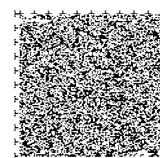
種目	対象者		備考	耐用年月	基準額(円) (税抜)
	年齢	等級など			
火災警報器	—	㊦1・2級 ㊧1・2度 ㊨1級	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。	8年	31,000
自動消火器	—	㊦1・2級 ㊧1・2度 ㊨1級 ㊩	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。	8年	28,700
特殊マット	3歳以上	㊧1・2度	じよくそう 褥瘡を防止し、または失禁などによる汚染もしくは損耗を防止するためのマット(寝具)にビニールなどを加工したもの	5年	19,600
	3歳以上18歳未満	㊦下肢または体幹1・2級			
	18歳以上	㊦下肢または体幹1級(常時介護を要する者に限る。)			
	—	㊩寝たきりの状態の方			
特殊寝台	小学生以上	㊦下肢または体幹1・2級 ㊩寝たきりの状態の方	原則として使用者の頭部および脚部の傾斜を個別に調整できる機能を有するもの	8年	162,800
エアーマット	18歳以上	㊦下肢または体幹1級(常時介護を要する者に限る)	エアーマットと送風装置からなるもの(ウォーターマットも可)	5年	104,000
訓練用ベッド	18歳未満	㊩下肢または体幹機能に障害のある方	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
訓練椅子	3歳以上18歳未満	㊦下肢または体幹1・2級	原則として附属のテーブルを付けるもの	5年	33,100



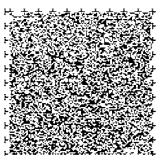
種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
体位変換器	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級（下着交換などの際、介護を必要とする方に限る）		5年	15,000
	—	㊦寝たきりの状態の方			
移動用リフト	3歳以上	㊟下肢または体幹1・2級 ㊦下肢または体幹機能に障害のある方	天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	257,500
入浴担架	3歳以上	㊟下肢または体幹1・2級（入浴の際、介助を必要とする者に限る）	障害のある方を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	洋式 80,000 和式 130,000
浴槽 (湯沸器を含む)	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級	浴槽は実用水量150リットル以上のもの、湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯することができ、かつ、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの。	8年	141,200
入浴補助用具	3歳以上	㊟下肢または体幹（入浴の際、介助を必要とする方に限る）		8年	90,000
	—	㊦入浴に介助を必要とする方			
特殊尿器	小学生以上	㊟下肢または体幹1級 ㊦自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもの	5年	150,000
便 器	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級	ポータブルトイレなど手すりのついた腰かけ式のもの	8年	16,500
	—	㊦常時介護を要する方			
特殊便器	小学生以上	㊟下肢または体幹1・2級	温水洗浄式便座など足踏ペダルで温水温風を出すことができるものなど	8年	144,000
		㊦1・2度			
	—	㊦上肢に障害のある方			



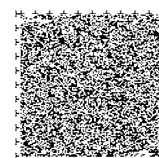
種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 など			
腰掛便座	小学生 以上	㊦下肢または体幹1・2 級（介護保険の要介護認 定者及び要支援認定者を 除く。）	①和式便座の上に置 いて腰掛式に変換す るもの ②洋式便器の上に置 いて高さを補うもの ③電動式またはスプ リング式で便座から 立ち上がる際に補助 できる機能を有して いるもの ④便座、バケツなど からなり、移動可能 であるもの（居室に おいて利用可能なも のに限る）	8 年	100,000
T字状・ 棒状つえ	—	㊦つえの使用により、歩 行機能を補うことが可能 な方	主体が木材のもの	3 年	2,200
			主体が軽金属のもの		3,000
移動・移 乗支援用 具	3歳以 上	㊦平衡、下肢または体幹	転倒予防、立上り動 作補助、移乗動作の 補助、段差解消など の性能を有する手す り、スロープ、歩行 器などであって、必 要な強度および安定 性を有するもの	8 年	60,000
	—	㊦下肢に障害のある方			
頭部保護 帽	—	㊦転倒などにより頭部を 強打するおそれのある方	ヘルメット型でスポ ンジまたは革を主材 料としたもの	3 年	15,200
	—	㊦転倒などにより頭部を 強打するおそれのある方	ヘルメット型でスポ ンジ、革またはプラ スチックを主材料と したものの	3 年	36,750
ル ー ム クーラー	小学生 以上	㊦頸髄損傷などにより体 温調節機能を喪失した方 (医師により、体温調節機 能を喪失したものと認め られた方に限る)	障害のある方が容易 に使用することがで きるもの	6 年	172,100
環境制御 装置	小学生 以上	㊦頸椎損傷など両上肢お よび両下肢または体幹機 能が全廃状態の方	呼気、指先のわずか な動作などで機器の 制御が行えるシステ ムを有しているもの	10 年	500,000



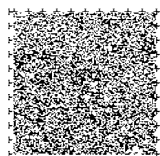
種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
電磁調理器	18歳 以上	㊟視覚1・2級 ㊟下肢または体幹1級 ㊟上肢1・2級 ㊟1・2度 ㊟1級	障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。障害のある方が容易に使用することができるもの。	6年	41,000
パーソナルコンピューター	小学生 以上	㊟上肢1・2級で文字を書くことが困難な方 ㊟音声・言語および上肢が総合1・2級で文字を書くことが困難な方	かな、漢字および英数字による文書作成が可能で、編集、校正および記憶機能を有し、障害のある方が容易に使用することができるもの(プロテクター及びプリンターを附帯することができる)	6年	118,500
ガス安全システム	18歳 以上	㊟ ^{こう} 喉頭摘出などにより臭覚機能を喪失した身体障害のある方およびこれに準ずる方のみの世帯 ㊟下肢または体幹1級	警報機などの遮断信号受信時、ガスの異常使用時、地震発生時などにガスを自動的に遮断できるもの	8年	42,200
携帯用会話補助装置	小学生 以上	㊟音声・言語 ㊟音声言語に著しい障害があり、かつ、上肢、下肢または体幹に障害のある方	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害のある方が容易に使用することができるもの	5年	285,000
フラッシュベル	小学生 以上	㊟聴覚3級以上 ㊟音声・言語3級以上	障害のある方が容易に使用することができるもの	10年	25,890
聴覚障害者用通信装置	小学生 以上	㊟聴覚または音声・言語(コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要と認められる方)	ファクスなど一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字などによる通信が可能な機器であり、障害のある方が容易に使用することができるもの	5年	71,000



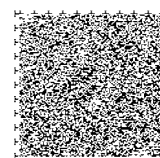
種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
聴覚障害 者用情報 受信装置	—	㊦聴覚（この装置により テレビの視聴が可能になる方）	字幕および手話通訳 付の聴覚障害者用番 組ならびにテレビ番 組に字幕および手話 通訳の映像を合成し たものを画面に出力 する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障 害者向け緊急信号を 受信するもので、聴 覚障害のある方が容 易に使用することが できるもの	6 年	88,900
屋内信号 装置	18歳 以上	㊦聴覚1・2級以上（聴 覚障害のある方のみの世 帯およびこれに準ずる世 帯で日常生活上必要と認 められる世帯に限る）	音、音声などを視覚・ 触覚などにより知覚 するもの	10 年	87,400
会議用 拡聴器	小学生 以上	㊦聴覚4級以上	字幕および手話通訳 付の聴覚障害者（児） 用番組ならびにテレ ビ番組に字幕および 手話通訳の映像を合 成したものを画面に 出力する機能を有し、かつ、災害時の 聴覚障害者（児）向 け緊急信号を受信す るもので、聴覚障害 者（児）が容易に使 用し得るもの	6 年	38,200
人工 喉頭	笛式	小学生 以上	㊦音声・言語	4 年	5,000
	電動式			5 年	70,100



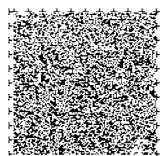
種 目		対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
		年 齢	等 級 な ど			
人工 喉頭	人工 鼻	—	㊟音声・言語（喉頭を摘出したことにより音声機能を喪失した方で、保険適用外の常時埋込型の人工喉頭を使用する方に限る）	HMEカセット、ベースプレート等常時埋込型の人工喉頭を使用して発声するために必要な消耗部品	1 月	23,100
携帯用 信号装置		小学生 以上	㊟聴覚3級以上 ㊟音声・言語3級以上		6 年	20,200
時計		18歳 以上	㊟視覚1・2級	音声時計は、手指の感覚の障害などがあるため、触読式時計の使用が困難な方に限る。	10 年	触読 10,000 音声 13,000
音声式 体温計		小学生 以上	㊟視覚1・2級（視覚障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る）		5 年	9,000
音声式 血圧計		18歳 以上	㊟視覚1・2級		5 年	9,000
		18歳 未満	㊟視覚1・2級（視覚障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る）			
音声式 体重計		18歳 以上	㊟視覚1・2級（視覚障害のある方のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る）		5 年	18,000
視覚障害 者用拡大 読書器		小学生 以上	㊟視覚障害のある方で、この装置により文字などを読むことが可能になる方	画像入力装置を印刷物などの読みたいものの上に置くことで拡大された画像、文字などを容易にモニターに映し出せるもの	8 年	198,000
点字ディ スプレイ		小学生 以上	㊟視覚1・2級	文字などのコンピューターの画面情報を点字により示すことができるもの	6 年	383,500
活字文書 読上装置		小学生 以上	㊟視覚1・2級	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6 年	115,000



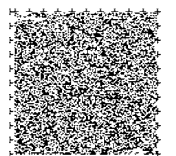
種目	対象者		備考	耐用年月	基準額(円) (税抜)	
	年齢	等級など				
視覚障害者用情報・通信支援用具	小学生以上	㊟視覚1・2級	視覚障害者向けのパソコン周辺機器、アプリケーションソフトなど	5年	42,000	
音響案内装置	小学生以上	㊟視覚1・2級(2級は、送信機のみに限る)		10年	1級 51,000 2級 7,000	
ポータブルレコーダー	小学生以上	㊟視覚1・2級	音声などにより操作ボタンが知覚し、または認識することができ、かつ、DAISY方式による録音および当該方式により記録された図書の再生が可能な製品	6年	89,800	
点字タイプライター	小学生以上	㊟視覚1・2級(本人が就労もしくは就学をしているか、または就労が見込まれている方に限る)		5年	63,100	
点字器	標準型A	小学生以上	㊟視覚1・2級	32マス18行 両面書真鍮板製	7年	10,400
	標準型B			32マス18行 両面書プラスチック製	7年	6,600
	携帯用A			32マス4行 片面書アルミニウム製	5年	7,200
	携帯用B			32マス12行 片面書プラスチック製	5年	1,650
音声読書器	小学生以上	㊟視覚以外の方法でしか文字の認識ができない方	本体の上の蓋を開け、印刷物などの読みたいものに乗せ、ボタンを押すと文書を読み取り印刷内容を音声で読み上げるもの	8年	198,000	



種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
音声IC タ グ レ コーダー	小学生 以上	㊦視覚以外の方法でしか 文字の認識ができない方	物の名前および情報 の確認を音声で知ら せるもの	6 年	59,800
色識別 装置	小学生 以上	㊦視覚1・2級	色の識別を音声で知 らせるもの	6 年	125,000
収尿器	男性用 A	㊦ぼうこう・直腸	普通型ラテックス製 またはゴム製	1 年	7,700
	男性用 B		簡易型ラテックス製 またはゴム製	1 年	5,700
	女性用 A		普通型耐久性ゴム製 採尿袋を有するもの	1 年	8,500
	女性用 B		簡易型ポリエチレン 製の採尿袋導尿ゴム 管付	1 年	5,900
ストマ用 装置	消化器系	㊦ぼうこう・直腸（手帳 申請時から対象）	低刺激性の粘着剤を 使用した密封型また は下部開放型の収納 袋で、ラテックス製 またはプラスチック フィルム製のもの	1 月	8,858
	尿路系		低刺激性の粘着剤を 使用した密封型かつ 尿処理用キャップ付 の収納袋で、ラテッ クス製またはプラス チックフィルム製の もの	1 月	11,639
	その他		㊦脳原性運動機能障害1・ 2級 ㊦肢体不自由（脳性麻痺 等かつ、全身性障害）	紙おむつ、洗腸用具、 サラシ、ガーゼその 他衛生用品	1 月
透析液加 温器	3歳以 上	㊦人工透析の必要な方（自 己連続携行式腹膜灌流患 者に限る）	自己連続携行式腹膜 灌流患者による人工 透析に使用する加温 器で、透析液6本を 同時に、適温に加温 し、かつ、保温でき るもの	5 年	70,000



種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 など			
空気清浄機	小学生以上	㊟呼吸器3級以上		6年	33,800
電気式たん吸引器	—	㊟呼吸器3級以上（医師の診断書により、同程度の障害があり、この装置が必要と認められる方を含む） ㊞医師の診断書により、呼吸器3級以上相当でこの装置が必要と認められる呼吸機能に障害がある方 ※上記に当てはまらない方で自家発電装置の給付を認められた方		5年	100,000
ネブライザー	—	㊟呼吸器3級以上（医師の診断書により、同程度の障害があり、この装置が必要と認められる方を含む） ㊞医師の診断書により、呼吸器3級以上相当でこの装置が必要と認められる呼吸機能に障害がある方		5年	36,000
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	—	㊟㊞在宅酸素療法を行っている者などで医師によりこの装置が必要と認められる方	使用する方の呼吸状態をモニタリングすることが可能なもの	5年	157,000
自家発電装置	—	人工呼吸器使用者のうち、中央区災害時個別支援計画で災害時等の停電が生命の危険に直結することが明らかな方（指定難病患者およびC P A P使用者を除く）	再交付は、耐用年数経過後に故障したときに限る。	6年	212,000
無停電電源装置	—	自家発電装置の給付を認められた方で、蓄電池の給付を受けていない方	蓄電機能および電圧を安定させるもの（再交付は、耐用年数経過後に故障したときに限る）	6年	41,000



種 目	対 象 者		備 考	耐用 年月	基準額(円) (税抜)
	年 齢	等 級 な ど			
蓄電池	—	自家発電装置の給付を認められた方で、無停電電源装置の給付を受けていない方	蓄電機能を有し人工呼吸器への安定した電力供給が可能なもの(再交付は、耐用年数経過後に故障したときに限る)	6年	104,000
酸素ボンベ運搬車	18歳以上	㊦呼吸器3級以上(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方)		10年	17,000
酸素吸入装置	18歳以上	㊦呼吸器3級以上(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方)	酸素ボンベ、スタンドおよび吸入マスクを一体化とするもの	10年	46,400
医療用詰替酸素	18歳以上	㊦呼吸器3級以上(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方)	酸素吸入装置に使用するための詰替用の酸素	1月	5,000

- 備考
- 1 設置または取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
 - 2 障害者(児)および介護者が容易に使用できるものとする。
 - 3 難病患者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)に定められた疾病に該当する者とし、医師の診断書などの提出または東京都難病医療費等助成制度の医療券に記載されている病名欄により対象の確認を行うものとする。
 - 4 課税商品の場合、基準額は税抜き価格とする。

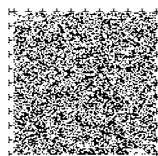
●費用 原則1割負担。また、世帯の所得状況に応じて月額上限負担額が設定されます。

●申請方法 次のものを持参して、申請してください。

- ①身体障害者手帳または指定難病であることが分かるもの(診断書など)
- ②前年分の所得を証明する書類
- ③見積書

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322



(7) 住宅設備改善費の給付

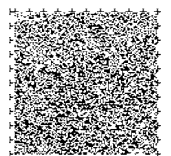
●**内容** 在宅で重度障害のある方の日常生活を円滑なものにするため、住宅設備の改善に要する費用を給付しています。希望する方は、事前にご相談ください。

凡例 ㊟＝身体障害者手帳、㊠＝愛の手帳、㊡＝精神障害者保健福祉手帳、㊢＝難病患者

住宅設備改修費一覧表

種目	対象者		性能など	基準額(円) (税抜)
	年齢	等級など		
小規模改修	65歳未満	㊟下肢または体幹3級以上 ㊟補装具費で車いす費用の給付を受けた内部障害のある方 ㊢下肢または体幹に障害がある方	(1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)すべり防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 (4)引き戸などへの扉の取替え (5)洋式便器などへの便器の取替え (6)上記改修に付帯して必要となるもの	200,000
中規模改修	65歳未満	㊟下肢または体幹3級以上 ㊟補装具費で車いす費用の給付を受けた内部障害のある方 ㊢下肢または体幹に障害がある方	玄関などの住宅設備の改修を伴うもの。住宅設備改善費の支給に当たっては、小規模改修を優先的に支給し、なお足りない場合に中規模改修を適用する。	641,000
屋内移動設備	原則学齢児童以上	㊟上肢、下肢または体幹1級で歩行ができない方 ㊟補装具費で車いす費用の給付を受けた内部障害のある方 ㊢下肢または体幹に障害がある方	住宅内で容易に移動できるためのもの（家屋の新築・改築時に備え付ける場合も給付の対象とする）	機器本体および付属器具 979,000 設置費 353,000
階段昇降機	原則学齢児童以上	㊟下肢または体幹1・2級 ㊟補装具費で車いす費用の給付を受けた内部障害のある方 ㊢下肢または体幹に障害がある方	直線または曲線の階段を椅子に座り、ボタンの操作で自動的に階段を昇降できるもの（家屋の新築・改築時に備え付ける場合も給付対象）	直線 876,000 曲線 1,854,000

備考 1 住宅設備改善に係る種目については、原則として再支給することができない。



- **費用** 原則1割負担。また、世帯の所得状況に応じて月額上限負担額が設定されます。
- **申請方法** 次のものを持参して、申請してください。
 - ①身体障害者手帳または指定難病であることが分かるもの（診断書など）
 - ②前年分の所得を証明する書類

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	------------------------------------------------

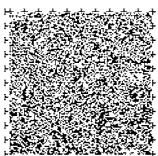
(8) 中等度難聴児発達支援事業

- **内容** 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成します。
- **対象** 次の要件全てに該当する方
 - ①区内在住で18歳未満の児童であること
 - ②聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力でないこと
 - ③両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断できる方であること
 ただし、次の場合は助成対象外です。
 - ①世帯の所得が一定以上の場合（世帯に区民税所得割額が46万円以上の方がいる場合）
 - ②申請前に補聴器を購入した場合
- **費用** 補聴器の購入費用と助成基準額（1台137,000円、耐用年数5年）を比較して少ない額の9割を助成します。ただし、生活保護世帯、区民税非課税世帯は負担はありません。
- **申請方法** 事前にご相談のうえ、次の書類を持参して申請してください。
 - ①補聴器購入費助成申請書
 - ②医師の意見書（所定の用紙があります）
 - ③見積書（補聴器販売業者が作成したもの）

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	------------------------------------------------

(9) 補助犬の給付

- **内容** 希望する対象者に盲導犬・介助犬・聴導犬のいずれかの補助犬を給付します。
- **対象** 次の要件全てに該当する方
 - ①18歳以上で在宅生活を送っている方
 - ②身体障害者手帳の等級が下記のいずれかに当てはまる方
 - ・視覚障害1級（盲導犬が対象です）
 - ・肢体不自由1級または2級（介助犬が対象です）
 - ・聴覚障害2級（聴導犬が対象です）
 - ③都内におおむね1年以上居住している方
 - ④世帯の所得税額が平均月額77,000円未満の方



⑤借家・借間などに居住されている方は、家主または管理者の承諾が得られること

⑥所定の訓練を受け、盲導犬・介助犬・聴導犬を適切に管理できること

⑦社会活動への参加に効果があると認められること

- 費用** 無料。ただし、飼育・管理・治療などに係る経費は自己負担です。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(10) 車いすの貸し出し

貸出窓口	住所	電話番号
社会福祉協議会在宅福祉サービス部	八丁堀 4-1-5	(3206) 0603
社会福祉協議会さわやかワーク中央	東日本橋 2-27-12	(3865) 3661
日本橋特別出張所 区民係	日本橋蛸殻町 1-31-1	(3666) 4253
月島特別出張所 区民係	月島 4-1-1	(3531) 1153
シニアセンター	佃 1-11-1	(3531) 7813

- 対象** 中央区社会福祉協議会会員（申込時に会員加入可）およびその家族で、おおむね 65 歳以上の高齢者もしくは身体に障害があるため、一時的に車いすを必要とする方。

※会員以外の区民の方で、通院や退院、旅行、ケガなどで車いすが必要な場合は 1 カ月以内で貸し出します。

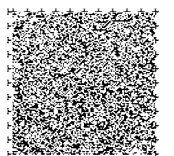
- 利用料および貸出期間** 利用料は無料です（ただし、社会福祉協議会入会の必要あり。年会費は 1 口 1,000 円以上）。貸出期間は 6 カ月以内、ご事情により 1 回まで延長（最長 12 カ月）できます。

- 車いす搬送サービス** 民間のタクシー会社と提携し、車いすをお届け・返却する搬送サービスを行っています。
搬送料 770 円（片道料金）

問い合わせ

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部

電話 (3206) 0603 FAX (3523) 6386



ふくし りょうけん きゅうふ じどうしゃねんりょうひじよせい
(11) 福祉タクシー利用券の給付・自動車燃料費助成

- **内容** 外出時の手助けとして、福祉タクシー利用券の給付（年1回）または、燃料費（ガソリン代）の助成をしています。
福祉タクシー利用券は、券に印刷されている中央区と契約をしているタクシー会社で利用できます。

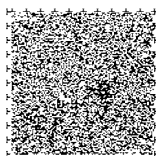
申請月	給付（助成）額
4～6月	40,000円
7～9月	30,000円
10～12月	20,000円
1～3月	10,000円

- **対象** 次のいずれかの手帳をお持ちの方
 ①身体障害者手帳 1～3級（下肢・体幹障害）
 ②身体障害者手帳 1・2級（内部・視覚障害）
 ③身体障害者手帳（脳性麻痺・進行性筋萎縮症）
 ④愛の手帳 1・2度
 ⑤精神障害者保健福祉手帳 1級
 ※福祉施設に入所している方は利用できません（特別養護老人ホームなど）。

- **申請方法** ①または②のいずれかを申請してください。
 ①**福祉タクシー利用券**
 障害者手帳を持参して申請してください。
 ※家族・代理の方も申請できます（別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要となります）。
 ※4月～6月は、区役所本庁舎のほか、日本橋特別出張所、月島特別出張所においても申請することができます。
 ②**自動車燃料費（ガソリン代）助成**
 次のものを持参して申請してください。
 ・障害者手帳
 ・車検査証（同一世帯の所有者に限る・原本）
 ・運転免許証
 ・障害者手帳をお持ちの方の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
 ※家族・代理の方も申請できます（別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要となります）。
 ※自動車燃料費（ガソリン代）助成は、区役所本庁舎でのみ申請することができます。

といた
問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(12) リフト付ハイヤーの運行

● **内容** 車いすや移動寝台（ストレッチャー）に乗ったまま乗車できるリフト付ハイヤーを運行しています。

(運行時間) 午前8時～午後8時

(定員) 7名（車いす2台または寝台車1台程度、他に介護者5名まで）

● **対象** 日常、外出時に車いすを利用しているか、または寝たきりの状態にあり、かつ次のいずれかにあたる方

① 身体障害者手帳をお持ちの方

- ・ 下肢・体幹機能障害 1～3級の方
- ・ 内部機能障害 1級の方
- ・ 視覚障害 1級の方
- ・ 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方

② 愛の手帳をお持ちの方 1・2度の方

③ 上記以外で、肢体が不自由または寝たきりの状態にある心身障害のある方または高齢者でリフト付ハイヤーでの移動を必要とする方

※ 福祉施設に入所している方は利用できません（特別養護老人ホームなど）。

● **申請方法** 本人・家族または代理の方が、窓口で利用券交付申請をしてください。

● **利用方法** ① 利用の予約

利用したい日の2週間前から区が運行委託しているタクシー会社に直接電話で予約してください。

② 利用回数

月4回（人工透析による定期的通院のための利用など、特別な理由がある方は10回）まで。ただし利用日の7日前から当日までに予約して利用する場合は、回数を超過して利用できる場合があります。

※ 病院の転院には利用できません。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(13) 自動車運転教習費の助成

● **内容** 自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

● **対象** 運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1級～3級または愛の手帳1度～4度の方。ただし、内部障害は1級～4級、下肢・体幹障害は1級～5級で歩行が困難な方。

次のいずれかにあたる方は、助成の対象となりません。

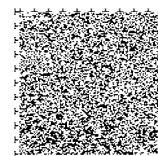
① 運転免許試験の受験資格がない方

② 自動車運転の適性試験に合格していない方

③ 引き続き3カ月以上、中央区に住所がない方

④ 前年度の所得税額が、400,000円を超える方

● **費用** 入所料、技能・学科教習料、教材費を助成します。限度額は、164,800円以内の実費です。



- **申請方法** しんせいほうほう 教習所で手続きを行う前にご相談のうえ、次のものを持参して申請してください。
 - ① 運転免許試験所長の発行した身体適格審査の結果についての回答書
 - ② 自動車教習所などの発行する入所証明書
 - ③ 前年分の所得税額を証明する書類

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	------------------------------------------------

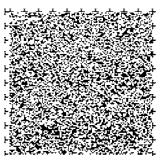
(14) 自動車改造費の助成 じどうしゃかいぞうひ じよせい

- **内容** ないよう 就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
- **対象** たいしやう 自己所有の自動車を就労のため自ら運転する必要があり、次の全てにあたる方
 - ① 下肢・上肢・体幹機能の重度障害のため身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ② 中央区に住所を有し、現に居住している方
 - ③ 現に助成の対象となっている改造をした自動車を所有していない方
- **申請方法** しんせいほうほう 改造などを行う前にご相談のうえ、次のものを持参して申請してください。
 - ① 改造を行う業者の仕様書と見積書
 - ② 前年分の所得税額を証明する書類
 - ③ 運転免許証

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	------------------------------------------------

(15) ハンディキャブ (リフト・スロープ付き自動車) の貸し出し つ じどうしゃ か だ

- **内容** ないよう 車いすのまま乗降できる電動リフト・スロープ付きのハンディキャブの貸し出しを行っています。
- **(台数)** だいすう 2台
- **(定員)** ていいん 「1号車」…車いす1人を含む6人乗り
「2号車」…車いす1人を含む3人乗り
- **(運転者の確保)** うんでんしゃ かくほ 原則として利用者が確保。ただし、確保できない方には、運転ボランティアの紹介を行っていますので、10開所日前までにお申し込みください。
- **対象** たいしやう 社会福祉協議会会員（申込時に会員加入可）およびその家族などで区内在住の、車いすを利用している方または歩行が不自由な方で介助を必要とする方
- **費用** ひよう 走行に要する燃料費などの費用は、利用者負担となります。
- **申請方法** しんせいほうほう 利用を希望する方は、原則来所して利用登録手続きをしてください（登録年会費2,000円・社会福祉協議会年会費1,000円以上）。利用登録後は、利用日の1カ月前から前日の正午までに電話などで申し込んでください。



(16) 駐車禁止の対象除外

● **内容** 駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害のある方が現に使用中であり、かつ、標章を掲出したものが、駐車禁止規制の対象から除外されます。対象となる方は、都内在住で、下記の区分、級別に該当する手帳をお持ちの方です。

● **対象**

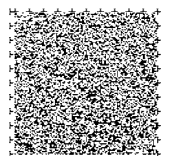
手帳の種別など	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級または4級の1	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級・2級の1または2級の2
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1級から4級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1級または3級	
	免疫機能障害、肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳 (東京都療育手帳)		1度または2度	
精神障害者保健福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾病医療受給者証	小児慢性特定疾病医療支援で色素性乾皮症の認定を受けている方		

※肢体不自由の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。一上肢のみに障害がある方は対象となりません。なお他の道府県は、東京都と制度が異なる場合がありますので、ご注意ください。

● **申請方法** 都内全ての警察署（交通課）で申請することができます。

①申請書（警察署窓口にあります）

警視庁のホームページからダウンロードできます。



別記様式第4の3（身体障害者等用）

- ②身体障害者手帳など
- ③認印
- ④住民票の写し（申請日から3カ月以内に発行されたもの）
- ⑤申請は原則として本人が行ってください。

ただし申請者が未成年者、知的障害のある方または精神障害のある方の場合は、当該申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族もしくは姻族の方を申請代理人として申請することができます。

代理人による申請の場合は、上記書類に加え、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本など）と申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。

- 駐車する上での注意点** 公安委員会が交付した駐車禁止等除外標章を車の前面に提示することで、公安委員会指定の駐車禁止場所などの規制対象から、原則として除外されます。
※申請方法と駐車する上での注意点は、都内の警察署でご確認ください。

5

日常生活の援助

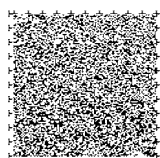
お問い合わせ	<p>警視庁交通部 駐車対策課 〒100-8929 千代田区霞が関 2-1-1 電話 (3581) 4321 内線 52615</p> <p>中央警察署 〒103-0026 日本橋兜町 14-2 電話 (5651) 0110</p> <p>久松警察署 〒103-0005 日本橋久松町 8-1 電話 (3661) 0110</p> <p>築地警察署 〒104-0045 築地 1-6-1 電話 (3543) 0110</p> <p>月島警察署 〒104-0053 晴海 3-16-14 電話 (3534) 0110</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

より快適な暮らしのために

(17) 訪問入浴サービス

- 内容** 長期にわたり入浴のできない在宅の重度心身障害のある方に対し、訪問入浴車による入浴サービスを利用する場合の費用を助成します（※自室での入浴です）。年末年始を除いて、毎週1回（年51回）サービスを受けることができます。

- 対象** 65歳未満で、①、②いずれかの手帳をお持ちの方で、③～⑥の要件をいずれも満たしている方
①身体障害者手帳1・2級



- ②愛の手帳 1・2 度
- ③ 40 歳以上 65 歳未満で高齢者の入浴サービスを受けていない方
- ④入浴に際し介助が必要な方
- ⑤医師から入浴を止められていない方
- ⑥入浴時に家族などの立ち会いや介助を得られない方

●**費用** サービス提供に必要な経費の 1 割を負担していただきます。住民税非課税の方は無料です。

●**申請方法** 申請には所定の医師意見書が必要です。事前にお問い合わせください。

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	------------------------------------------------

(18) ふとん乾燥・丸洗いサービス

●**内容** 寝具 1 組の乾燥 年 10 回
寝具の丸洗い 年 1 回
寝具の水洗い 年 1 回

●**対象** 65 歳未満で①～③のいずれかにあたる方で寝たきりの状態にあり、④・⑤の要件を全て満たしている方

- ①身体障害者手帳 1・2 級の方
- ②愛の手帳 1・2 度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方
- ④特別区民税・都民税の所得割を課されていない方（住民税非課税世帯の方）
- ⑤常時介護している親族などが近くに住んでいない方

●**費用** 無料

●**申請方法** 家族や代理の方が、障害者福祉課で申請してください。

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	------------------------------------------------

(19) 理美容サービス

●**内容** 理容師または美容師の訪問を受け、自宅で理容師による理髪・顔そり、美容師によるカットと次のいずれかのサービス（ポイントメイクまたは眉カットまたはカーラーセット）が受けられます。
※ご利用の際は、ご親族などの立会いが必要です。

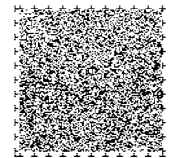
●**対象** 65 歳未満で、次のいずれかにあたる方

- ①身体障害者手帳（下肢または体幹障害）1 級の方
- ②愛の手帳 1 度の方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1・2 級で外出が困難な方

●**費用** 無料

●**申請方法** 家族や代理の方が、障害者福祉課で申請してください。

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
--------------	------------------------------------------------



(20) 紙おむつの支給・おむつ代の助成

● **内容** 対象の方に紙おむつの支給、または、おむつ代の助成をしています。紙おむつのタイプ、数量などについては、お問い合わせください。
入院のため、病院指定のおむつを使用する方は、月 7,000 円を限度として助成金を支給します。

● **対象** 以下のすべてにあてはまる方

- ① 区内に住所のある在宅または入院中の方
- ② 3 歳以上 65 歳未満の方
- ③ 以下のいずれかにあてはまる方
 - ・ 常時寝たきりまたはこれに準ずる状態の方
 - ・ 失禁状態の方
- ④ 以下のいずれかにあてはまる方
 - ・ 身体障害者手帳 1・2 級
 - ・ 愛の手帳 1・2 度
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

※ 次のいずれかにあたる方は、支給の対象になりません。

- ① 他の制度により紙おむつの支給またはおむつ代の助成を受けている方
- ② 障害者支援施設・特別養護老人ホームなどの施設に入所している方

● **費用** 無料

● **申請方法** 家族や代理の方が、障害者福祉課で申請してください。

入院のためおむつ代の助成を受ける方は、病院指定のおむつを使用している旨の証明書（区指定の様式）が必要です。事前にお問い合わせください。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(21) 電話・ファクス料金の助成

● **内容** 助成は1世帯あたり1台で、基本料金と通話料を合わせて2,500円（消費税を含む）までです。

● **対象** 電話（携帯電話を含む）またはファクスを持っている、外出が困難な次のいずれかにあたる方で、住民税が非課税の世帯の方

- ① 18 歳以上で身体障害者手帳 1・2 級（下肢・体幹・内部障害）をお持ちの方
- ② 18 歳以上で身体障害者手帳 1 級（視覚障害）をお持ちの方
- ③ 6 歳以上で身体障害者手帳 3 級以上（聴覚・音声・言語障害）をお持ちの方

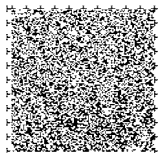
※ ファクスについては、③の方のみ対象

(対象除外) 次にあたる方は、原則として対象となりません。

- ① 高齢者福祉電話料金等助成事業を利用している方
- ② 特別養護老人ホームなどの施設に入所している方

● **申請方法** 次のものを持参してください。

- ① 身体障害者手帳



- ②障害のある方の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ③区外から転入された方は、前住所地の住民税課税（非課税）証明書

問い合わせ	障害者福祉課 障害者福祉係 電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322
-------	-------------------------------------------------

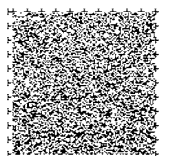
(22) 緊急通報システム

- **内容** 家庭内での急病などの緊急時に、ペンダント式無線発報器などのボタンを押すだけで、区が委託した緊急通報業者のコールセンターに通報できる機器をご自宅の固定電話回線に設置します。緊急時には、救護の講習を受けた緊急通報出動員が自宅に駆けつけ、救急車の出動要請などの救助活動を行います。
- **貸与する機器**
 - ①緊急通報システム機器一式（ペンダント式無線発報器、専用通報器など）
 - ②見守りセンサー（希望により）
※見守りセンサーは、一定の時間人の動きを感知できないときに自動で通報を行うセンサーです。
 - ③火災センサー（希望により）
- **対象** 18歳以上の一人暮らしなどで、次のいずれかにあたる方
 - ①身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
 - ②難病患者で、緊急時の援助を必要とする病状にある方
- **費用** 無料。ただし、貸与された機器の使用電気および電話代は利用者の負担となります。
- **申請方法** あらかじめ、障害者福祉課にお問い合わせください。
※聴覚障害および音声・言語機能障害のある方は、緊急ネット通報をご利用ください。

問い合わせ	障害者福祉課 相談支援係 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322
-------	------------------------------------------------

(23) 緊急ネット通報（東京消防庁）

- **内容** 火事・救急・事故などの緊急時において、音声（肉声）による通報が困難な状況にある聴覚または音声・言語機能に障害のある方が、携帯電話・スマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に通報することができるサービスです。
- **対象** 東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市および島しょ地区を除く地域）に在住、または、在勤・在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方
- **費用** 無料。ただし、通信料は利用者の負担となります。
- **申請方法** ご利用には事前登録が必要です。
詳しくは東京消防庁ホームページ
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp>をご覧ください。



問い合わせ

東京消防庁 防災部防災安全課 防災福祉係

電話 (3212) 2111 内線 4245・4246

FAX (3213) 1478 (防災安全課)

※消防車・救急車を要請する時は、「119 番」「緊急ネット通報」
「119 番ファクシミリ通報」などをご利用ください。

(24) 家具類転倒防止器具の取付

●**内容** 緊急時の対応が困難な障害のある方を対象として、区が委託した専門業者が事前にご自宅を調査した上で最適な器具を選定し、4 個まで無料 (5 個目以上は自己負担) で取り付けを行います。

●**対象** 次のいずれかにあたる方

①身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方、4 級以上の肢体不自由者が属する世帯

②愛の手帳 3 度以上をお持ちの知的障害のある方が属する世帯

③精神障害者保健福祉手帳 2 級以上をお持ちの方が属する世帯

※申請は、一世帯 1 回限りです。

●**(対象除外)** 65 歳以上で次のいずれかにあたる方

①要介護 2 以上の寝たきりの方

②ひとり暮らしの方

③ 65 歳以上の方を含む 60 歳以上の方だけで構成される世帯の方

④家族が就労、就学などで日中などに不在となり、②または③と同様の状態となる方

※上記に該当する方は、家具類転倒防止器具取付事業 (高齢者福祉課) の対象となります。

●**申請方法** ご家族の方などが、対象となる方の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳を持参し、申請してください。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(25) 知的障害者位置情報サービス費用助成

●**内容** 位置情報端末機 (スマートフォンなどを含む) で、現在地や移動経路を知ることができる位置情報サービスの利用料の一部を助成しています。

●**対象** 区内在住で、愛の手帳をお持ちのおおむね小学生以上の在宅の知的障害者 (児) の保護者

●**費用** 利用料のうち、助成額を超える部分は自己負担です。

●**申請方法** 次のものを持参し、申請してください。

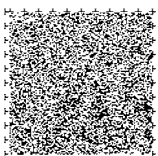
①愛の手帳

②保護者名義の預金通帳 (不要な場合もあります)

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(26) 在宅重度障害者の介護者慰労

● **内容** 重度障害者を在宅で介護している方の慰労のため、次のうち1種類1万円を単位として合計3万円分を支給します（複数の組み合わせも可能）。

① 食事・マッサージ共通券：区が指定するそば店・マッサージ店（※）で利用できる券

② 旅行券：旅行代理店発行の旅行券

※そば店・マッサージ店の一覧は、障害者福祉課、高齢者福祉課、日本橋・月島特別出張所、おとしより相談センターおよび居宅介護支援事業所で配布しています。また、区ホームページの「在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業」に掲載しています。

● **対象** 次のいずれかの手当を受給している方を在宅で日常介護している方

① 重度心身障害者手当（24・25 ページ）

② 特別障害者手当（25 ページ）

(対象除外) 次にあたる方は、原則として対象となりません。

在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業の対象となる方

● **申請方法** 毎年4月に対象者の方に直接お知らせします。

問い合わせ	障害者福祉課 障害者福祉係 電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322
--------------	-------------------------------------------------

(27) 浴室の提供

● **内容** 家族などの介助で入浴できる浴室を提供しています（116 ページ）。

● **対象** 家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方

問い合わせ	福祉センター 管理係 電話 (3545) 9311 FAX (3544) 0888
--------------	----------------------------------------------

(28) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト

● **内容** 重症心身障害児（者）などの健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担を軽減することを目的として、自宅または通学する特別支援学校に訪問看護事業所から看護師を派遣し一定時間医療的ケアなどを代替します。

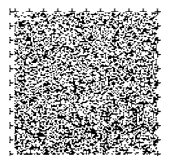
1年度の間96時間以内で自由に利用できます。

1回あたり、2時間から4時間までで30分単位の利用です。

● **対象** 次の要件すべてに当てはまる方

① 以下の要件のいずれかに当てはまる方

- ・ 18歳に達する日までの間に、愛の手帳1度または2度程度の知的障害があり、かつ、身体障害の程度が1級または2級（自ら歩くことができない程度の肢体不自由）の身体障害者手帳をお持ちの方



・以下に規定するいずれかのケアを受けている 18 歳未満の方

1	人工呼吸器管理（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸管理に含む）
2	気管内挿管、気管切開
3	鼻咽喉頭エアウェイ
4	酸素吸入
5	6回/日以上の頻回の吸引
6	ネブライザー 6回/日以上または継続使用
7	中心静脈栄養（IVH）
8	経管栄養（経鼻・胃ろう含む）
9	腸ろう・腸管栄養
10	継続する透析（腹膜灌流を含む）
11	定期導尿（3回/日以上）（人工膀胱を含む）
12	人工肛門

②家族などにより在宅介護を受けて生活している方

③訪問看護サービスによる医療的ケアを受けている方

●費用

本人（18歳未満の場合は保護者）の課税状況などに応じた利用者負担額があります。

●申請方法

申請には次の書類が必要です。

①意見書

※所定の用紙（障害者福祉課にあります）に主治医が記入済みのもの

②申請書

●問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(29) ファミリー・サポート・センター

●内容

育児の手助けが必要な方と、育児の手助けができる方がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域の中で子育てをする相互援助活動です。

①援助活動の内容

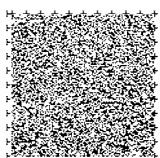
- ・ 保育園、幼稚園、学童クラブなどへの送り迎えやその前後の預かり
- ・ 保護者が用事で外出する際の預かり
- ・ その他、必要な援助

※預かりは原則として提供会員宅で行います。

②活動時間と活動謝礼

	時間	1時間当たりの活動謝礼
月曜日～ 金曜日	午前7時～午後8時	子ども1人当たり 800円
	上記以外の時間	子ども1人当たり 1,000円
土曜・日曜・ 祝日年末年始	全時間	子ども1人当たり 1,000円

依頼会員から提供会員への活動謝礼は活動終了の都度、直接現金でお渡しください。



● **対象**

① 依頼会員（育児の手助けが必要な方）

区内在住で、生後 57 日以上小学 6 年生以下のお子さんを育てている方
 ※障害や疾病がある場合はあらかじめファミリー・サポート・センター
 にご相談ください。

② 提供会員（育児の手助けができる方）

満 20 歳以上の、心身共に健康で子育て経験などがあり、子育ての援助
 に理解と熱意のある方

③ 両方会員

前記の両方に該当する方

● **問い合わせ**

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部
 中央区ファミリー・サポート・センター
 電話 (3206) 0120 FAX (3523) 6386

(30) 歳末たすけあい金の贈呈

● **内容**

共同募金の一つとして、歳末たすけあい運動を実施しています。地域
 福祉活動の充実や支援を図るとともに、18 歳未満の在宅障害児の
 保護者に歳末たすけあい金（見舞金）を贈ります。

● **問い合わせ**

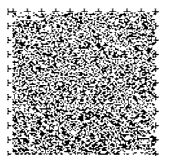
中央区社会福祉協議会 管理部庶務課
 電話 (3206) 0506 FAX (3206) 0601

(31) 成年後見支援センター「すてっぷ中央」

● **内容**

障害のある方の自立生活を支援するため、次の事業を実施しています。

サービスの種類		内容	費用負担	
1	一般相談	①成年後見制度の利用に関する相談 ②福祉サービスの利用や日常的な金銭管理 等に関する相談 相談日時 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※祝日・休日および年末年始は除く	一般世帯	非課税 世帯
		③遺言や相続に関する問題 相談日時 毎月 1 回 午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分（要予約）1 組 1 時間	無料	
2	福祉法律 相談	専門の弁護士が相談に応じます。 ①高齢者や障害のある方の権利侵害や成年 後見制度の利用に関すること ②福祉サービスの利用に関わるトラブルや 苦情に関すること ③遺言や相続に関する問題 相談日時 毎月 1 回 午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分（要予約）1 組 1 時間	無料	
3	成年後見 支援事業	成年後見制度の利用を支援します。 ①申立支援 ②後見人候補者等の紹介 ③後見報酬等の費用助成	無料 （申立には別途費用が かかります）	



サービスの種類		内容	費用負担	
4	権利擁護 支援事業	①福祉サービスの利用援助サービス 福祉サービスの利用に関する情報提供や 相談、サービス利用の手続きや利用料支 払いの援助など	一般世帯	非課税 世帯
		①に付随する サービス	1回 1時間 1,000円	1回 1時間 500円
			②日常的な金銭管理サービス 預貯金の出し入れ、公共 料金、医療費、家賃など の支払い手続きなど	1カ月 1,000円
	③書類等預かりサービス 定期預金証書、不動産権 利証等重要書類の預かり			

成年後見制度について

知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方々の権利を守る援助者（「成年後見人等」）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。内容により次の2種類に分類されます。

1 法定後見制度（補助、保佐、後見の制度）

知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方々が、契約などの法律行為を行う際に不利益を被らないよう、本人の判断能力の程度に応じて適切な権利と財産の保護を受けるための制度です。従来の禁治産等のような戸籍への記載は行われず、法務局に登録されます。

（利用方法）

制度を利用したい本人やその家族などが家庭裁判所に申し立て、審判手続を経て選任された後見人等の支援を受けます。

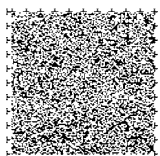
身寄りがないなど本来の申立権者による手続きが行えない場合、必要に応じて区が家庭裁判所に後見等開始の審判を申し立て、後見人等を選任してもらうことができます。

2 任意後見制度

契約に必要な判断能力を有しているが、将来自分の判断能力が不十分になった場合の財産管理等について、自ら選任した任意後見人に代理権を与える制度です。

（利用方法）

公証人の作成する公正証書によってあらかじめ任意後見人と契約を結び、判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てます。選任審判により契約の効力が生じ、任意後見人による支援が開始されます。



問い合わせ

〔「すてっぷ中央」 および成年後見制度について〕
中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部
成年後見支援センター 「すてっぷ中央」
電話 (3206) 0567 FAX (3523) 6386
(成年後見制度について)
障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(32) ふれあい収集および粗大ごみの運び出し

- **内容** 玄関先まで訪問して、安否などの確認とごみや資源を収集する「ふれあい収集」を行っています。また、粗大ごみを室内から運び出し、収集しています。
- **対象** 身近な人の協力がなく、ごみ（粗大ごみを含む）や資源を自ら集積所（粗大ごみは屋外）まで運び出すことができない障害のある方や65歳以上の高齢者のみの世帯

問い合わせ

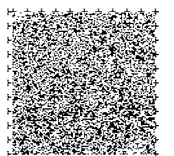
中央清掃事務所
〒104-0031 京橋 1-19-6
電話 (3562) 1521 FAX (3562) 1504

(33) 特別区民税・都民税（普通徴収分）の口座振替による納税申し込み

- **内容** 特別区民税・都民税（普通徴収分）の納税に便利な口座振替（自動払込）の申し込みは、区役所への申込書（はがき型）の郵送で手続きができます。申込書（はがき型）は税務課収納係および日本橋・月島特別出張所地域活動係で配布しています。また、税務課収納係に連絡をいただければ、申込書（はがき型）を郵送します。

問い合わせ

税務課 収納係
電話 (3546) 5276 ~ 5278 FAX (5565) 3957
日本橋特別出張所 地域活動係
〒103-8360 日本橋蛸殻町 1-31-1 日本橋区民センター 1 階
電話 (3666) 4251(代) FAX (3666) 4250
月島特別出張所 地域活動係
〒104-8585 月島 4-1-1 月島区民センター 1 階
電話 (3531) 1151(代) FAX (5560) 1987



視覚障害のある方のために

(34) 図書館の対面朗読

- **内容** ご希望の本（原則的には図書館にあるもの）を朗読者が直接読みます。
(日時) 毎週水曜日、土曜日 午前10時～正午 1回2時間
 ※他の日時をご希望の方はご相談ください。
- **(会場)** 京橋図書館・日本橋図書館・月島図書館
- **対象** 区内在住の視覚障害のある方や通常の印刷文字による読書が困難な方。
- **費用** 無料
- **申請方法** 事前に登録が必要です（ご家族の方が代理で登録・申し込みできます）。
 電話・ファクスにてご連絡ください。
 ※予約制のため、日時についてはご相談ください。

問い合わせ 京橋図書館
 本の森ちゅうおう 2階～5階
 電話 (3551) 2151 FAX (3551) 2711

(35) 点字図書への給付

- **内容** 点字図書出版施設で製作した点字図書を給付します（月刊や週刊などで発行される雑誌を除く）。ただし、年間6タイトルまたは24巻を限度とします。
- **対象** 視覚障害1～6級で、主に点字で情報を入力している方。
- **費用** 一般図書の価格相当額を負担していただきます。

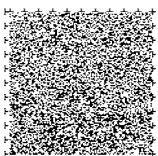
問い合わせ 障害者福祉課 相談支援係
 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

(36) 点字図書館

- **内容** 点字図書・録音図書の製作・貸し出し、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成などを行っています。

● 問い合わせ

名称	所在地	電話
日本点字図書館 (※サピエ図書館利用申し込み・問い合わせもこちらです)	〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4	(3209) 0241
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20	(3200) 0987
日本視覚障害者団体連合点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2	(3200) 6160
ロゴス点字図書館	〒135-8585 江東区潮見 2-10-10	(5632) 4428



(37) 点字出版施設

● **内容** 点字刊行物を出版する施設です。点字刊行物の製作・販売の委託も受けています。

● **問合せ**

名称	所在地	電話
日本点字図書館 点字製作課	〒 169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4	(3209) 0671
東京ヘレン・ケラー協会 点字出版所	〒 169-0072 新宿区大久保 3-14-4	(3200) 1310
桜雲会 点字出版部	〒 169-0075 新宿区高田馬場 4-11-14-102	(5337) 7866
日本視覚障害者団体連合 点字出版所	〒 169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2	(3200) 6157
視覚障害者支援総合センター	〒 167-0034 杉並区桃井 4-4-3 スカイコート西荻窪 2	(5310) 5051
東京点字出版所	〒 181-0013 三鷹市下連雀 3-32-10	0422 (48) 2221

(38) 東京都ガイドセンター

● **内容** 都外在住の方が、東京都内を移動する際に、ガイドヘルパーを紹介します。また、都内在住の方が、他道府県を移動する際に、移動先で利用できるガイドセンターを紹介します。

利用日の2週間以上前までに電話、ファクスまたはメールで東京都ガイドセンターまでご連絡ください。

● **対象** 視覚障害のある方

● **費用** ガイドヘルパーの紹介は無料です。

ガイドヘルパーに支払う利用料金は、東京都ガイドセンターでは1時間930円です。他道府県の利用料金は紹介先のガイドセンターにご確認ください。

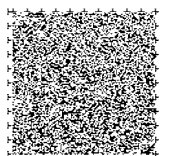
交通費などは、ガイドヘルパーの分を含めて利用者の負担です。

● **問い合わせ**

東京都ガイドセンター

電話 (5272) 0996 FAX (3200) 7755

Eメール jigyoun@jfb.jp



(39) 盲ろう者向け通訳・介助者派遣事業

- **内容** 視覚と聴覚の両方に障害がある方（盲ろう者）のコミュニケーションおよび移動手段を確保し、社会参加を促進するため、通訳・介助者を派遣します。
- **対象** 都内在住で、視覚と聴覚の両方の障害が身体障害者手帳に記載されている方
- **費用** 無料。ただし、通訳・介助中の交通費や派遣先までの交通費が上限額を超える場合は、利用者負担となります。

問い合わせ

認定 NPO 法人 東京盲ろう者友の会
〒111-0053 台東区浅草橋 1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル 2 階
電話 (3864) 7003 FAX (3864) 7004
アドレス <http://www.tokyo-db.or.jp/>
Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

(40) 視覚障害者日常生活情報点訳などのサービス

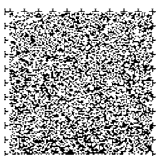
- **内容** 図書館または点字図書館において取り扱わない文書（手紙・パンフレットなど）の点訳、墨訳、対面朗読、ファクスで送信された文書の電話による朗読サービスを行っています。
- **対象** 都内在住・在勤の身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方（登録が必要です）
- **費用** 無料（ただし、対面朗読サービスで、録音を希望する場合は、保存用媒体（USBやCDほか）をご持参ください）

問い合わせ

東京都障害者福祉会館
〒108-0014 港区芝 5-18-2
電話 (3455) 6321 FAX (3453) 6550 ※要予約

(41) 視覚障害のある方のための講習など

- **内容**
 - ① 家庭生活訓練
調理・生け花・手芸・リズム体操など
 - ② 中途失明者緊急生活訓練
点字技術および生活訓練・歩行訓練についての訪問相談・指導
スマートフォン・パソコン指導（通所）
 - ③ 盲青年等社会生活教室
視覚障害のある青年や高齢者に対する社会生活に必要な知識習得のための講習
- (関連事業)**
- ・ 刊行物作成配布事業
都政刊行物などのうち、特に視覚障害のある方に必要な情報を点字版、カセットテープまたはデイジー版で毎月 1 点配布します（無料）。
 - ・ 点字即時情報ネットワーク事業（点字 J B ニュース）
- ① 原則毎週月曜日～金曜日（年末年始を除く）の間、新聞記事、福祉情報などを抜粋、点字化し、希望者に配布します。



- ②電話ナビゲーションシステムにより①の情報を自動音声で提供します。
専用電話 0570 (021) 802
- 対 象** ①都内在住で、家庭内での日常生活に著しい制限を受けている在宅の視覚障害のある方
- ②都内在住で、身体障害者手帳をお持ちの方（原則 18 歳以上）
- ③都内在住で、身体障害者手帳（視覚障害）をお持ちの青年層・高齢者層
- 費 用** 無料（ただし、教材費・テキスト代は受講者負担）

問い合わせ 東京都盲人福祉協会
〒169-0075 新宿区高田馬場 1-9-23
電話 (3208) 9001 FAX (3208) 9005
Eメール info@tomoukyo.or.jp

(42) 自立訓練（生活訓練）

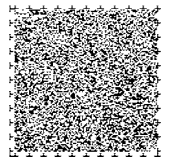
- 内 容** 見えない・見えにくい方の歩行訓練、スマートフォン、タブレット、パソコンなどを活用できるようになるための ICT 訓練、点字訓練、ハンドライティング（文字の手書き）、ロービジョンの方の読み書きの評価、補助具の選定と訓練、家事、整容動作、金銭管理などの日常生活訓練。
- 対 象** 視覚障害での身体障害者手帳をお持ちの方
- 費 用** 1日当たり950円程度の自己負担が生じます。非課税世帯の場合は無料です。

問い合わせ 日本点字図書館 自立支援室
〒169-8586 東京都新宿区高田馬場 1-23-4
電話 (3209) 0241 FAX (3200) 4133
Eメール jiritsu@nittento.or.jp

(43) 視覚障害者用具の販売あっせん

- 内 容** 視覚障害のある方が、時計などを購入する場合、料金の割引を受けることができます。
- 対 象** 時計（触読式時計、音声時計）、音声式体温計など、拡大読書器、CD 読書器、点字器など

問い合わせ 日本点字図書館 用具事業課
〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4
電話 (3209) 0751
日本視覚障害者団体連合 用具購買所
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2
電話 (3200) 6422



聴覚障害のある方のために

(44) 手話通訳者または要約筆記者の派遣 (意思疎通支援事業)

- **内容** 聴覚などに障害のある方に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、日常生活上の活動が円滑になるように支援しています。
 - ① 派遣時間
月 20 時間以内で、1 回 2 時間を単位とし、これを超える場合は、1 時間単位で加算されます。
 - ② 派遣人員
1 回につき 2 人まで
 - ③ 派遣対象事項
通院、申請、入学手続、地域活動、講習会、スポーツ教室など
- **対象** 次のいずれかにあたる方 (団体) で区に登録した方
 - ① 聴覚、音声・言語機能に障害があり、手話による通訳の必要がある方
 - ② 聴覚障害のある方で主に構成されている団体
- **費用** 無料 (ただし、手話通訳者の交通費などの経費は、原則として派遣を受けた方の負担となります)
- **申請方法**
 - ① 登録
本人、家族または代理の方が障害者福祉課へ申請してください。
 - ② 派遣の申込
社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターへ派遣希望日の 5 日前までに申し込んでください。

問い合わせ

(登録)

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(派遣の申込)

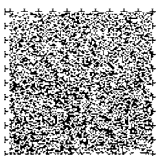
中央区社会福祉協議会 ボランティア・区民活動センター
電話 (3206) 0560 FAX (3206) 0601
Eメール vc@shakyo-chuo-city.jp

(45) 手話通訳者の設置

- **内容** 聴覚障害のある方や音声または言語機能障害のある方が、区役所の窓口で手話を用いてコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者を設置しています。
- **利用日時** 毎週金曜日 (午前 10 時～正午・午後 1 時～午後 3 時)
- **利用方法** 区役所 1 階受付 (まごころステーション) や各課窓口の職員にお申し出ください。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(46) 聴覚障害者コミュニケーション機器の貸し出し

- **内容** 聴覚障害のある方が意思疎通、または社会活動についての知識の習得のために必要なときは、次のものを貸し出します。
 - ① オーバーヘッドプロジェクター
 - ② 磁気テープ
 - ③ ビデオプロジェクター
 - ④ オーバーヘッドカメラ
- **対象** 身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方およびその保護者、聴覚障害者団体など
- **費用** 無料。ただし、搬送料などは自己負担です。

問い合わせ

東京手話通訳等派遣センター
コミュニケーション支援課 要約筆記事業グループ
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
電話 (3352) 3335 FAX (3354) 6868

(47) 字幕・手話付きビデオ・DVD・映画フィルムの貸し出し

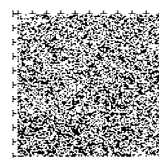
- **内容** 映画やテレビ番組などに字幕や手話を挿入したビデオテープやDVD、映画フィルムを貸し出しています。
 - ① 字幕付きビデオ・DVDの貸し出し
聴覚障害のある方・聴覚障害関係者・団体の方を対象に字幕付きビデオテープ・DVDを無料で貸し出しています。郵送での貸し出しも実施しています（1人2週間6本まで）。個人で楽しむ他に一部の作品は上映会での使用も可能です。
 - ② 16mm字幕付き映画フィルムの貸し出し
聴覚障害のある方を対象とした上映会などに無料で貸し出しています（送料のみ主催者負担）。取扱責任者は16mmフィルム映写の資格取得者であることが必要です。郵送による貸し出しの場合、送料は自己負担です。

問い合わせ

聴覚障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
電話 (6833) 5004 FAX (6833) 5005
Eメール video@jyoubun-center.or.jp
アドレス <http://www.jyoubun-center.or.jp/>
※日・月曜日、祝日、年末年始は休館

(48) 聴覚障害のある方のための講習など

- **内容**
 - ① 読話講習会
□形の読み取り、会話の練習などの講習会を行っています。
 - ② 文化教養講座
文化・教養、健康向上のためのプログラムを聞こえないことに配慮した方法で実施しています。



- **対象** ①は、都内在住で、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の中途失聴者および難聴者
②は、都内在住・在学・在勤の聴覚障害のある方（身体障害者手帳の有無問わず）
※聞こえる方が参加できるものもあります。
- **費用** 無料

問い合わせ

①東京手話通訳等派遣センター
コミュニケーション支援課 要約筆記事業グループ
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階
電話 (3352) 3335 FAX (3354) 6868

②聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
電話 (6833) 5004 FAX (6833) 5005
Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp
アドレス <http://www.jyoubun-center.or.jp/>
※日・月曜日、祝日、年末年始は休館

(49) 聴覚障害関係図書などの貸し出し・閲覧など

- **内容** 聴覚障害や手話に関する図書や資料を収集し、どなたにもご利用いただけるように、ライブラリーに設置しています。一部の資料を除き、一人3冊まで2週間貸し出し可能です。利用は火・水・木・土曜日の午前10時～午後5時、金曜日は午後7時まで。
その他、ライブラリーではビデオの視聴やパソコンが利用できます。
- **対象** 都内在住・在勤・在学で聴覚障害に関心を持つ方や手話学習者など、どなたでも利用できます。

問い合わせ

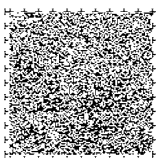
聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
電話 (6833) 5004 FAX (6833) 5005
Eメール video@jyoubun-center.or.jp
アドレス <http://www.jyoubun-center.or.jp/>
※日・月曜日、祝日、年末年始は休館

(50) 聴覚障害に関する相談・情報提供事業

- **内容** 聴覚障害のある方およびご家族、関係者の方に対し、生活や職業、精神保健福祉、聞こえや補聴器などについての相談に応じるとともに、聴覚障害や福祉機器、手話学習などに関する情報提供などを、来所・FAX・Eメール・電話などで行っています（来所相談の場合は要予約）。秘密は厳守いたします。

(受付) 火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時
金曜日は午後7時まで

- **対象** 都内在住・在勤・在学の聴覚障害のある方（手帳の有無は問わない）およびその関係者
- **費用** 無料



問い合わせ

聴力障害者情報文化センター
 〒153-0053 目黒区五本木 1-8-3
 電話 (6833) 5004 FAX (6833) 5005
 Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp
 (FAX と E メールは 24 時間受付)
 アドレス <http://www.jyoubun-center.or.jp/>
 Eメールには担当相談員がお返事いたします。
 ※日・月曜日、祝日、年末年始は休館

ちょうかくしょうがいしゃ とっか しえんじぎょう
(51) 聴覚障害者に特化した支援事業

- **内容 (相談日)** 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業 (RONA スクール)
 午前 9 時～午後 5 時 (土日・祝日・年末年始は休み)
 ※事前に必ず予約してください。
- **対象** 都内および関東近郊の聴覚障害のある方
- **費用** 無料
 ※所得により、自己負担が発生する場合があります。障害者福祉課相談支援係でご相談ください。
- **申請方法** 利用するためには、障害者福祉課相談支援係で手続きが必要です。

問い合わせ

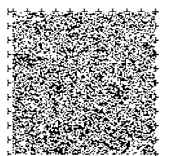
東京聴覚障害者支援事業所
 〒150-0011 渋谷区東 1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター
 電話 (5464) 6058 FAX (5464) 6059
 Eメール soudan@ap.wakwak.com
 障害者福祉課 相談支援係
 電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

でんわ
(52) 電話リレーサービス

- **内容** 聴覚障害のある方などときこえる方の会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスです。
 普段の会話や仕事上での電話、警察や病院などへの緊急通報など、さまざまなシチュエーションで電話することができます。
 ※詳しくは、総務大臣より提供機関として指定を受けた、(一財)日本財団電話リレーサービスへお問い合わせください。
- **対象** ①聴覚や発話に困難がある方 (要利用登録)
 ②聞こえる方で、聴覚や発話に困難がある方に電話をかけたい方 (登録不要)

問い合わせ

(一財)日本財団電話リレーサービス
 電話 (6275) 0912 FAX (6275) 0913
 アドレス <https://nftsr.or.jp/contact/>



せいしんしょうがい かた 精神障害のある方のために

せいしんほけんそうだん (53) 精神保健相談

- **内容** こころの問題の早期発見、早期治療や社会復帰を支援するため、精神科専門医や保健師がご相談をお受けします。精神科専門医への相談は、事前予約制です。

といあ 問合わせ

中央区保健所 健康推進課 予防係
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
日本橋保健センター 健康係
電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター 健康係
電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

せいしんほけんこうしゅうかい (54) 精神保健講習会

- **内容** うつ病や統合失調症などの精神疾患への正しい理解と対応、睡眠やストレスなどに関する講習会を開催しています。

といあ 問合わせ

中央区保健所 健康推進課 予防係
電話 (3541) 5930 FAX (3546) 9554
日本橋保健センター 健康係
電話 (3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター 健康係
電話 (5560) 0765 FAX (5560) 0747

しょうがいしゃちいきかつどうしえん ちゅうおう (55) 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

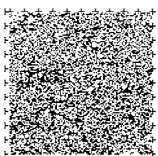
- **内容** 地域で自立した生活を送ることができるよう、日中の居場所の提供、創作的活動の実施、相談などの支援を行っています。

- ①居場所
- ②相談事業
- ③創作的活動
- ④精神障害者デイケア
- ⑤特定相談支援

- **対象** 詳しくは、117ページをご覧ください。
区内在住の精神障害のある方

といあ 問合わせ

障害者地域活動支援センター「ポケット中央」
電話 (3541) 1021 FAX (3541) 1022



しゃかいさんか
社会参加

(1) 広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」

- **内容** 障害のある方に対する各種手当、講習、講座などを含むさまざまな情報を掲載しており、区のホームページにも掲載しています。
対象の方には郵送でお届けします。
- **対象** 区の施設などで広報紙を入手することが困難な高齢の方、または障害のある方（希望者）
- **費用** 無料
- **申請方法** 郵送をご希望の方は広報課までご連絡ください。

問い合わせ

- ・各記事の内容について
それぞれの記事の最後に記載している「問い合わせ先」
- ・郵送について
広報課 広報係
電話 (3546) 5217 FAX (3546) 2095

(2) 声の広報・点字広報

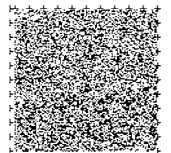
- **内容** 重点施策や各種行事などをお知らせする広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」について、各号を発行する都度、CDに録音した「声の広報」と、点字にした「点字広報」を発行しています。
- **対象** 区内在住・在勤で視覚障害のある希望者（身体障害者手帳をお持ちの方）
- **費用** 無料
- **申請方法** 電話または広報課で直接お申し込みください。

問い合わせ

- 広報課 広報係
電話 (3546) 5217 FAX (3546) 2095

(3) ラジオ広報

- **内容** 中央エフエム・ラジオシティ（FM84.0MHz）を使って、区政情報をお伝えする「中央区からのお知らせ」および、区内で活動するサークルのメンバーやイベント参加者などの声をお届けする「ウィークリー声の架け橋」を放送しています。



番組名	放送日時
中央区からのお知らせ (毎放送日内容更新)	月～金曜日(祝日・休日、年末年始を除く) 午前10時30分、 午後3時、午後9時30分 1日3回(10分番組)
ウィークリー声の架け橋 (毎週水曜日内容更新)	月～金曜日 午前10時40分、午後3時10分、午後9時40分 土・日曜日 午前10時、午後3時、午後9時40分 1日3回(20分番組)

問い合わせ	広報課 広報係 電話 (3546) 5218 FAX (3546) 2095
-------	-------------------------------------------

(4) テレビ広報

- **内容** 区で行われたイベントの様子、広報紙に掲載される区政情報、区内の文化財の紹介などをテレビ広報番組「こんにちは 中央区です」で放送しています。
 - ・ 定例番組(15分番組)
日～金曜日放送(毎週日曜日内容更新)
 - ・ 企画番組(15分番組)
毎週土曜日放送(毎月第一土曜日内容更新)

放送チャンネル	放送日時
東京ベイネットワーク(株)のケーブルテレビ 111チャンネル	午前10時、正午、午後8時 (1日3回)
東京ケーブルネットワーク(株)のケーブルテレビ 111チャンネル	午前9時30分、正午、午後7時30分 (1日3回)

問い合わせ	広報課 広報係 電話 (3546) 5218 FAX (3546) 2095
-------	-------------------------------------------

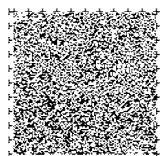
(5) 中央区ホームページ

- **内容** 広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」や行政サービス情報などをご覧いただけます。障害のある方が使いやすいように、文字サイズの拡大、音声による読み上げ、色の変更などの機能がありますので、ぜひご活用ください。
アドレス <https://www.city.chuo.lg.jp/>

問い合わせ	広報課 広報係 電話 (3546) 5218 FAX (3546) 2095
-------	-------------------------------------------

(6) 中央区公式SNS

- **内容** X(エックス(旧ツイッター))、Facebook(フェイスブック)およびLINE(ライン)を活用し、中央区ホームページに掲載した情報のほか、災害情報や気象情報など、区民にとって有益性・緊急性の高い情報を随時発信しています。その他、区が作成した動画の発信手段としてYouTube(ユーチューブ)を、区の魅力を広く発信し、認知度アップとイメージアップを図るためInstagram(インスタグラム)をそれぞれ運用しています。



問い合わせ

広報課 広報係
電話 (3546) 5218 FAX (3546) 2095

(7) 区議会広報

- **内容** 区議会の活動内容をお知らせするために、「ちゅうおう区議会だより」を年5回発行しているほか、区議会のホームページでも、区議会の活動状況や定例会一般質問などの録画映像、会議録、委員会記録がご覧になれます。また、定例会での一般質問などの模様を、中央エフエム・ラジオシティ (FM84.0MHz) で生中継しています。

問い合わせ

区議会議会局 調査係
電話 (3546) 5559 FAX (3546) 9552

(8) 郵便等投票制度

- **内容** 身体が不自由なため、投票日当日、投票所へ行くことが困難な方は、郵便などによる不在者投票ができます（事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります）。
- **対象** 次のいずれかに該当する方

手帳の種類など	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫機能障害、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

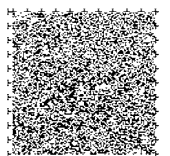
上記に該当する方で、なおかつ次のいずれかに該当する方は代理記載制度を利用することができます。

手帳の種類	障害名など	等級など
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

公職選挙法などの改正により、対象となる方が変更になる場合があります。

問い合わせ

選挙管理委員会事務局
電話 (3546) 5541 FAX (3543) 9057



(9) 代理投票制度

- **内容** 心身の故障などで、自分で投票用紙に記載できない方のため、投票所（期日前投票所を含む）の職員が代わって記載する制度です。代理での投票を希望する方は、投票所（期日前投票所を含む）の職員にお伝えください。

問い合わせ

選挙管理委員会事務局
電話 (3546) 5541 FAX (3543) 9057

(10) 点字投票

- **内容** 視覚障害のある方は点字で投票をすることができます。点字での投票を希望する方は投票所（期日前投票所を含む）の職員にお伝えください。点字器は投票所（期日前投票所を含む）に備え付けてあります。

問い合わせ

選挙管理委員会事務局
電話 (3546) 5541 FAX (3543) 9057

(11) 録音図書の貸し出し

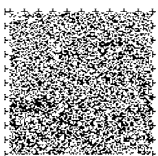
- **内容** 録音図書（朗読CD・カセットテープ・デージー）を貸し出しています。
- **対象** 区内在住で65歳以上の方や障害により通常の印刷文字による読書が困難な方。
※デージーは視覚障害のある方のみの貸し出しです。
- **費用** 無料
- **申請方法** 事前に登録が必要です（ご家族の方が代理で登録・申し込みできます）。
電話・ファクス・はがきなどでご連絡ください。

問い合わせ

京橋図書館
本の森ちゅうおう 2階～5階
電話 (3551) 2151 FAX (3551) 2711

(12) 図書館の郵送貸し出し

- **内容** 図書や録音図書を郵送で貸し出します。返却は最寄りの郵便局から図書館あてに郵送してください。送料は図書館が負担します。
- **（貸出）対象** 区内在住で下肢・体幹障害2級以上、心臓・腎臓・呼吸器障害3級以上の方。また、その他身体が不自由なため郵送貸し出し以外の方法では図書館サービスを受けることが困難な方。
- **費用** 無料
- **申請方法** 事前に登録が必要です（ご家族の方が代理で登録・申し込みできます）。
電話・ファクス・はがきなどでご連絡ください。



問い合わせ

京橋図書館
本の森ちゅうおう 2階～5階
電話 (3551) 2151 FAX (3551) 2711

(13) 健康福祉まつり

- 内容 地域で生活する障害のある方、高齢の方、ボランティアなど、全ての人々が参加し、ふれあい、交流の機会を通じて相互の理解と親睦をより深め、ノーマライゼーションの推進を図ることを目的として、年1回開催しています。

問い合わせ

福祉センター 管理係
電話 (3545) 9311 FAX (3544) 0888
中央区社会福祉協議会 ボランティア・区民活動センター
電話 (3206) 0560 FAX (3206) 0601

(14) 福祉センターの講習・講座

- 内容 障害のある方の趣味と教養の向上を図るとともに、障害のある方に対する理解と交流を深めるため、講習・講座を開催しています。

※開催する講習・講座の内容は、年度により異なりますので、お問い合わせください。

(講習会)

陶芸 など
手話・要約筆記 (98ページ)

問い合わせ

福祉センター 管理係
電話 (3545) 9311 FAX (3544) 0888

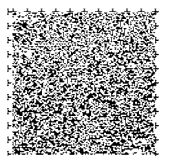
(15) 福祉のまちづくり

- 内容 高齢の方、障害のある方などの自立と社会参加を促進するため、建築物などの整備主に対して「東京都福祉のまちづくり条例」に基づいた整備に関する事前の届出を義務付けています。また、建築物が都市施設整備基準を満たしている場合、請求に基づき、整備主に対して「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付しています。



問い合わせ

建築課 指導審査係
電話 (3546) 5456～5458 FAX (3546) 9551



(16) おとなりカフェ・ちょこっと相談会

●**内容** 利用者同士の気軽な交流や、1人の落ち着いた時間を過ごすことができる「おとなりカフェ」と、日常生活の困りごとについて社会福祉協議会の職員が相談に応じる「ちょこっと相談会」を実施しています。

●**開催日時・会場** ①「多世代交流スペース はまる一む」日本橋浜町3-40-3 1階
(毎週木曜日、毎月第1・3日曜日 午後1時～午後5時)
②「勝どきダイルーム」勝どき1-5-1 勝どき区民館1階
(毎月第2・4火曜日、第1・3土曜日 午後1時～午後4時)
③「聖路加健康ナビスポット：るかなび」
築地3-6-2 大村進・美枝子記念聖路加臨床学術センター1階
(毎月第1金曜日 午後2時～午後4時)
④「喫茶アラジン」明石町1-6 レインボーハウス明石1階
(偶数月の第3水曜日 午後2時～午後4時)
※③るかなび④喫茶アラジンでは、ちょこっと相談会のみ開催しています。

●**対象** どなたでもご利用できます。

●**費用** 相談料無料。

ただし、飲み物代として100円（おかわり自由・未就学児無料）が必要です。

●**申請方法** 予約不要です。

問い合わせ 中央区社会福祉協議会 管理部地域ささえあい課
電話 (3523) 9295 FAX (3206) 0601

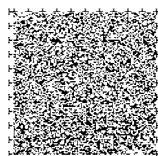
(17) 生活福祉資金貸付制度

●**内容** 障害のある方がいる世帯が転宅、住宅の増改築、障害者用自動車の購入など、日常生活費以外のまとまった資金を必要とする場合に、資金の貸付と民生委員による相談援助を行う社会福祉制度です。貸付利率は年1.5%（連帯保証人がいる場合には無利率）です。世帯収入の上限はありません。

●**対象** ①身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の属する世帯
②障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給者証をお持ちの方の属する世帯
③障害のある方のために貸付が必要な状況にある世帯

●**申請方法** 詳細については社会福祉協議会にお問い合わせください。原則として未払い未契約の費用が対象です。

問い合わせ 中央区社会福祉協議会 管理部庶務課
電話 (3206) 0506 FAX (3206) 0601



こうとうてきしゅつしゃはっせいくんれん
(18) 喉頭摘出者発声訓練

- **内容** 食道発声・電気式人工喉頭発声・シャント式発声などによる発声訓練を行っています。
- **対象** 病気などで喉頭を摘出し、音声機能を失った方
- **費用** 入会金 10,000円
年会費 3,000円

問い合わせ 公益社団法人 銀鈴会
〒105-0004 港区新橋 5-7-13 ビュロー新橋 901
電話 (3436) 1820 FAX (3436) 3497
アドレス <https://www.ginreikai.net/>

しゃかいてきおうくんれん
(19) オストメイト社会適応訓練

- **内容** ストマの衛生管理、ストマ用装具の装着訓練などを講習会形式で実施しています。
- **対象** 人工肛門または人工ぼうこうを造設した方
- **費用** 無料

問い合わせ 日本オストミー協会 東京支部
〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-45-5 新宿永谷ビル 603
電話 (5272) 3550 FAX (5272) 3550

レクリエーション

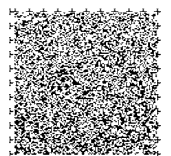
しょうがいしゃ じ
(20) 障害者（児）レクリエーション

- **内容** 65歳未満の障害のある方を対象として、年間2回（対象別各1回）、レクリエーションを実施しています。
- **申請方法** ホームページなどでご案内します。応募者多数の場合は抽選です。

問い合わせ 障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

しょうがいしゃ たいけんかい
(21) 障害者スポーツ体験会

- **内容** 障害のある方が気軽にスポーツに参加し、親しんでもらうきっかけづくりの場としてスポーツ体験会を実施しています。
- (規模) 1回2時間程度、年2回開催予定
- (種目) ニュースポーツなど
- (会場) 総合スポーツセンター
- **対象** 区内在住・在勤・在学の障害のある方
(介助が必要な方はご家族の方などの同伴をお願いします)
- **費用** 無料（傷害保険は区が加入します）



- **申請方法** しんせいほうほう 区のおしらせおよびホームページなどでご案内します。

問い合わせ といあ スポーツ課 スポーツ事業係
電話 (3546) 5531 FAX (3546) 9561

(22) 障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室 しょうがいじ しょうがいしゃ たいしょう きょうしつ

- **内容** ないよう 定期的に身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しみ、身体を動かせる場としてスポーツ・レクリエーション教室を実施しています。
- **(規模)** きぼ 1回1時間程度、年15回開催予定
- **(種目)** しゅもく ボッチャ、テニス、ダーツなど
- **(会場)** かいじょう 総合スポーツセンター、月島スポーツプラザなど
- **対象** たいしょう 区内在住の障害のある方
(介助が必要な方はご家族の方などの同伴をお願いします)
- **費用** ひよう 無料 (傷害保険は区が加入します)
- **申請方法** しんせいほうほう 区のおしらせおよびホームページなどでご案内します。

問い合わせ といあ スポーツ課 スポーツ事業係
電話 (3546) 5531 FAX (3546) 9561

6

社会参加・レクリエーション

(23) 障害者ボッチャ交流会 しょうがいしゃ こうりゅうかい

- **内容** ないよう 障害のある方とその家族を対象にボッチャの交流会を実施しています。
- **(規模)** きぼ 3時間程度、年1回開催予定
- **(会場)** かいじょう 総合スポーツセンター
- **対象** たいしょう 区内在住・在勤・在学の障害のある方とその家族、同伴者など
(介助が必要な方はご家族の方などの同伴をお願いします)
- **費用** ひよう 無料 (傷害保険は区が加入します)
- **申請方法** しんせいほうほう 区のおしらせおよびホームページなどでご案内します。

問い合わせ といあ スポーツ課 スポーツ事業係
電話 (3546) 5531 FAX (3546) 9561

(24) 中央区バリアフリーマップ ちゅうおうく

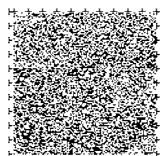
- **内容** ないよう トイレ・エレベーターのバリアフリー情報、道路・スロープの傾斜などを掲載した区内のバリアフリーマップを4地域に分けて作成しています。地図は、紙版 (表面が日本語版、裏面が英語版) とWEB版があります。詳しくはこちら

<https://www.city.chuo.lg.jp/a0019/kenkouiryou/fukushiippan/chiikifukushi/barrierfreemap/chuo-barrier-free-map.html>

- **(配布場所)** はいふじょう 管理課、日本橋特別出張所、月島特別出張所、福祉センター、日本橋保健センター、月島保健センター、中央区社会福祉協議会、中央区観光情報センター



二次元コード



都内の施設や交通機関などに関するユニバーサルデザイン情報およびバリアフリー情報を集約したポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」もご利用ください。

アドレス <https://www.udnavi.tokyo/>

問い合わせ

(中央区バリアフリーマップについて)

管理課 庶務係

電話 (3546) 5342 FAX (3544) 0505

(とうきょうユニバーサルデザインナビについて)

公益財団法人 東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉情報室 ユニバーサルデザイン担当

電話 (3344) 8534 FAX (3344) 8594

とうきょうとしょうがいしゃ
(25) 東京都障害者スポーツセンター

●**内容** スポーツ・レクリエーションを通じ、障害のある方の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。障害のある方がひとりで来ても気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができます。

①東京都障害者総合スポーツセンター

体育館・プール・卓球室・STT室・トレーニング室・多目的室・洋弓場・運動場・庭球場などのスポーツ施設のほか、集会室・研修室・印刷室・図書コーナー・宿泊施設も併設しています。

②東京都多摩障害者スポーツセンター

体育館・プール・卓球室・STT室・トレーニング室などのスポーツ施設のほか、集会室・印刷室・録音室・宿泊施設も併設しています。

りようじかん
(利用時間)

午前9時～午後9時

(施設により利用時間は異なります)

※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、施設の利用方法を変更し、運営しています。ご来館時に必ずセンターにお問い合わせください。

ホームページでも最新の情報を随時掲載しています。

きゅうかんび
(休館日)

水曜日、祝日の翌日(日曜日の場合は休館しません)、年末年始

●**対象**

①障害者手帳をお持ちの方とその介護者

②障害者の福祉増進を目的とする団体

③障害者手帳をお持ちの方と同程度の方

④その他、特に都知事が認める方

●**費用**

無料(ただし宿泊施設は有料です)

問い合わせ

東京都障害者総合スポーツセンター

〒114-0033 北区十条台1-2-2

(王子・池袋駅(西巣鴨駅経由)より送迎バス有り)

電話 (3907) 5631 FAX (3907) 5613

アドレス <https://tsad-portal.com/mscd>

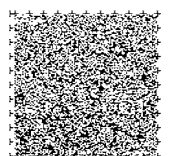
東京都多摩障害者スポーツセンター

〒186-0003 国立市富士見台2-1-1

(国立・谷保駅より送迎バス有り)

電話 042 (573) 3811 FAX 042 (574) 8579

アドレス <https://tsad-portal.com/tamaspo>



とうきょうとしょうがいしゃきゅうよう
(26) 東京都障害者休養ホーム

- **内容** 障害のある方の保養などを目的として、東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。
- **対象** 都内在住で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方（有効期限内であること）。等級は問いません。利用者1名につき付添いの方1名（都内在住の方に限りません）。
- **助成回数** 年度内（4月1日から翌年3月31日）2泊まで
- **助成額** 1泊につき次の額を限度とします。
障害者（大人）6,490円まで 障害者（子ども）5,770円まで
付添者（大人）3,250円まで
※ただし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂く場合があります。
- **利用方法**
 - ①利用したい宿泊施設に予約します。
 - ②予約後すぐに日本チャリティ協会に予約内容を連絡します。
 - ③申込内容を記入した利用申込書を、日本チャリティ協会へ送ります。
 - ④手続き後、利用券が送付されます。
 - ⑤宿泊施設に利用券と手帳を提示の上、自己負担額（利用料から助成金額を差し引いた額）をお支払いください。※利用申込書およびパンフレットは、障害者福祉課にて配布または東京都福祉局のホームページからダウンロードできます。

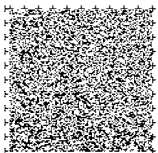
- もうしこみしめきり
(申込締切)
- ①個人 利用日の2週間前まで
 - ②団体 利用日の3週間前まで

といあ
問合わせ 公益財団法人 日本チャリティ協会
〒160-0004 新宿区四谷 1-19 アーバン四谷ビル 4階
電話 (3353) 5942 FAX (3359) 7964

りょこうしゃえんご
(27) 旅行者援護センター

- **内容** 東京駅で体調を崩された方への休養する場所の提供とけがをされた方への応急処置、ならびに医療機関への紹介を行っています。
※なお、医療行為は行っていません。
また、腹膜透析の方への場所の提供も行っています。
満床の場合もありますので、事前にご確認ください。
- **開設時間** 午前8時～午後8時
- **費用** 無料

といあ
問合わせ 東京駅旅行者援護センター
〒100-0005 千代田区丸の内 1-9-1 JR 東京駅丸の内北口 地下 1階
電話 (3287) 1400



(1) ボランティアコーディネート

- **内容** ボランティア活動を希望する方と、ボランティアを必要とする方のコーディネートをしています。

問い合わせ

中央区社会福祉協議会 ボランティア・区民活動センター
 電話 (3206) 0560 FAX (3206) 0601
 Eメール vc@shakyo-chuo-city.jp

(2) ハンディキャブ(リフト・スロープ付き自動車) 運転ボランティア募集

- **内容** ハンディキャブの利用希望者が運転者を確保できない場合の「運転ボランティア」を募集しています。
 ハンディキャブとは、車いすに座ったまま乗降ができるリフトまたはスロープ付き自動車です。ボランティア登録の際に、リフト操作などの説明(1時間程度)を行います。
 自動車保険に加入していますので、安心して活動できます。

(活動日時) 利用者の希望する日時(年末年始および車両整備日などを除く)

(活動場所) 利用者の希望する場所(近隣の病院など)

- **対象** 保険の関係上、21歳以上70歳未満の方が対象です。

問い合わせ

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部
 電話 (3206) 0603 FAX (3523) 6386

(3) 虹のサービス協力会員の募集

- **内容** 虹のサービスは、協力会員が、障害のある方や高齢の方の家事などのお手伝いをする会員制のサービスです。掃除、洗濯、買物、食事の支度などを利用会員宅、病院や施設で行います。

(活動謝礼) 1時間 800円

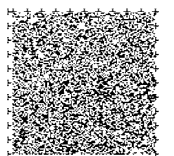
- **対象** サービスを提供できる18歳以上の方

問い合わせ

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部「虹のサービス」
 電話 (3206) 0603 FAX (3523) 6386

(4) ファミリー・サポート・センター提供会員の募集

- **内容** ファミリー・サポート・センターは育児の手助けが必要な方と、育児の手助けができる方がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域の中で子育てをする相互援助活動です。
 生後57日以上小学校6年生以下のお子さんの送迎や預かりの活動をしてくださる方を募集しています。できる範囲の援助活動で結



構です。

かつどうしゃれい (活動謝礼)

	時間	1 時間当たりの謝礼金
月曜日～金曜日	午前 7 時～午後 8 時	子ども 1 人当たり 800 円
	上記以外の時間	
土曜・日曜・祝日 年末年始	全時間	子ども 1 人当たり 1,000 円

- **対象** 満 20 歳以上の、心身共に健康で子育て経験などがあり、子育ての援助に理解と熱意のある方。ファミリー・サポート・センターが実施する講習会を受講していただきます。

問い合わせ 中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部
中央区ファミリー・サポート・センター
電話 (3206) 0120 FAX (3523) 6386

(5) 手話講習会・要約筆記講習会

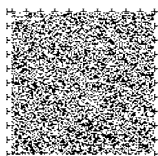
- **内容** 聴覚などに障害のある方に対する理解を深め、コミュニケーションを図る手段をより多く確保するため、手話講習会（初級・中級・通訳者育成基本コース・通訳者育成応用コース）と要約筆記講習会を実施しています。
※期間は、年度により異なりますので、お問い合わせください。

問い合わせ 福祉センター 管理係
電話 (3545) 9311 FAX (3544) 0888

(6) 要約筆記者の養成（東京都 要約筆記者養成講習会）

- **内容** ①聴覚生理と聴覚障害
②聴覚障害者に接する心構え
③日本語の基礎知識
④社会福祉などの知識
⑤要約筆記の方法と技術
⑥実技実習
- **対象** 都内在住・在勤・在学で聴覚障害者の福祉に理解と熱意があり、修了後に登録試験に合格して活動ができる方。その年の 4 月 1 日現在 18 歳以上で東京都の受講経験のない方。
- **費用** 無料。ただしテキスト代などは実費負担。

問い合わせ 東京手話通訳等派遣センター
コミュニケーション支援課 要約筆記事業グループ
〒160-0022 新宿区新宿 2-15-27 第 3 ヒカリビル 5F
電話 (3352) 3335 FAX (3354) 6868



てんやくほうしんしどうしゃ せんもんでんやくほうしん ようせい
(7) 点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成

- **内容** (講習内容)
 - ① 視覚障害者福祉の概要
 - ② ボランティア論および地域福祉論
 - ③ 専門図書の点訳実技 など(コース)
 - ① 点訳奉仕員指導者養成コース
 - ② 専門点訳奉仕員養成コース
- **対象** 点訳の知識と点訳奉仕の経験があり、視覚障害のある方の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、点訳の指導活動や奉仕活動に参加できる方
- **費用** 受講料無料 (教材費自己負担)

問い合わせ

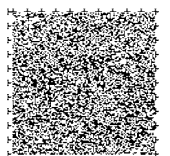
日本視覚障害者団体連合 点字図書館
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2
電話 (3200) 6160

おんやくほうしんしどうしゃ ようせい
(8) 音訳奉仕員指導者の養成

- **内容** (講習内容)
 - ① 視覚障害者福祉の概要
 - ② 録音装置の操作
 - ③ 専門図書の音訳技術 など(コース)
 - ① 音訳奉仕員指導者養成コース
- **対象** 音訳の知識と音訳奉仕の経験があり、視覚障害のある方の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後、音訳の指導活動に参加できる方
- **費用** 受講料無料 (教材費自己負担)

問い合わせ

日本視覚障害者団体連合 点字図書館
〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2
電話 (3200) 6160



(1) 教育相談

- **内容** 専任教育相談員が面接や電話で相談を受け付けています。
また、学校や家庭との連携を図るため訪問により相談も行っています。

(相談時間) 毎週月曜日～土曜日

午前9時～午後5時

※時間外および日曜日、休日は留守番電話で受け付けます。

(相談内容) ※秘密は守ります。

①ともだちとうまく遊べず、仲間はずれにされている。

②怒りっぽく、反抗したり、暴力をふるったりする。

③引っ込み思案である。

④行動が気になる。

⑤就園・就学・進路のこと。

- **対象** 区内在住の幼児から高校生およびその保護者など
- **費用** 無料

問い合わせ

教育センター

(電話相談) 電話 (3545) 9203

(来所相談) 電話 (3545) 9200 FAX (3545) 9027

(2) 就学相談

- **内容** 東京都立特別支援学校・区立特別支援学級に就学(転入学)、通級指導学級(ことばときこえの教室)・特別支援教室の利用を希望するお子さんのために就学相談を行っています。
なお、都立特別支援学校の幼稚部・高等部については、直接、東京都特別支援教育推進室にご相談ください。

問い合わせ

(小学部・中学部)

教育センター 教育支援係

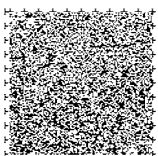
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

(幼稚部・高等部等の詳細は)

教育庁都立学校教育部 特別支援教育課 東京都特別支援教育推進室

〒162-0817 新宿区赤城元町 1-3

電話 (5228) 3433



とくべつしえんがっきゅう (3) 特別支援学級

- **内容** 知的発達に遅れがある児童・生徒の状況に応じて、一人一人に適切な教育を行うため特別支援学級（知的障害）を設置しています。
明石小学校特別支援学級
月島第二小学校特別支援学級
銀座中学校特別支援学級

問い合わせ

教育センター 教育支援係
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

とくべつしえんきょうしつ しょうがっこう じょうちよしょうがいとう (4) 特別支援教室（小学校）（情緒障害等）

- **内容** 発達障害などがある児童が、現在在籍している学校に通いながら1週間に1回程度その障害に応じた適切な教育を受けることができる特別支援教室を全区立小学校に設置しています。

問い合わせ

教育センター 教育支援係
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

とくべつしえんきょうしつ ちゅうがっこう じょうちよしょうがいとう (5) 特別支援教室（中学校）（情緒障害等）

- **内容** 発達障害などがある生徒が、現在在籍している学校に通いながら1週間に1回程度その障害に応じた適切な教育を受けることができる特別支援教室を全区立中学校に設置しています。

問い合わせ

教育センター 教育支援係
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

つうきゅうしどうがっきゅう しょうがっこう げんごしょうがい なんちよう (6) 通級指導学級（小学校）（言語障害・難聴）

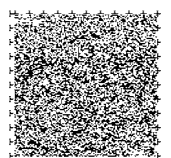
- **内容** ことばやきこえに難しさがある児童が、現在在籍している学校に通いながら1週間に1回程度、状況に応じた適切な教育を受けることができる通級指導学級（言語障害・難聴）を設置しています。
明正小学校通級指導学級

問い合わせ

教育センター 教育支援係
電話 (3546) 5631・5632 FAX (3545) 9027

しゅうがくしょうれい (7) 就学奨励

- **内容** 心身に障害がある児童・生徒のために就学奨励を行っています。
- **対象** 区内在住で次のいずれかに該当する方
①国公立の特別支援学級、特別支援教室または通級指導学級に通学・通級している児童・生徒の保護者



②就学相談を受け、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度（特別支援学校の入学基準）に該当するが、国公立の通常学級に通学している児童・生徒の保護者

●**支給費目**

学用品費、新入学児童生徒学用品費、遠足費、部活動費、通学費など
ただし、所得要件により、支給される費目が異なります。

●**申請方法**

- 中央区立の小中学校に在学されている方**
毎年4月上旬に学校から申請書を渡します。必要事項を記入のうえ学務課学事係へ郵送してください。
- 中央区立以外の国公立小中学校に在学されている方**
学務課学事係にて申請書を渡します。必要事項を記入のうえ学務課学事係へ郵送してください。
なお、年度の途中でも申請は受け付けますので、学務課学事係までお問い合わせください。ただし、支給は申請月からになります。

問い合わせ

学務課 学事係
電話 (3546) 5514 FAX (3546) 2098

(8) 発達促進保育

●**内容** 保育園・こども園において、心身障害児およびこれに準ずる園児の健全な発達を促進するため、子ども発達支援センターなどと連携し、発達などの課題を早期に発見・支援するとともに、適切に配慮した集団保育を行っています。

●**対象** 保育園・こども園に在籍する心身障害児およびこれに準ずる児童

問い合わせ

子育て支援課 公立保育園係
電話 (3546) 5344 FAX (3546) 2129
保育課 保育指導担当係長
電話 (3546) 5681 FAX (3546) 2129

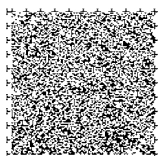
(9) 居宅訪問型保育事業

●**内容** 保育の必要性があり、障害や疾病などで、集団保育が著しく困難であると認められる場合、乳幼児の居宅において1対1を基本としたきめ細やかな保育を実施しています。

●**対象** 保育の必要性があり、障害や疾病、医療的ケアなどの程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められた1歳児から小学校就学前児童（ただし、障害・疾病の状態、医療的ケアの内容によっては、お預かりできない場合もあります）

●**費用** 保育料は認可保育園の保育料と同じ。ただし、保育者の交通費は保護者負担（区の補助制度あり。月上限20,000円か実費額の3分の2のいずれか低い方）。

●**申請方法** 認可保育所入所申込書と必要書類を添付して保育課保育入園係に申し込む。



問い合わせ

(事業内容について)

保育課 保育運営係
電話 (3546) 5422 FAX (3546) 2129

(申込方法について)

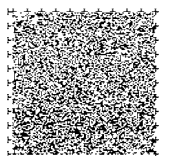
保育課 保育入園係
電話 (3546) 5227・5387・9587 FAX (3546) 2129

ちゅうおうく がっきゅう
(10) 中央区かえで学級

- **内容** 知的障害のある方が、社会の中で自立して生きていく力を身につけることを目的とし、調理実習や華道・手芸・運動部に分かれての学習、電車ハイク、宿泊研修会、他区の学級との合同レクリエーションなど、さまざまな学習機会を提供しています。
- **活動日・時間** 主に毎月第2、4日曜日（年間19回21日間、うち2回は宿泊）午前9時30分から午後3時30分まで（学習内容によっては、変更することがあります）
- **対象** 原則
 - ①15歳以上（中学生を除く）の知的障害のある方で、中央区の特別支援学級（心身障害学級）の卒業生、または区内在住・在勤の方
 - ②主な活動場所である銀座中学校まで一人で来られる方
- **費用** 無料
※ただし、活動に関する実費（交通費、調理の食材費や華道部のお花代など）については本人負担となります。
- **会場** 主に銀座中学校

問い合わせ

文化・生涯学習課 生涯学習係
電話 (3546) 5524 FAX (3546) 9556



(1) あんしん居住制度利用助成

- **内容** 区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、区がその利用費用の一部を助成します。

※あんしん居住制度とは

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるよう支援する制度です。

- **対象** 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

問い合わせ

(利用助成について)

住宅課 計画指導係 電話 (3546) 5466 FAX (3546) 9551

(あんしん居住制度について)

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター 電話 (5989) 1784

(2) 家賃債務保証制度利用助成

- **内容** 区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、区が保証料の一部を助成します。

※家賃債務保証制度とは

住宅の賃貸借契約の際に必要な連帯保証人が見つからない世帯に対し、スムーズに入居できるよう家賃債務を保証することで、家主が安心して住宅を貸すことができるよう支援する制度です。

- **対象** 身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方のいる世帯

問い合わせ

(利用助成について)

住宅課 計画指導係 電話 (3546) 5466 FAX (3546) 9551

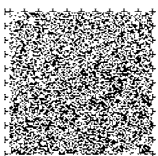
(家賃債務保証制度について)

(一財)高齢者住宅財団 電話 0120 (602) 708

(3) 区営住宅募集の特別控除

- **内容** 申し込み世帯の合計所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

- **対象** 身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方のいる世帯

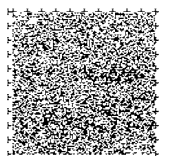


(4) UR 都市機構「新築UR賃貸住宅」の抽選優遇制度

- **内容** 優遇対象世帯が、抽選を伴う新築UR賃貸住宅に申込み際、当選率が「普通」区分の20倍に優遇されます。
- **対象** 次のいずれかにあたる方がいる世帯が対象となります。
 - ①身体障害者手帳1～4級をお持ちの方
 - ②愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの重度の障害のある方で常時介護を要する方。
児童相談所、知的障害者更生相談所または精神科医などから重度の知的障害、またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方。

(5) 都営住宅募集優遇抽せん制度

- **内容** 優遇資格に該当する世帯が都営住宅の定期募集において優遇抽せんのある地区に申込みをした場合、一般の申込者よりも当せん率が高くなります。
 - ①一般世帯の当せん率の7倍の優遇
 - ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方がいる世帯
 - ・愛の手帳1～3度をお持ちの方がいる世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯
(障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)
 - ②一般世帯の当せん率の5倍の優遇
 - ・身体障害者手帳(5級～)をお持ちの方がいる世帯
 - ・愛の手帳4度をお持ちの方がいる世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方がいる世帯
(障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)
- **対象** 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者などがいる世帯
- **申込方法** 申込資格に所得制限などがありますので募集案内や窓口で確認してください。
※対象には、ひとり親世帯・高齢者世帯・戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯・原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方がいる世帯・公害病認定患者がいる世帯・難病患者がいる世帯なども含まれますので、詳しくはお問い合わせください。



(6) 都営住宅使用料の特別減額

- **内容** 都営住宅の使用料が50%減額されます。
- **対象** 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯
- **制限** 世帯の所得が一定額以下の場合に限ります。
※母子世帯、寝たきり老人世帯、難病患者等世帯なども、減額になる場合があります。

問い合わせ

JKK 東京（東京都住宅供給公社） 大井町窓口センター
〒140-0014 品川区大井 1-28-1 住友不動産大井町駅前ビル 1階
電話 0570 (03) 0071

(7) 心身障害者世帯向け都営住宅

- **内容** ポイント方式による募集抽せんではなく、書類審査や実態調査の結果、住宅に困っている度合の高い方から順に申し込み地区の募集戸数までの方を「入居資格審査対象者」とします。
- **対象** 都内に引き続き3年以上居住し、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯
(障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)
- **申込方法** 申し込み資格に所得制限などがありますので募集案内や窓口で確認してください。
※対象には、ひとり親世帯・高齢者世帯・戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯なども含まれます。

問い合わせ

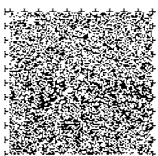
JKK 東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター
電話 (3498) 8894

(8) 単身者向け都営住宅

- **内容** 抽せん方式
- **対象** 都内に引き続き3年以上居住し、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの単身の方
(障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)
- **申込方法** 申し込みをする方の所得制限などがありますので、募集案内や窓口で確認してください。
※60歳以上、生活保護を受けている方なども対象となる場合があります。

問い合わせ

JKK 東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター
電話 (3498) 8894



(9) 車いす使用者世帯向け都営住宅

- **内容** 居室内の移動に車いすの使用を必要としている方向けに室内を改善した住宅です。
ポイント方式による募集
抽せんではなく、書類審査や実態調査の結果、住宅に困っている度合の高い方から順に申し込み地区の募集戸数までの方を「入居資格審査対象者」とします。
- **対象** 6歳以上で身体障害者手帳1・2級をお持ちで、住居内の移動に車椅子の使用を必要としている方がいる世帯
- **申込方法** 申し込み資格に所得制限などがありますので募集案内や窓口で確認してください。申込み前に下見をおすすめします。
※戦傷病者手帳をお持ちの方も、対象になる場合があります。

問い合わせ

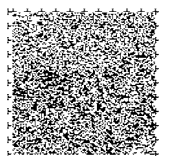
JKK 東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター
電話 (3498) 8894

(10) 単身者用車いす使用者向け都営住宅

- **内容** 居室内の移動に車いすの使用を必要としている方向けに室内を改善した住宅です。
抽せん方式
- **対象** 都内に引き続き3年以上居住し、身体障害者手帳1・2級をお持ちで、住居内の移動に車椅子を使用している単身の方
※戦傷病者手帳をお持ちの方も、対象になる場合があります。
- **申込方法** 申し込みをする方の所得制限などがありますので、募集案内や窓口で確認してください。申込み前に下見をおすすめします。

問い合わせ

JKK 東京（東京都住宅供給公社） 都営住宅募集センター
電話 (3498) 8894



(1) 障害者就労支援センター

- **内容** 障害のある方の一般企業などへの就労機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する支援を行います。また、障害のある方の雇用を促進する企業の相談に応じるほか、主に就労を目指すために障害福祉サービスを利用しようとする方に対し、利用計画を作成するとともに、相談や福祉サービスの情報提供を行っています。

- ① 就労に関する情報提供やハローワーク、面接への同行
- ② 福祉サービス利用や将来設計などの生活相談
- ③ 職場訪問などによる安定した就労継続のための支援
- ④ 障害者雇用についての相談
- ⑤ 障害福祉サービス等利用計画の作成

- **対象** ・ 中央区在住の就労意欲がある障害のある方やその家族
・ 障害者雇用を推進する事業主

問い合わせ

中央区社会福祉協議会 障害者就労促進部
中央区障害者就労支援センター
電話 (3865) 3889 FAX (3865) 3662
メール work@shakyo-chuo-city.jp

(2) ハローワーク飯田橋 (飯田橋公共職業安定所)

- **内容** 障害のある方などの求職の相談、職業紹介などを行っています。また、聴覚障害のある方のために、火曜午後2時～午後4時(指定日)に手話通訳付きの相談日が設けられています。

問い合わせ

〒112-8577 文京区後楽 1-9-20
専門援助第二部門 (9階90番窓口)
電話 (3812) 8609 44# FAX (3813) 5620

(3) 福祉センターふれあい作業所

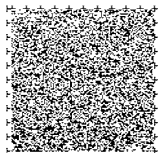
- **内容** 働く意思と能力がありながら、一般企業などに就職することが困難な高齢の方や心身障害のある方などに、仕事と場を提供して“いきがい”のある生活が送れるようにしています。

- ① 場内作業…作業所に通って仕事をします。

仕事の内容はタオル・ハンカチの袋入れ、箱詰めおよび包装などです。

- ② 場外作業…自宅に仕事を持ち帰り作業をします。

仕事の内容はパンフレットの丁合・封入作業、くつ下のフック付けなどです。



- **対 象** ^{たいしやう} 区内在住で働く意志と能力があり、次のいずれかに該当する方
 - ① 60 歳以上の方
 - ② 心身障害のある方
 - ③ 生活保護を受けている方
 - ④ 低所得世帯の方
 - ⑤ その他、授産施設の利用を必要とする方

問い合わせ

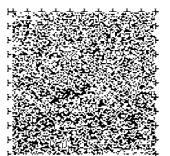
福祉センターふれあい作業所
電話 (3532) 1577 FAX (3532) 1568

(4) さわやかワーク中央 ^{ちゆうおう しょうがいしゃしゅうろうけいぞくしえん がたじぎやう} (障害者就労継続支援 B 型事業)

- **内 容** ^{ないやう} 働く意欲がある障害のある方に対し、就労の機会を提供するとともに、一般企業などへの就労や生活を豊かにするために必要なスキルや社会性の習得を支援しています。
 - ① 施設内での軽作業、公園清掃・ビル公開空地清掃（施設外就労）などの福祉的な就労機会の提供および事業収入に基づく工賃の支給
 - ② 区役所、一般企業などでの実習機会の提供
 - ③ 個別支援計画に基づく就労および生活の質の向上に必要な知識や能力を身につけるための支援
- **対 象** ^{たいしやう} 原則として自力通所が可能な障害のある方で、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方
- **費 用** ^{ひやう} 障害者総合支援法に基づく利用者負担額
※ただし所得に応じた軽減措置があります。

問い合わせ

中央区社会福祉協議会 障害者就労促進部 さわやかワーク中央
電話 (3865) 3661 FAX (3865) 3662
メール sawayaka@shakyo-chuo-city.jp



とうきょうしょうがいしゃしよくぎょうのうりよくかいはつこう
(5) 東京障害者職業能力開発校

- **内容** 職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害、精神障害・発達障害と知的障害のある方のための職業訓練を実施しています。また、身体障害のある方で通校が困難な方のために、寮を備えています。

くんれんかちく くんれんきかん おうぼたいしやうしや
(訓練科目・訓練期間・応募対象者)

科目名	訓練期間	応募対象者
就業支援科	3カ月	身体障害・精神障害・発達障害のある方
職域開発科	6カ月	精神障害・発達障害のある方
調理・清掃サービス科		身体障害・精神障害・発達障害のある方
オフィスワーク科		
ビジネスアプリ開発科		
ビジネス総合事務科		
グラフィック DTP 科		
ものづくり技術科		
建築 CAD 科		
製パン科		
OA 実務科	重度視覚障害のある方	
実務作業科	知的障害のある方	

※募集時期、応募対象者などの詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 東京障害者職業能力開発校
 〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1
 電話 042 (341) 1427 FAX 042 (341) 1451
 (申込窓口)
 ハローワーク飯田橋 専門援助第二部門 (9階 90 番窓口)
 〒112-8577 文京区後楽 1-9-20
 電話 (3812) 8609 44# FAX (3813) 5620

こうざい とうきょう ざいだん そうごうしえんぶ しょうがいしゃしゆうぎやうしえんか
(6) (公財) 東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課

- **内容** 障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関などと連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援などのさまざまな事業を行っています。各事業の詳細については、ホームページをご覧ください。

● **障害者雇用就業サポートデスク**

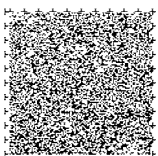
就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の方の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています。

その他障害者雇用に関する資料もご覧いただけます（職業紹介はしていません。事前予約制です）。

電話 (5211) 5462

● **東京ジョブコーチ支援事業**

障害のある方が就職し、新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、



「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害のある方の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援を行います。

・利用申込み先：東京ジョブコーチ支援センター

電話 (3378) 7057

● **障害者委託訓練事業(障害者)の多様なニーズに対応した委託訓練事業**

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をするうえで必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関など、地域のさまざまな機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

○知識・技能習得訓練コース(パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など)

○障害者向け日本版デュアルシステム(事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など)

○実践能力習得訓練コース(事務補助、清掃など)

○e-ラーニングコース(都内在住で通所困難な障害のある方などが対象。Web制作実践講座など)

○在職者訓練コース(雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど)

● **職場体験実習**

企業で働いた経験がない(少ない)、適正が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。

障害のある方を受入れたいと希望する企業などとのマッチングを図る場として、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

電話 (5211) 2682

● **企業見学**

障害のある方が職場で働くことをイメージできるように、障害者雇用を先進的に取り組む企業などの企業見学会(少人数制・随時開催)を行っています。

問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課
〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 4階
電話 (5211) 2681 FAX (5211) 5463
アドレス <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

(7) 東京障害者職業センター

● **内容** ハローワークなどの関係機関と連携しながら以下の職業リハビリテーションサービスを行っています。

① 障害のある方に対して

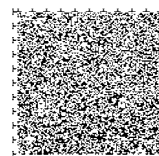
職業相談、職業評価、職業準備支援

② 事業主の方に対して

障害のある方の雇用管理に関する相談および支援、雇用管理サポート講習会

③ 障害のある方と事業主の双方に対して

ジョブコーチ支援、リワーク支援



④ 関係機関の方に対して

職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助

● 対象

- ① 障害者手帳の有無にかかわらず障害のある方で就職や職場定着に関する相談を希望する方
- ② 障害のある方を新たに雇用、もしくは雇用している事業主の方
- ③ 障害のある方の就労支援をしている関係機関の方

● 費用

無料

● 利用方法

相談は予約制です。ご利用の際は事前にご連絡ください。

問い合わせ

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部

東京障害者職業センター

〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階

電話 (6673) 3938 FAX (6673) 3948

リワークセンター東京 (リワーク支援のみ)

〒111-0041 台東区元浅草 3-18-10 上野 NS ビル 7 階

電話 (5246) 4881 FAX (5246) 4882

(8) 国立職業リハビリテーションセンター

● 内容

隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと協力して、職業的自立を目指す障害のある方に必要な職業評価、職業指導および職業訓練を体系的に実施しています。企業ニーズや障害状況に合わせて訓練を行い、訓練と並行して就職に向けたさまざまな支援を行っています。

(訓練科目)

メカトロ系 (機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科)、建築系 (建築設計科)、情報系 (DTP・Web 技術科、OA システム科)、ビジネス系 (経理事務科、OA 事務科、オフィスワーク科)、物流系 (物流・資材管理科)、職域開発系 (アシスタントワーク科) の 6 系 11 科

(訓練期間)

原則 1 年

● 対象

- ① 身体障害のある方、高次脳機能障害のある方または難病のある方 (通所が困難な方は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの寮が利用できます)
- ② 通所が可能な、精神障害のある方、発達障害のある方、知的障害のある方
- ③ 原則として公共職業安定所に求職登録をしている方
- ④ 訓練受講および就職に意欲があり、職業訓練を受講することにより職業的自立が見込まれる方

● 費用

受講料は無料です (実習用器工具、教材は貸与)。ただし、参考書、作業服、安全靴などについては自己負担 (訓練科によって異なり、年間 5 千円～2 万円程度) があります。

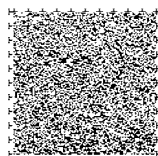
問い合わせ

国立職業リハビリテーションセンター

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2

電話 04 (2995) 1201 FAX 04 (2995) 1277

アドレス <http://www.nvr.cd.ac.jp/>



ぎじゅつしゃざいたくようせいこうざ とくきょうとじゅうどしんたいしょうがいしゃざいたく こうしゅう
(9) IT技術者在宅養成講座 (東京都重度身体障害者在宅パソコン講習)

●**内容** 就労に必要なコンピュータ技術をインターネットを使用して在宅で学習します。

(期間) 2年間

●**対象** 在宅での学習に意欲のある次の全てに当たる方
①身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
②高校卒程度の学力を有する方
③週4日以上、1日4～6時間の学習が可能な方

●**費用** 年間6万円

問い合わせ

社会福祉法人 東京コロニー職能開発室
〒104-0001 中野区中野 5-3-32
電話 (6914) 0859 FAX (6914) 0869
アドレス <https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>

もうじん しょうかい
(10) 盲人ホームの紹介

●**内容** 盲人ホームの設備を利用して仕事ができます。また、施術に関する技術指導も行います。

●**対象** あん摩・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師免許を持っていて、就労が困難な、視覚に障害のある方

●**費用** 盲人ホームの設備を利用して得た施術料の2割以内の額を施設の使用料として支払っていただきます。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係
電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

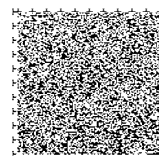
せいぞう こうりはんばいぎょう きょか
(11) 製造たばこの小売販売業の許可

●**内容** たばこ小売販売業の許可申請をされた場合、許可基準の緩和措置が適用されます。

●**対象** 身体障害者手帳をお持ちの方

問い合わせ

関東財務局理財第3課
電話 048 (600) 1121
(提出先)
日本たばこ産業(株)東京支社 許可担当
〒130-8603 墨田区横川 1-17-7
電話 (6703) 7704



(12) 雇用保険法による失業給付

- **内容** 障害のある方が、原則として1年以上（離職理由によっては6カ月以上）雇用保険に加入して退職した場合、失業給付の支給日数が一般の方より長くなっています。
雇用保険受給中で支給残日数があり、公共職業安定所の紹介により、安定した職業に再就職した場合、「再就職手当」または「就業手当」などが支給される場合があります。

問い合わせ

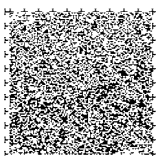
ハローワーク飯田橋 雇用保険給付課（2階 24番窓口）
〒112-8577 文京区後楽 1-9-20
電話 (3812) 8609 45#

(13) 心理カウンセリング

- **内容** 就職活動などの悩みを抱えている求職者や親族の就職がうまくいかずにお困りの方などの不安や早期のキャリア形成を促すため、心理カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施しています。
- (開催日時) 毎月第2火曜日
①午後1時～1時50分 ②午後2時～2時50分 ③午後3時～3時50分
- (開催場所) 京華スクエア2階会議室
- **対象** 年齢不問
※区内在住の方優先
- **費用** 無料
- **申込方法** (区内在住の方)
常時、予約を受け付けています。
希望日の午前10時までに商工観光課商工振興係まで電話でご連絡ください。
(区外在住の方)
希望日の2開庁日前から予約が可能です。希望日の午前10時までに商工観光課商工振興係まで電話でご連絡ください。

問い合わせ

商工観光課 商工振興係
電話 (3546)5328・5329 FAX (3546) 2097



(1) 福祉センター

福祉センターは、障害のある方が地域社会で自立した生活が営めるよう、相談、生活介護、就労継続支援（B型）、地域活動支援センターなどを計画的かつ継続的に行うとともに、講習・講座の実施および自主活動の場の提供などを行うことにより、障害のある方の福祉の増進を図っています。

また、就労することが困難な方の生きがいと生活の安定を図るため、仕事の提供および内職のあっせんを行っています。

① 入所相談、健康管理

通所を希望する障害のある方やその家族の方からの相談を受け、必要かつ適切な助言・指導を行うとともに、通所者の保健指導、健康相談、健康管理などを行っています。

② 高次脳機能障害者支援事業

交通事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶・注意・遂行機能・社会的行動といった認知機能が低下した状態にある高次脳機能障害者に対する理解を深め、適切な支援を行うため、講演会、相談会および交流会、関係機関連絡会を実施しています。

③ 生活介護（成人室）

常時介護を要する主に身体障害のある方および知的障害のある方に対して、自立と生活の質の向上が図れるよう、食事や排泄などの介護を行うとともに、生産活動、創作活動などの支援を行っています。

（対象） 区内在住の身体障害のある方、知的障害のある方で生活介護支援の支給決定を受けた方

④ 就労継続支援（B型）（作業室）

一般企業などに就職することが困難な知的障害のある方に、作業の場を提供するとともに、地域での社会的自立を目指し、就労・生活・健康・余暇活動などの支援を行っています。

（対象） 区内在住の知的障害のある方で就労継続支援（B型）の支給決定を受けた方

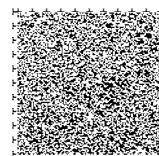
⑤ 地域活動支援センター「機能訓練フォローアップ事業」

脳血管疾患の後遺症などにより身体障害が生じた方に、身体機能の維持・回復を図るとともに、家庭や地域社会の中で自立した生活を送れるよう理学・作業療法・言語療法（音楽療法を含む）などによる支援を行っています。

（対象） 区内在住の身体障害のある方で地域活動支援センターの支給決定を受けた方

⑥ 基幹相談支援センター

区内の障害者（児）とその家族に対する相談支援の中核的な役割を担い、障害の種類や年齢にかかわらず、さまざまな相談に対応しています。



⑦ **特定相談支援**

障害福祉サービスなどを利用しようとする障害のある方に対して、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、情報提供や各機関との連絡調整などの相談支援を行っています。

⑧ **施設の提供**

障害のある方やその関係者の学習・活動・交流の場として、会議室、団体・ボランティア室などの施設を提供しています。また、家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方に、家族などの介助で入浴できる浴室を提供しています。

室名	定員	利用できる人（団体）	利用時間	
			月～土曜日	日曜日
第一会議室	20名	1 区内在住の障害のある方およびその保護者	午前9時～正午	午前9時～正午
第二会議室	30名			
録音室	—	2 区内の障害者団体 3 障害のある方に係る区内のボランティア団体	午後1時～午後5時	午後1時～午後5時
団体・ボランティア室	15名	1 区内の障害者団体 2 障害のある方に係る区内のボランティア団体	午後6時～午後9時	
浴室	—	区内在住の障害がある方で家族などの介助で入浴できる方（1人週1回）次の要件が必要です。 1 常時の医療的介護を必要としない方 2 家庭または公衆浴場での入浴が困難な方 3 感染のおそれのある病気にかかっていない方 4 医師の診断により入浴を禁止されていない方 5 介護保険により入浴サービスを受けていない方	1 午前9時30分～午前10時30分 2 午前11時～正午 3 午後1時～午後2時 4 午後2時30分～午後3時30分	

⑨ **リフト付き送迎車両の運行**

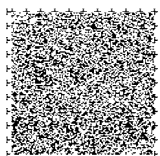
福祉センターで行う生活介護などに通所する方のために、リフト付きバスおよびリフト付きワゴン車を運行しています。

（運行日）月曜日～金曜日（休館日を除く）

⑩ **内職のあっせん**

家庭外で就業することが困難な方に、適正な工賃で、自宅で行うことのできる仕事（内職）のあっせんを行っています。仕事の内容は、装飾用小物製作、日用雑貨品の袋入れ、シール貼りなど様々です。

（対象）区内在住の方



問い合わせ

福祉センター管理係・支援係
電話 (3545) 9311 FAX (3544) 0888

(2) 障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

区内在住の精神障害のある方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、日中の居場所の提供、創作的活動の実施、相談などの支援を行っています。

(開所日) 週5日運営します。(火曜日・金曜日と年末年始は休み)

施設の管理上、臨時で休みとなる場合もあります。

① 居場所

精神障害などのある方が自分のペースで過ごせる居場所としてくつろいでいただけます。利用には登録(契約)が必要です。

(開設時間) 月曜日・水曜日・木曜日

午前9時から午後7時まで(午前9時から正午までは予約制)

土曜日・日曜日・祝日

午前9時から午後6時まで(午前9時から正午までは予約制)

※年末年始を除く

② 相談事業

区内在住の精神障害などのある方とその家族からの相談を受け、必要な情報提供や助言を行います。電話と面接による相談を行います。面接は事前に予約が必要です。

(利用時間) 月曜日・水曜日・木曜日 午前9時から午後7時まで

土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後6時まで

※年末年始を除く

③ 創作的活動

芸術・運動・昼食会などのプログラムを原則として週1回実施します。利用には登録が必要です。

※日程など、詳しくはポケット中央にお問い合わせください。

④ 精神障害者デイケア

スポーツ、創作活動、料理や外出など。仲間と楽しみながら日常生活の体験を広げ、社会復帰の促進を図ります。

(実施日時) 毎週水曜日(祝日・年末年始はお休み) 午前9時30分から正午まで

※毎回、グループワーカーとセンター職員が一緒に参加します。見学を希望される方は、事前にご連絡ください。

(対象) 区内在住で精神疾患があり、「生活のしづらさ」を抱えた方(主に慢性期の精神障害のある方)

⑤ 特定相談支援

障害福祉サービスなどを利用しようとする障害のある方に対して、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、情報提供や各機関との連絡調整などの相談支援を行っています。

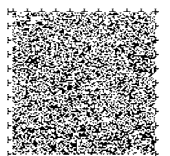
● 費用 無料

※ただし、参加プログラムで必要な材料費などは実費負担です。

問い合わせ

障害者地域活動支援センター「ポケット中央」

電話 (3541) 1021 FAX (3541) 1022



(3) 福祉センターふれあい作業所

詳しくは、108・109ページをご覧ください。

(4) 子ども発達支援センター ゆりのき

子ども発達支援センター ゆりのきは、発達障害のあるなしにかかわらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげるとともに、適切な療育を実施する拠点として、こどもの発達相談ならびに児童福祉法に定める児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援および障害児相談支援を実施しています。また、「中央区育ちのサポートシステム」の推進などを行うことにより、子どもと保護者の福祉の増進を図っています。

① こどもの発達相談

子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長過程に合わせ、適切な支援・療育（心理面接、理学・作業・言語療法など）を行っています。

(対象) 区内在住の0歳から18歳までの方
(新規相談は、原則として就学前まで)

② 児童発達支援（幼児室）

発達に遅れやかたよりのある児童に対し、小グループでの遊びや課題を通して、基本的な生活習慣、運動機能や人との関わる力を育てます。幼稚園や保育園という大きな集団でも、意欲や自信をもって適応できるよう支援します。

(対象) 区内在住の児童発達支援の支給決定を受けた児童

③ 放課後等デイサービス

小学生から高校生までの医療的ケアが必要でない障害のある児童・生徒に対し、放課後や夏休みなどに居場所づくりの支援を行っています。

(対象) 区内在住の小学生から高校生までの児童・生徒で放課後等デイサービスの支給決定を受けた児童

④ 保育所等訪問支援

相談員が保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう職員に対し専門的な支援を行っています。

(対象) 区内在住の18歳未満の方で保育所等訪問支援の給付決定を受けた児童・生徒

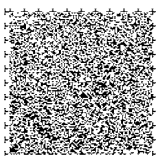
⑤ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する児童・生徒または保護者に対し、地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、情報提供や各機関との連絡調整の相談支援を行っています。

(対象) 区内在住の18歳までの障害のある方

⑥ 「中央区育ちのサポートシステム」の推進

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うための体制（中央区育ちのサポートシステム）づくりを推進しています。



⑦ 送迎ワゴン車の運行

車いす乗車用スロープ付きの送迎ワゴン車を運行しています。

(対象) 子ども発達支援センターで児童発達支援および放課後等デイサービスを利用している児童・生徒とその保護者

問い合わせ

子ども発達支援センター 発達支援係
電話 (3545) 9844 FAX (3545) 9660

(5) レインボーハウス明石 (知的障害者生活支援施設)

● 内容 知的障害のある方を対象に、地域の中で自立した生活ができるよう居住の場を提供するとともに、日常生活における指導や活動を通して、利用者の個々に合わせた自立を支援するため、入所事業や通所事業を行っています。

① 施設入所

- ・定員 30名
- ・入所資格
18歳以上の障害のある方で障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方（原則区分4以上。50歳以上は区分3以上）
- ・入所方法
施設の定員に空きが生じた場合は、入所待機順位の上位の方から入所となります。入所待機順位は、年1回入所調整会議を開催し、新規の申し込みも含めて見直しを行います。

② 短期入所（緊急一時保護・自立生活体験）

- ・定員 6名
- ・入所資格
知的障害のある方、身体障害のある方などおよび障害児（小学生から18歳未満）で、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方
- ・利用申込
次に掲げる区分に応じ、施設に直接電話で申し込みます。
区民の方 利用する日の属する月の2カ月前の1日から
区民以外の方 利用する日から起算して14日前から
※特段の事情のある区民の方は3カ月前から申し込みができる場合があります。
- ・原則1回7日以内で、年90日を上限とする。

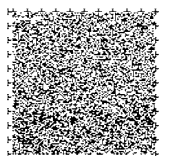
③ 通所事業

行っている事業は以下のとおりです。

- ・生活介護（施設入所者）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・日中一時支援

● 費用 ① 施設入所

原則1割負担。ただし、世帯の所得状況に応じて、月額上限負担額が設定されます。



②短期入所・③通所事業 (日中一時支援)

原則1割負担。ただし、世帯の所得状況に応じて、月額上限負担額が設定されます。

その他、食費相当分および光熱水費の自己負担があります。

問い合わせ

障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

レインボーハウス明石

〒104-0044 明石町 1-6 5階

電話 (6226) 1099 FAX (3546) 9082

(6) 中央区社会福祉協議会 中央区障害者就労支援センター

詳しくは、108ページをご覧ください。

(7) フレンドハウス京橋 (知的障害者グループホーム)

- 内容 就労している知的障害のある方に対し、地域での自立を助けるため、生活の場を提供して日常生活に必要な介護や援助を行います (定員6名)。
- 対象 愛の手帳3度、4度程度 (軽度) の知的障害のある方で、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方
- 費用 ①家賃等 48,000円
※入居者の所得により、家賃補助制度があります。
②水道光熱費 3,600円

問い合わせ

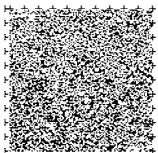
障害者福祉課 相談支援係

電話 (3546) 6032 FAX (3248) 1322

フレンドハウス京橋

〒104-0031 京橋 2-6-7

電話・FAX (3561) 6327

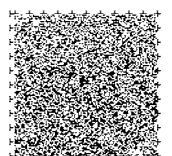


(8) バリアフリートイレの設置してある公衆便所

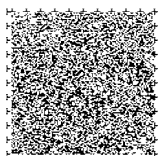
- **内容** 区内83カ所の公衆便所のうち、74カ所に高齢者や障害のある方、乳幼児などの子ども連れの方などが円滑に利用できる「バリアフリートイレ」を設置しています。

(令和5年4月1日現在)

	名 称	所在地	オストメイト対応
1	新京橋際公衆便所	京橋 3 - 11 - 8	○
2	京橋際公衆便所	銀座 1 - 2 - 4	
3	水谷橋公園内公衆便所	銀座 1 - 12 - 6	○
4	元豊玉橋際公衆便所	銀座 2 - 9 - 10	○
5	亀井橋際公衆便所	銀座 2 - 16 - 8 先	
6	数寄屋橋公園内公衆便所	銀座 5 - 1 - 1	
7	元木挽橋公衆便所	銀座 6 - 13 - 2	
8	出雲橋際公衆便所	銀座 7 - 12 - 9	○
9	元八通八橋際公衆便所	銀座 8 - 11 - 8 先	○
10	桜川公園内公衆便所	入船 1 - 1 - 1	
11	鉄砲洲児童公園内公衆便所	湊 1 - 5 - 1	
12	佃大橋西詰公衆便所	明石町 6 - 9 先	○
13	築地川公園内公衆便所	明石町 10 - 2	○
14	築地二丁目公衆便所	築地 2 - 13 - 7	
15	市場橋公園内公衆便所	築地 4 - 15 - 2	○
16	中央市場脇公衆便所	築地 5 - 2 - 1	○
17	門跡橋東公衆便所	築地 6 - 1 - 11	○
18	はとば公園内公衆便所	築地 6 - 19 - 24	
19	元備前橋際公衆便所	築地 7 - 5 - 16	○
20	元南明橋際公衆便所	築地 7 - 19 - 1	
21	あかつき公園内西側公衆便所	築地 7 - 19 - 2	○
22	久安橋際公衆便所	八丁堀 2 - 1 - 1	○
23	湊橋際公衆便所	新川 1 - 1 - 1	○
24	霊岸橋際公衆便所	新川 1 - 3 - 1	○



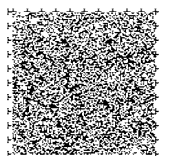
	名 称	所在地	オストメイト対応
25	越前堀児童公園内公衆便所	新川 1 - 12 - 1	○
26	東新川橋際公衆便所	新川 1 - 25 - 9	
27	新川公園内公衆便所	新川 1 - 31 - 1	
28	亀島橋際公衆便所	新川 2 - 9 - 1	
29	高橋際公衆便所	新川 2 - 9 - 13	
30	常盤公園内公衆便所	日本橋本石町 4 - 4 - 3	○
31	江戸桜通り地下公衆便所	日本橋室町 1 - 5 - 7	○
32	日本橋際公衆便所	日本橋室町 1 - 8 - 1 先	○
33	江戸橋際公衆便所	日本橋本町 1 - 10 - 1 先	
34	堀留児童公園内公衆便所	日本橋堀留町 1 - 1 - 16	○
35	十思公園内公衆便所	日本橋小伝馬町 5 - 2	
36	小網町二丁目公衆便所	日本橋小網町 9 - 1 先	
37	蛸殻町公園内公衆便所	日本橋蛸殻町 2 - 10 - 6	○
38	箱崎川第二公園内公衆便所	日本橋箱崎町 3 - 1	○
39	箱崎公園内公衆便所	日本橋箱崎町 18 - 18	
40	豊海橋際公衆便所	日本橋箱崎町 19 - 1	○
41	隅田川大橋際公衆便所	日本橋箱崎町 19 - 35 先	
42	箱崎町公衆便所	日本橋箱崎町 22 - 7	
43	左衛門橋際公衆便所	日本橋馬喰町 2 - 7 - 17	○
44	千代田公園内公衆便所	東日本橋 1 - 10 - 2	○
45	久松児童公園内公衆便所	日本橋久松町 1 - 1	○
46	浜町緑道内公衆便所	日本橋人形町 2 - 36 - 12	○
47	浜町公園内西側公衆便所	日本橋浜町 2 - 59 - 1	
48	浜町公園内南側公衆便所	日本橋浜町 2 - 59 - 1	
49	菖蒲橋際公衆便所	日本橋浜町 3 - 17 - 9	
50	あやめ第一公園内公衆便所	日本橋中洲 14 - 1	
51	西河岸橋際公衆便所	八重洲 1 - 1 - 1 先	○
52	海運橋際公衆便所	日本橋 1 - 21 - 7 先	



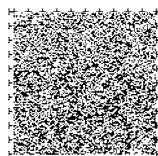
	名 称	所在地	オストメイト対応
53	茅場橋際公衆便所	日本橋茅場町 1 - 14 - 15	
54	新亀島橋際公衆便所	日本橋茅場町 2 - 17 - 1	
55	坂本町公園内公衆便所	日本橋兜町 15 - 2	○
56	新場橋際公衆便所	日本橋兜町 18 - 1	
57	佃大橋東公衆便所	佃 1 - 8 - 10 先	○
58	佃小橋際公衆便所	佃 1 - 10 - 11	
59	佃公園内公衆便所	佃 1 - 11 - 4	○
60	石川島公園内公衆便所	佃 2 - 1 - 5	
61	相生橋際公衆便所	佃 2 - 2 - 1	
62	佃三丁目公園内公衆便所	佃 3 - 12	○
63	元新月橋際公衆便所	月島 1 - 2 - 9	○
64	月島三丁目児童遊園内公衆便所	月島 3 - 1 - 1 先	○
65	西仲橋際公衆便所	月島 3 - 31 - 1	○
66	月島第一児童公園内公衆便所	月島 4 - 2 - 1	
67	月島第二児童公園内公衆便所	勝どき 1 - 9 - 8	○
68	勝どき見晴らし公園内公衆便所	勝どき 5 - 7 先	○
69	豊海児童公園内公衆便所	勝どき 6 - 6 - 6	
70	豊海運動公園内公衆便所	豊海町 3 - 19	○
71	新月島公園内公衆便所	晴海 1 - 3 - 29	○
72	晴海第一公園内公衆便所	晴海 1 - 7 - 3	
73	晴海臨海公園内公衆便所	晴海 2 - 4 - 27	○
74	黎明橋公園内公衆便所	晴海 3 - 1 - 6	○

といた
問合わせ

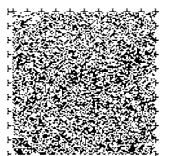
水とみどりの課 道路緑化施設係
電話 (3546) 5437 FAX (3546) 9550



地域	施設名・事業所名	所在地	運営者 (本社名称)
京橋地域	中央区立知的障害者生活支援施設 「レインボーハウス明石」	明石町1-6 1階・5階	中央区 指定管理者：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
	中央区立福祉センター	明石町12-1 中央区保健所等複合施設内	中央区
	障害者地域活動支援センター 「ポケット中央」	明石町12-1 中央区立福祉センター5階 ※入口は保健所側	中央区 委託：NPO 法人つつじ
	アリストランプ	築地3-12-11 ナカシゲビル4階 ※レストランは築地3-10-10	株式会社 Smile
	アイビー	新富1-15-4 アルファ新富ビル3階	一般社団法人アイビー
日本橋地域	さわやかワーク中央	東日本橋2-27-12 両国郵便局合同建物4階	社会福祉法人 中央区社会福祉協議会
	クローバーズ・ピア日本橋	日本橋浜町2-44-4 村上第17ビル2階・3階	社会福祉法人信和会
	3D & MUSICJAM	日本橋大伝馬町11-8 HATビル5階	株式会社ゴービヨンド
	ナチュラルプランツ・サポート	日本橋大伝馬町17-1 城野ビルⅡ3階	株式会社 ナチュラルプランツ・サポート
	コンフィデンス日本橋	日本橋室町1-5-15 昇賢ビル4階	一般社団法人 障害者就労支援協会
	エヌフィット キャリアカレッジ日本橋	日本橋人形町3-3-10 日本橋TECビル3階・4階・5階	NPO 法人エヌフィット
	リワークセンター日本橋	日本橋1-2-10 一東洋ビル7階	株式会社 Rodina
	中央区障害者就労支援センター	東日本橋2-27-12 両国郵便局合同建物5階	中央区 委託：社会福祉法人中央区社会福祉協議会
月島地域	リバーサイドつつじ	佃2-17-8 佃区民館2階	NPO 法人つつじ
	中央区立福祉センター ふれあい作業所	晴海1-4-1 月島第三小学校等複合施設地下1階	中央区 委託：公益社団法人中央区シルバー人材センター



施設区分	提供サービス	利用定員	電話番号	FAX 番号
入所・日中活動系サービス等	施設入所（知的障害者対象）、短期入所、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、生活介護、日中一時支援 ※ 1 階は喫茶アラジン（パン・ケーキ販売、喫茶・食事提供施設）	施設入所：30 名 短期入所：6 名 生活介護：30 名 就労継続支援 A 型：10 名 就労継続支援 B 型：20 名 就労移行支援：6 名 日中一時支援：4 名	(6226)1099	(3546)9082
日中活動系サービス等	障害福祉に関する相談（基幹相談支援センターを含む）、高次脳機能障害者支援事業、生活介護、就労継続支援 B 型、地域活動支援センター（身体障害者対象）、各種講座の開催、会議室などの施設提供	生活介護：40 名 就労継続支援 B 型：20 名	(3545)9311	(3544)0888
日中活動系サービス等	地域活動支援センター（精神障害者対象）、相談事業、精神障害者デイケア		(3541)1021	(3541)1022
日中活動系サービス等	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型：20 名	(6264)1458	(6740)7820
日中活動系サービス	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型：20 名	(6262)8882	(6262)8865
日中活動系サービス	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型：20 名	(3865)3661	(3865)3662
日中活動系サービス	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型：40 名	(6661)2835	(6661)2535
日中活動系サービス	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型：20 名	(6264)8883	045(330)4226
日中活動系サービス	就労継続支援 A 型	就労継続支援 A 型：15 名	(6825)3131	(6825)3132
日中活動系サービス	就労移行支援 就労定着支援	就労移行支援：20 名	(6225)2505	(6225)2506
日中活動系サービス	就労移行支援、自立（生活）訓練、就労定着支援	就労移行支援：10 名 自立（生活）訓練：10 名	(6231)0776	(6231)1138
日中活動系サービス	自立（生活）訓練	自立（生活）訓練：20 名	(3548)0017	(3548)0018
就労支援	就労・生活に関する支援や相談、企業に対する雇用の促進等		(3865)3889	(3865)3662
日中活動系サービス	就労継続支援 B 型	就労継続支援 B 型：20 名	(6673)8081	(3533)4521
授産施設			(3532)1577	(3532)1568



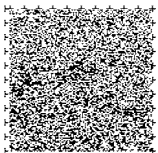
地域	施設名・事業所名	所在地	運営者 (本社名称)
京橋地域	中央区立子ども発達支援センター ゆりのき	明石町 12 - 1 中央区保健所等複合施設内	中央区 委託：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 中央区 委託：社会福祉法人山鳥の会
	ゆうゆうらいふアカデミー中央	新川 2 - 18 - 5 ASビル 2 階	株式会社ゆうゆうらいふ
	トリプル・ワーク	湊 1 - 9 - 8 2 階	株式会社トリプル・ワーク
	コペルプラス 新富町教室	新富 2 - 11 - 2 新富MTビル 2 階	株式会社コペル
	ダイジョブプラス	入船 2 - 9 - 10 4A	公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を
日本橋地域	トリプル・ハート	日本橋茅場町 2 - 5 - 6 日本橋大江戸ビルディング 2 階	株式会社トリプル・ハート
	アストハピコ	日本橋浜町 2 - 42 - 9 浜町中央ビル 2 階	トップブロッサンプ株式会社
	アストハピコ 人形町教室	日本橋人形町 2 - 17 - 10 日本橋小池ビル 2 階	トップブロッサンプ株式会社
	コアヴィレッジ	日本橋小網町 9 - 5 2 階	コアファイズ株式会社
	ポジリブ ミニ	東日本橋 2 - 24 - 12 東日本橋榎町ビル 1 階	株式会社フェリビータ
	放課後等デイサービス ミライエ日本橋	日本橋蛸殻町 2 - 5 - 3 サンホリベビル 2 階	セントスタッフ株式会社
	児童デイサービス スマイル日本橋	日本橋茅場町 2 - 17 - 9 長尾ビル 2 階	株式会社B・H・Cダイニング
	放課後等デイサービス ポジリブ	日本橋久松町 6 - 9 AS ONE 日本橋 East2 階	株式会社フェリビータ
アルエット	日本橋小伝馬町 5 - 1 十思スクエア内 1 階	社会福祉法人山鳥の会	
月島地域	みらいキッズ月島	月島 3 - 17 - 2 岡崎ビル 2 階	ケア・プランニング株式会社
	プレップサポートセンター晴海第一	晴海 2-1-40 晴海フロント 203B-1	株式会社東京創育社
	プレップサポートセンター晴海第二	晴海 2-1-40 晴海フロント 203B-2	株式会社創育社

きょうどうせいいかつえんじょ
共同生活援助 (グループホーム) 事業者一覧

じぎょうしゃいちらん

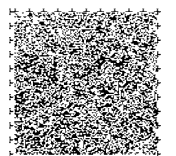
(令和5年4月1日現在)

地域	施設名・事業所名	所在地	運営者 (本社名称)
京橋地域	中央区立知的障害者グループホーム 「フレンドハウス京橋」	京橋 2 - 6 - 7 京橋区民館 4 階・5 階	中央区 指定管理者：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
日本橋地域	グループホームハーモニー	日本橋蛸殻町 2 - 12 - 5	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
	浜町花だより	日本橋浜町 3 - 18 - 6	株式会社 静文堂
	クローバーズ・ピア浜町公園	日本橋浜町 2 - 44 - 4 村上第 17 ビル	社会福祉法人信和会
	エヌホームズ人形町	右記電話番号にお問い合わせください。	NPO 法人エヌフィット
月島地域	ピアつきしま	月島 3 - 1 - 11	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
	ホームつつじ	右記電話番号にお問い合わせください。	NPO 法人つつじ



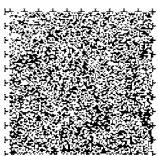
提供サービス	利用定員	電話番号	FAX 番号
児童発達支援	26名	(3545)9844	(3545)9660
放課後等デイサービス	20名	(6278)8642	(6278)8643
保育所等訪問支援		(6260)6464	(6260)6466
児童発達支援 放課後等デイサービス	10名	(6280)5238	(6280)5239
児童発達支援 放課後等デイサービス	10名	(6260)3960	(6260)3961
児童発達支援	10名	(6222)9617	(6222)9618
保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援		(6280)3214	(6280)3215
児童発達支援	10名	(6222)9822	(6222)9823
放課後等デイサービス	10名		
児童発達支援 放課後等デイサービス	10名	(6661)9047	(6661)9087
児童発達支援 放課後等デイサービス	10名	(6661)7347	(6661)7347
児童発達支援 放課後等デイサービス	10名	(6264)8474	(6264)8475
児童発達支援	10名	(5829)5915	(5829)5916
放課後等デイサービス	10名	(5645)5520	(3665)6632
放課後等デイサービス	10名	(3527)3696	(3527)3696
放課後等デイサービス	10名	(3527)3201	(3527)3202
放課後等デイサービス ※重症心身障害児および医療的ケア児対象	5名	(5962)3070	(5962)3053
児童発達支援	10名	(6228)2420	(6228)2425
放課後等デイサービス	10名		
放課後等デイサービス	10名	(5534)8240	(5534)8240
放課後等デイサービス	10名	(6228)2243	(3354)8199

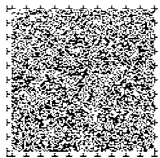
提供サービス	利用定員	電話番号	FAX 番号
共同生活援助	知的：6名	(3561)6327	(3561)6327
	知的：7名	(3249)5539	(3249)5539
	知的：7名	(5632)4805	(5606)0377
	知的：10名	(3662)2864	
	精神：5名	(6231)0776	
	知的：7名	(5546)3590	(5546)3590
	精神：9名	(3532)6921	



地域	施設名・事業所名	所在地	運営者 (本社名称)	提 供 サービス	連絡先
京橋地域	中央区立福祉センター	明石町 12 - 1 中央区保健所等 複合施設内	中央区 委託：社会福祉法人山 鳥の会	計画 相談支援	電話 (6260)6952 FAX (6260)6953
	中央区立子ども発達支援センター	明石町 12 - 1 中央区保健所等 複合施設内	中央区 委託：社会福祉法人山 鳥の会 委託：社会福祉法人東 京都手をつなぐ育成会	障害児 相談支援	電話 (6260)6464 FAX (6260)6466 電話 (6278)8642 FAX (6278)8643
	中央区立知的障害者生活支援施設 「レインボーハウス明石」	明石町 1 - 6 5 階	中央区 指定管理者：社会福祉 法人東京都手をつなぐ 育成会	計画 相談支援 障害児 相談支援	電話 (6226)2285 FAX (3546)9082
	障害者地域活動支援センター 「ポケット中央」	明石町 12 - 1 中央区立福祉セン ター 5 階 ※入口は保健所側	中央区 委託：NPO 法人つつ じ	計画 相談支援	電話 (3541)1021 FAX (3541)1022
	相談支援事業所 ヒューマングロー東銀座	築地 4 - 12 - 2 ライオンズマン ション東銀座 701	株式会社ヒューマング ロー	計画 相談支援 障害児 相談支援	電話 070(1260)3246
日本橋地域	中央区障害者就労支援センター	東日本橋 2 - 27 - 12 両国郵便局合同建物 5 階	中央区 委託：社会福祉法人中 央区社会福祉協議会	計画 相談支援	電話 (3865)3889 FAX (3865)3662
	NPO 法人エヌフィット	日本橋人形町 3 - 3 - 10 日本橋 TEC ビル 5 階	NPO 法人エヌフィット	計画 相談支援	電話 (6231)0776 FAX (6231)1138

最新情報については、障害者福祉課給付指導係（電話 (3546) 5697）にお問い合わせください。なお、東京都福祉局「東京都障害者サービス情報」(<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp>) のサイトから、より詳細な事業所情報を検索することができます。





(1) 所得税の軽減

● 内容 障害者控除

① 障害が特別障害のときは、40 万円の所得控除です。

「特別障害」は、次のとおりです。

- ・ 障害の程度が、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ・ 戦傷病者手帳に特別項症から第 3 項症までとされている方
- ・ 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けた方
- ・ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方

② 特別障害以外の障害であるときは、27 万円です。

③ 特別障害者が同居であるときは、75 万円です。

● 対象

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 愛の手帳をお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④ 戦傷病者手帳をお持ちの方
- ⑤ 原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方

● 問い合わせ

東京国税局電話相談センター

税務署の代表電話から音声案内で 1 番を選択

聴覚障害者用ファクシミリ

FAX (3294) 4300 (税務相談専用)

聴覚障害者等専用電子メール相談窓口ウェブサイト

https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/input_form.html

京橋税務署

〒104-8557 中央区新富 2-6-1

電話 (4434) 0011

日本橋税務署

〒103-8551 中央区日本橋堀留町 2-6-9

電話 (3663) 8451



二次元コード

(2) 住民税の軽減

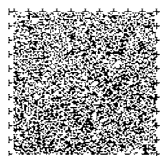
● 内容 障害者控除

① 納税義務者の場合

- ・ 普通障害 26 万円
- ・ 特別障害 30 万円

② 扶養親族または同一生計配偶者の場合

- ・ 普通障害 26 万円



- ・特別障害 30万円
- ・納税義務者または納税義務者と生計を一つにしている
親族と同居している特別障害者 53万円

● **対象**

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ④戦傷病者手帳をお持ちの方
- ⑤原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する方

● **申請方法**

住民税の申告をするときにマイナンバーを証明する書類および手帳の写しまたは証明書が必要です。

● **問い合わせ**

税務課 課税係
電話 (3546) 5270 ~ 5275 FAX (5565) 3957

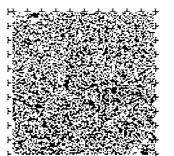
(3) **軽自動車税 (種別割) の減免**

● **内容** 心身に障害のある方のために使用する車両について、税金の減免を受けることができます。

● **障害の範囲**

障害の区分		障害の等級	
身体障害	上肢機能障害	1級・2級	
	下肢機能障害	1級～6級	
	体幹機能障害	1級～3級・5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級・2級
		移動機能障害	1級～6級
	視覚障害	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸および小腸の機能障害	1級・3級・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	
	音声機能または言語機能の障害	3級（こう頭摘出にかかるものに限ります）	
	肝臓機能障害	1級～4級	
知的障害	1度～3度（愛の手帳の場合） A（重度）（療育手帳の場合）		
精神障害	1級（精神通院医療にかかる自立支援医療受給者に限ります）		

※この表にない障害でも、戦傷病者手帳の障害など、対象となる場合があります。



●**対象車両**

- ①身体障害のある方または生計を同じくする方が所有する軽自動車や原動機付自転車などで、その身体障害のある方が運転する車両
 - ②心身障害のある方または生計を同じくする方が所有する軽自動車や原動機付自転車などで、その障害のある方のために、生計を同じくする方が運転する車両
 - ③心身障害のある方または生計を同じくする方が所有する軽自動車や原動機付自転車などで、その障害のある方（障害のある方のみで構成される世帯の方に限ります）のために、常時介護している方が運転する車両（減免は、自動車および軽自動車などを含め、1台に限ります）
- ※生計を同じくする方は、親族に限りません。東京都パートナーシップ宣誓制度の受理証明書を所持している方も該当します。
- ※車両の構造が主として心身障害のある方の利用に供するためのものである軽自動車なども、減免対象です（この車両の構造による減免に限り、「障害の範囲」に限定はありません）。

●**申請方法**

納期限（5月31日）までに次の書類を持参の上、申請書を提出してください。

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳
- ②運転免許証
- ③納税通知書
- ④納税義務者の方のマイナンバーを証明する書類

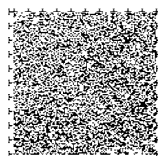
※車両の構造による減免を申請される方は、①および②の提出が不要です。③および④の書類のほか、車両の構造がわかる書類（車検証の写しなど）を提出してください。

問い合わせ	税務課 管理係 電話 (3546) 5267 FAX (5565) 3957
-------	-------------------------------------------

(4) 自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)の減免

●**内容** 心身に障害のある方のために使用する車両について、次の上限額の範囲内で、税金の減免を受けることができます。

- (減免の上限額) ①自動車税（種別割）：年税額 45,000 円
（新規登録の場合、年税額 45,000 円に対応する月割税額）
- ②自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）：課税標準額 300 万円相当分に税率を乗じて得た値

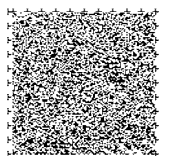


障害の区分		障害の等級	
身体障害	上肢機能障害	1級・2級	
	下肢機能障害	1級～6級	
	体幹機能障害	1級～3級・5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級・2級
		移動機能障害	1級～6級
	視覚障害	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸および小腸の機能障害	1級・3級・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
	音声機能または言語機能の障害	3級（こう頭摘出にかかるものに限ります）	
	肝臓機能障害	1級～4級	
	知的障害		1度～3度（愛の手帳の場合）
精神障害		1級（精神通院医療にかかる自立支援医療受給者に限ります）	

※戦傷病者手帳の障害の程度については、下記の東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。

- **対象車両** ①心身に障害のある方が所有する普通自動車や軽自動車
 ②心身に障害のある方と生計を同じくする方が所有する普通自動車や軽自動車などで、その障害のある方の通院・通学などのために運転する車両
 ※いずれも個人名義の自家用車両に限ります。

- **申請方法** **既に自動車を所有している場合（自動車税（種別割））**
 納期限（5月31日）までに、必要書類を持参のうえ、下記の間合せ先のいずれかへ申請書を提出してください。
- **新たに自動車を取得した場合（自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割））**
 車両の登録の日から1カ月以内に、必要書類を持参の上、下記の間合せ先のいずれかへ申請書を提出してください。
- （必要書類（共通））**
- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳（複数の手帳をお持ちの方は、全ての手帳（原本））
 - ②運転する方の運転免許証またはその写し（表裏両面）
 - ③所有者の方の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票など）
 - ④生計を同じくする方が障害のある方の住所地近隣（2km以内）にお住まいの親族の場合は、「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本など）
 - ⑤生計を同じくする方が障害のあるの方の住所地近隣（2km以内）にお住まいの東京都パートナーシップ宣誓制度または地方公共団体の同等の制度により証明を受けたパートナーシップ関係の相手の方の場合は、「パートナーシップ関係にあること」が確認できる



書類（東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書など
※スマートフォンなどでの画面提示だけでなく、紙の証明書をご提出ください。）

<small>といあ</small> 問合わせ	都税総合事務センター 〒176-8517 練馬区豊玉北 6-13-10 4階 電話 (3525) 4066 (東京都自動車税コールセンター) 品川自動車税事務所 〒140-0011 品川区東大井 1-12-18 電話 (3471) 6670 中央都税事務所 〒104-8558 新富 2-6-1 電話 (3553) 2157 FAX (3297) 0747
-----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) こじんじぎょうぜい げんめん 個人事業税の減免

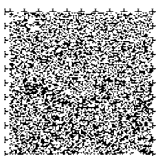
- **内容** 対象の①②の方は、**重度の障害**がある**特別障害者**の場合は1人につき10,000円、それ以外の方は1人につき5,000円の**税額**が**減免**になります。納期限までに中央都税事務所に申請してください。
- **対象**
 - ①前年中の合計所得金額※が、370万円以下で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方
 - ②前年中の合計所得金額※が、370万円以下で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方を所得税法上の扶養親族等としている方
 - ③両眼の矯正視力が0.06以下で、あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧などの医業に類する事業を営んでいる方は課税されません。

※合計所得金額とは、事業・不動産所得の他に給与・雑・分離所得など各種所得金額の合計金額（青色申告特別控除前）をいいます。

<small>といあ</small> 問合わせ	中央都税事務所 個人事業税班 〒104-8558 新富 2-6-1 電話 (3553) 2157 (直) FAX (3297) 0747
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

(6) そうぞくぜい けいげん 相続税の軽減

- **内容** 対象の①～⑦のいずれかにあたる方が**相続**する場合は、**年齢**より次のとおり**軽減**されます。
 - ・特別障害のとき
税額－（20万円×85歳に達するまでの年数）
 - ・特別障害ではないとき
税額－（10万円×85歳に達するまでの年数）
- **対象**
 - ①身体障害者手帳をお持ちの方
 - ②愛の手帳をお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④戦傷病者手帳をお持ちの方
 - ⑤原爆被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方



- ⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、その障害の程度が上記①または②に準ずるとして市区町村長などの認定を受けている方
- ⑦障害のある年齢 65 歳以上の方で、その障害の程度が上記①または②に準ずるとして市区町村長などの認定を受けている方

問い合わせ

東京国税局電話相談センター
 税務署の代表電話から音声案内で 1 番を選択
 聴覚障害者用ファクシミリ
 FAX (3294) 4300 (税務相談専用)
 聴覚障害者等専用電子メール相談窓口ウェブサイト
[https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/
 input_form.html](https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/input_form.html)
 京橋税務署
 〒104-8557 中央区新富 2-6-1
 電話 (4434) 0011
 日本橋税務署
 〒103-8551 中央区日本橋堀留町 2-6-9
 電話 (3663) 8451



二次元コード

（7）贈与税の非課税

●**内容** 特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、次に掲げる方をいいます。

- ①特別障害者（所得税の軽減参照（130ページ））
- ②特別障害者以外の障害者のうち精神障害のある方

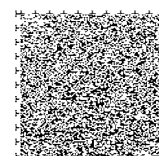
●**対象** 特定障害者の方が対象になります。

問い合わせ

東京国税局電話相談センター
 税務署の代表電話から音声案内で 1 番を選択
 聴覚障害者用ファクシミリ
 FAX (3294) 4300 (税務相談専用)
 聴覚障害者等専用電子メール相談窓口ウェブサイト
[https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/
 input_form.html](https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/input_form.html)
 京橋税務署
 〒104-8557 中央区新富 2-6-1
 電話 (4434) 0011
 日本橋税務署
 〒103-8551 中央区日本橋堀留町 2-6-9
 電話 (3663) 8451



二次元コード



(8) 関税の免除

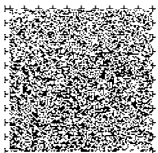
- **内容** ①②の物品の輸入について関税が免除される場合があります。
- **対象** ①身体障害者用に特に製作された器具など
②社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品

問い合わせ 東京税関業務部 税関相談官室（税関手続などに関するご相談窓口）
〒135-8615 江東区青海 2-7-11
電話 (3529) 0700

(9) マル優制度

- **内容** 身体障害者手帳などをお持ちの方や障害年金を受給している方など、預貯金などの利子が非課税扱いとなります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

問い合わせ 金融機関（銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行など）



こうつうきかん
交通機関ちゅうおうく えど
(1) 中央区コミュニティバス (江戸バス)

- **内容** 区内在住の障害のある方が江戸バスを利用する際、手帳の提示で運賃が無料になります。
- **対象** 区内在住で次のいずれかにあたる方
 - ①身体障害者手帳をお持ちの方
 - ②愛の手帳をお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- **申請方法** 申請は不要です。
江戸バスに乗車する際に、運転手に手帳を提示してご利用ください。

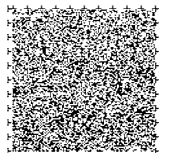
といた
問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

とえいこうつう むりょうじょうしゃけん わりびき
(2) 都営交通の無料乗車券と割引

- **内容** 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方などに、都営交通（都営地下鉄、都営バス、都電、日暮里・舎人ライナー）で利用できる無料乗車券を交付しています。有効期間は3年です。
- **対象** 区内在住で次のいずれかにあたる方
 - ①身体障害者手帳をお持ちの方
 - ②愛の手帳をお持ちの方
 - ③戦傷病者手帳（特別項症～第6項症、第1款症～第5款症）をお持ちの方
 - ④被爆者健康手帳をお持ちの方で、厚生労働大臣の認定を受けた方および健康管理手当を受給している方
 ※シルバーパスをお持ちの方は対象になりません。
- **費用など**
 - ①障害のある方本人は無料です。
 - ②介護者とともに利用するとき、介護者は5割引です（都営地下鉄は身体障害者手帳第2種の方の介護者は対象となりません）。
※介護者の方の割引については、身体障害者手帳または愛の手帳を提示して乗車券を購入してください。
 - ③定期券の購入などについては、都営地下鉄営業所または各地下鉄駅にお問い合わせください。
- **申請方法** 新規申請・更新時に次のものを持参してください。
 - ①各手帳（原爆被爆者は被爆者健康手帳と認定証または健康管理手当証書）
 - ②磁気式の無料乗車券（更新の場合）



※更新は、通用期限が切れる月の初日から手続が可能です。

※ IC カード式 (PASMO) の無料乗車券については、都営地下鉄の定期券販売所で変更・更新してください。

問い合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(3) 精神障害者都営交通乗車証

- **内容** 都内在住で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、都営交通（都営地下鉄、都営バス、都電、日暮里・舎人ライナー）で利用できる無料乗車券を東京都が交付しています。有効期間は2年です。
※申請は、都電・都営バス・都営地下鉄の定期券販売所で行う必要があります。
- **対象** 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※シルバーパスまたは他の障害者などの無料乗車券をお持ちの方は対象になりません。
- **費用など** ①障害のある方本人は無料です。
②介護者とともに利用するとき、介護者は5割引です（都営バスのみ）。
※介護者の方の割引については、精神障害者保健福祉手帳を提示してご利用ください。
- **申請方法** 23区内の都営地下鉄、都営バス、都電および日暮里・舎人ライナーの定期券販売所で次のものを持参して申請してください（詳しくは、各定期券販売所または東京都福祉局までお問い合わせください）。
①精神障害者保健福祉手帳（コピー不可）
②現在お持ちの無料乗車券（更新の場合）

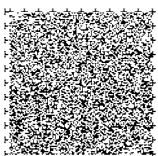
問い合わせ

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当
電話 (5320) 4464

(4) 民営バス料金の割引

- **内容** 障害のある方が民営バスを利用する際、手帳などの提示で運賃が割引になります。
- **対象** 次のいずれかにあたる方
①身体障害者手帳をお持ちの方とその介護者
②愛の手帳をお持ちの方とその介護者
③写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- **費用**

利用区分	利用方法	割引率
身体障害者手帳、愛の手帳または写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳所持者が一人で利用するとき	乗車時に手帳を提示する	5割



第1種身体障害者または愛の手帳所持者が介護者とともに利用するとき	乗車時に「心身障害者 民営バス乗車割引証」 を提示する	5割（介護者も 同じです）
定期券を購入する場合 （身体障害者手帳・愛の手帳所持者）	購入時に「定期券割引 購入申込書」を提出す る	3割（小児定期 券を除く）

- **申請方法** しんせいほうほう 「心身障害者民営バス乗車割引証」、「定期券割引購入申込書」の交付を希望される方は、身体障害者手帳または愛の手帳を持って下記窓口でお手続きください。
- ①身体障害者手帳をお持ちの方…障害者福祉課
 - ②愛の手帳をお持ちの方（18歳未満）…東京都児童相談センター
 - ③愛の手帳をお持ちの方（18歳以上）…東京都心身障害者福祉センター

問い合わせ	①障害者福祉課 障害者福祉係 電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322 ②東京都児童相談センター 電話 (5937) 2317 ③東京都心身障害者福祉センター 電話 (3253) 2946
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) JR うんちん わりびき 運賃の割引

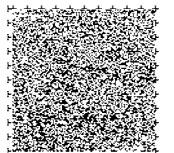
- **内容** ないよう 心身に障害のある方の運賃が割引になります。

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄など他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者または12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	50%	私鉄など他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種・第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合 (私鉄線など他鉄道会社線にまたがる場合を含みます)

※ JR線と私鉄線など他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※ 障害のある方と介護者をご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。

- **利用方法** りようほうほう 割引のお申し出の際は、各自治体で発行する障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの）が必要となります。また、列車などをご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。



問い合わせ JR 各駅の発売窓口

(6) 私鉄旅客運賃の割引

- **内容** JRに準じますが、会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

問い合わせ 私鉄各駅

(7) 航空旅客運賃の割引

- **内容** 国内線の航空機を利用する場合には、運賃が割引になります。会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。
- **対象** 搭乗時の年齢が12歳以上で、以下の手帳をお持ちの方および同一便に搭乗する介護者の方（1人まで）が利用できます。
 - ① 身体障害者手帳
 - ② 愛の手帳
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳
 - ④ 戦傷病者手帳※精神障害者保健福祉手帳の有効期間が搭乗日当日に満了している場合は、当運賃は利用できません。

問い合わせ 各航空会社

(8) フェリー旅客運賃の割引

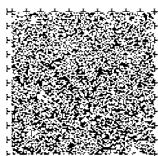
- **内容** フェリーを利用する場合は、運賃が割引になります。対象となる方、割引率、割引対象船室などについては、会社により異なります。なお、距離により割引にならない場合や、乗用車の割引を受けられる航路がある場合があります。会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

問い合わせ 各フェリー会社

(9) タクシー運賃の割引

- **内容** タクシーの運賃が1割引になります。
(精神障害者割引については、一部未実施の事業者があります)
- **対象** 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- **申請方法** 乗務員に身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳に貼付された写真を提示して、割引を申し込んでください。

問い合わせ 東京ハイヤー・タクシー協会
電話 (3264) 8080(代)



ゆうりょうどうりょうきん わりびき (10) 有料道路料金の割引

● **内容** 事前に区役所窓口やオンラインで割引登録申請を行い、手帳に登録済みシールが貼付されている方が高速道路などを通行する場合、通行料金の半額が割引になります。

● **対象** 次のいずれかにあたる方で、事前に区役所窓口またはオンラインで申請された方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
- ②手帳所持者以外の方（介護者）が、第1種の身体障害者手帳または第1種の愛の手帳をお持ちの方を乗せて、運転する場合

（対象となる自動車）

① **自動車を事前登録する場合（ETC無線通行（ノンストップ走行）をご利用の場合は、自動車の事前登録が必要となります。）**

次の方が所有する個人名義の車（事前登録できる車は障害のある方1人につき1台です。）

- ・本人またはその親族など（配偶者、直系血族およびその配偶者ならびに同居の親族など）
- ・障害のある方本人以外が運転する場合で、本人またはその親族などが車を所有していない場合は、障害のある方本人を日常的に介護している方

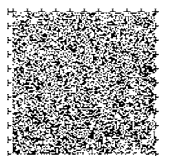
② **自動車を事前登録しない場合（料金所のETC専用レーン、スマートインターチェンジはご利用いただけません。）**

- ・知人などの所有する自動車
- ・レンタカー
- ・車検時の代車
- ・タクシー（第1種の方のみ）
- ・福祉有償運送車両（第1種の方のみ）、など

※重度の障害者（第1種）の方がタクシーなどを利用する場合は、タクシーなどの予約時または乗車時に障害者割引を利用する旨をお申し出いただき、利用可能か確認した上でご乗車ください。

※事前登録の有無に関わらず、軽トラックや外見上営業のために使用している車両、車検証の「所有者の氏名または名称」・「使用者の氏名または名称」に法人名が記載されている車両（割賦購入または長期リースを除く）などは対象になりません。

※自動車の事前登録をしている方は、②自動車を事前登録しない場合の対象車両も割引対象に含まれます。



● **申請方法** 次のいずれかの方法で申請いただけます。

① 窓口での申請

次のものを持参し、区役所窓口で申請してください。

書類名	手続き内容		必要なケース
	自動車を 事前登録する 場合 (A)	自動車を 事前登録しな い場合 (B)	
障害者手帳	○	○	常に必要
車検証原本	○	×	自動車を登録する場合
割賦契約書 (ローン) ／リース契約書	○	×	ローンまたは長期リース で自動車を利用している 場合
ETC カード	○	×	ETC 無線通行 (ノンストップ 走行) 利用の場合
ETC 車載器セットアップ 申込書・証明書など	○	×	ETC 無線通行 (ノンストップ 走行) 利用の場合
運転免許証	○	○	障害のある方本人が運転 する場合 (第2種の方)

② オンラインによる申請 (自動車を事前登録の上、ETC利用申請される方のみご利用いただけます。)

詳細については、以下のURLからご確認ください。

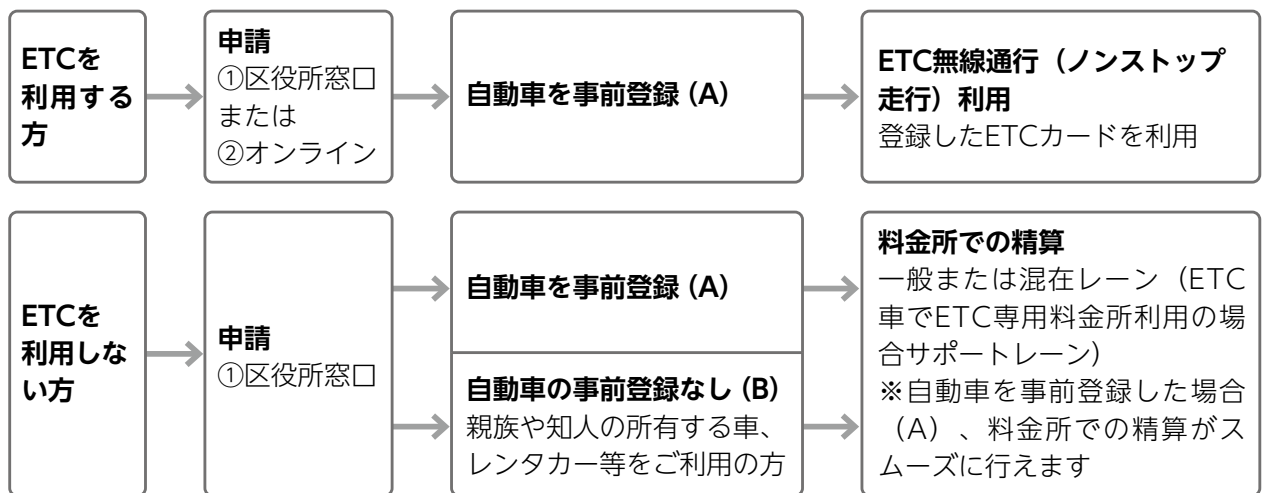
オンライン申請受付サイト

<https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請には、マイナンバーカードのご用意と、マイナポータルへのご利用登録が必要です。



二次元コード



問い合わせ

有料道路 ETC 割引 登録係

電話 045(477)1223 (平日午前9時～午後5時)

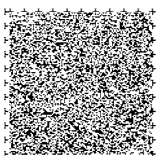
首都高速道路株式会社ホームページ

https://www.shutoko.jp/fee/discount/plan_8/

(提出先)

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322



(11) NHK テレビ受信料の免除

● **内容** 障害の程度により、NHK テレビ受信料が全額免除または半額免除になります。

● **対象** (全額免除)

障害のある方がいる世帯で世帯員のすべての方が市町村民税（特別区民税含む）を課税されていない場合

(半額免除)

- ①視覚または聴覚の障害のため身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ②身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ③愛の手帳 1・2 度をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合
- ⑤戦傷病手帳をお持ちで特別項症・第 1 款症の方が世帯主で受信契約者の場合

● **申請方法**

- ①「放送受信料免除（全額・半額免除）申請書」の交付を受けます。
印鑑と障害者手帳を持って、障害者福祉課へ申請してください。
※全額免除の場合、区外から転入した方は、前住地の区市町村で発行する世帯構成員全員の住民税非課税証明書が必要な場合があります。
- ②交付された「放送受信料免除（全額・半額免除）申請書」をNHK首都圏局東京中央オフィスまたは、受信料担当者に提出してください。

といた
問合わせ

NHK 首都圏局 東京中央オフィス
〒150-0041 渋谷区神南 1-6-12 渋谷コロバンビル 2F
電話 (5456) 2141 (平日午前 10 時～午後 5 時)
(提出先)
障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

(12) 水道・下水道料金の免除

● **内容** 申請に基づき、水道料金は基本料金と 1 カ月あたり 10 立方メートルまでの料金が、下水道料金は 1 カ月あたり 8 立方メートルまでの料金が免除されます。

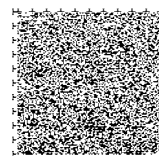
● **対象** 特別児童扶養手当を受けている方

● **申請方法** ①水道局営業所の窓口で申請される方

上記手当の受給証書・印鑑・最近の領収書などをご持参ください。

②郵送により申請される方

中央区で受給確認印を受けた「水道料金・下水道料金免除申請書」、もしくは「水道料金・下水道料金免除申請書」に必要事項を記入し、受給証書の写しを同封のうえ、下記の水道局営業所へ郵送してください。



※「水道料金・下水道料金免除申請書」は、区障害者福祉課および水道局営業所にあります。

問い合わせ

東京都水道局 千代田営業所
〒101-8523 千代田区内神田 2-1-12
電話 (5298) 5351 FAX (3254) 0207

(13) 粗大ごみなどの処理手数料の減免

● **内容** 粗大ごみなどの処理を申し込むときに必要書類を提出すると手数料が減免されます。

● **対象 (免除)**

- ①天災やその他大きな災害を受けた方
- ②生活保護を受けている方
- ③児童扶養手当を受けている方
- ④特別児童扶養手当を受けている方
- ⑤老齢福祉年金を受けている方

(減額または免除)

- ⑥火災などの災害を受けた方 (①に該当する方を除く)
- ⑦その他特別な理由があると認められた方

● **申請方法**

粗大ごみについては、事前に粗大ごみ受付センターに電話などでお申し込みください。その他の廃棄物などについては、中央清掃事務所にお問い合わせください。

(粗大ごみ申込)

粗大ごみ受付センター

電話 (5296) 7000

※令和6年3月以降は (6833) 2525

(受付時間：月曜日～土曜日 午前8時～午後7時)

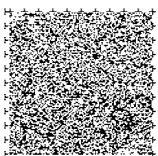
問い合わせ

中央清掃事務所
〒104-0031 京橋 1-19-6
電話 (3562) 1521 FAX (3562) 1504

(14) 郵便料金の減免

● **内容** 障害のある方への郵便物や、障害者団体発行の郵便物で、料金が減免になるものがあります。詳しくは各郵便局にお問い合わせください。

郵便物の種類	内容
点字郵便物および盲人用録音郵便物 (特定盲人施設の発受するもの) で開封のもの	無料
点字ゆうパック、心身障害者用ゆうメール (図書館の発受する図書) など	低料金
心身障害者団体発行の第三種郵便物 (承認条件があります)	低料金



問い合わせ	晴海郵便局	〒104-8799	晴海 4-6-26	電話 0570(943)844
	日本橋郵便局	〒103-8799	日本橋 1-18-1	電話 0570(943)301
	京橋郵便局	〒104-8799	築地 4-2-2	電話 0570(943)844
	銀座郵便局	〒100-8799	銀座 8-20-26	電話 0570(943)914

(15) はがきの無料配布 (青い鳥はがき)

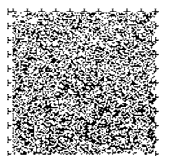
- **内容** 4月1日～5月31日の期間で対象の方からの申し出により、お一人につき指定のはがきの中から、1種類を20枚差し上げます。
- **対象** 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度（療育手帳A）をお持ちの方
- **申請方法** 身体障害者手帳または愛の手帳（療育手帳）を窓口へお持ちいただくか、最寄りの郵便局に郵送で申請してください。

問い合わせ	晴海郵便局	〒104-8799	晴海 4-6-26	電話 0570(943)844
	日本橋郵便局	〒103-8799	日本橋 1-18-1	電話 0570(943)301
	京橋郵便局	〒104-8799	築地 4-2-2	電話 0570(943)844
	銀座郵便局	〒100-8799	銀座 8-20-26	電話 0570(943)914

(16) 電話番号案内の無料利用 (ふれあい案内)

- **内容** 電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障害および精神障害のある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。
- **対象**
 - ① 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方
 - ・ 視覚障害 1～6級
 - ・ 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1・2級
 - ・ 聴覚障害 2・3・4・6級（1級・5級はなし）
 - ・ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 3・4級（1級・2級はなし）
 - ② 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害がある方
 - ・ 視覚障害 特別項症～第6項症
 - ・ 肢体不自由（上肢） 特別項症～第2項症
 - ・ 聴覚障害 第2項症、第4項症
 - ・ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症、第4項症
 - ③ 愛の手帳をお持ちの方
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問い合わせ	ふれあい案内専用フリーダイヤル
	電話 0120-104174 FAX 0120-104134



じゅうみんひょう かぜい ひかぜい しょうめいしょ てすりょうめんじょ
(17) 住民票・課税 (非課税) 証明書の手数料免除

- **内容** 区市町村・官公署に提出する各種手当・年金などの申請に必要な住民票や課税 (非課税) 証明書の手数料が免除になる場合があります。申請の窓口が住民票あるいは課税 (非課税) 証明書の窓口にお尋ねください。
- **申請方法** 交付の際は本人確認できるものの提示が必要です。障害者手帳や運転免許証などを持参してください。

といあ
問合わせ

(住民票)

区民生活課 住民記録係
 電話 (3546) 5320 FAX (3546) 9557
 日本橋特別出張所 区民係
 〒103-8360 日本橋蛸殻町 1-31-1 日本橋区民センター 1 階
 電話 (3666) 4253 FAX (3666) 4250
 月島特別出張所 区民係
 〒104-8585 月島 4-1-1 月島区民センター 1 階
 電話 (3531) 1153 FAX (5560) 1987

(課税 (非課税) 証明書)

税務課 収納係
 電話 (3546) 5276 ~ 5278 FAX (5565) 3957
 日本橋特別出張所 地域活動係
 電話 (3666) 4251 (代) FAX (3666) 4250
 月島特別出張所 地域活動係
 電話 (3531) 1151 (代) FAX (5560) 1987

そうごう つきしま つきじしゃかいきょういっくかいかん
(18) 総合スポーツセンター・月島スポーツプラザ・築地社会教育会館
スポーツ施設の無料入場

- **内容** 各施設の窓口で、「中央区立スポーツ施設等区民無料利用証」を提示することで、以下のスポーツ施設に無料で入場できます。

- ・総合スポーツセンター
 温水プール、トレーニングルーム、ゴルフ練習場、個人利用種目 (卓球など※)

※卓球、バスケットボール、バドミントン、柔道・合気道、剣道、拳法、リズム体操、ニュースポーツ、弓道、アーチェリー、ビームライフル、エアライフル

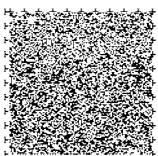
- ・月島スポーツプラザ
 温水プール
- ・築地社会教育会館
 卓球室、トレーニング室

- **対象** 区内在住で、次のいずれかにあたる方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方
- ②愛の手帳をお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

13

公共料金などの割引



※上記①～③の手帳をお持ちの方1名につき、1名の介護者も無料で入場
できます。

●費用
●申請方法

無料
各施設の窓口で手帳を提示し、「中央区立スポーツ施設等区民無料利用
証」の申請を行ってください。

問い合わせ

総合スポーツセンター
〒103-0007 日本橋浜町 2-59-1
電話 (3666) 1501 FAX (3666) 1503
月島スポーツプラザ
〒104-0052 月島 1-9-2
電話 (3534) 5883 FAX (3534) 5886
築地社会教育会館
〒104-0045 築地 4-15-1
電話 (3542) 4801 FAX (3542) 3696

(19) 中央小学校・日本橋小学校・月島第三小学校 温水プールの無料入場

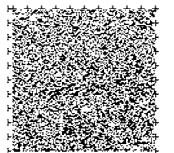
●内容 プールの窓口で「中央区立スポーツ施設等区民無料利用証」を提示するこ
とで、中央小学校・日本橋小学校・月島第三小学校の温水プールに無料で
入場できます。

●対象 区内在住で、次のいずれかにあたる方
①身体障害者手帳をお持ちの方
②愛の手帳をお持ちの方
③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※上記①～③の手帳をお持ちの方1名につき、1名の介護者も無料で入場
できます。

●費用 無料
●申請方法 プールの窓口で手帳を提示し、「中央区立スポーツ施設等区民無料利用証」
の申請を行ってください。

問い合わせ

中央小学校
〒104-0043 湊 1-4-1
※開放時間帯のみ 電話 (3206) 0035
日本橋小学校
〒103-0013 日本橋人形町 1-1-17
※開放時間帯のみ 電話 (3668) 2378
月島第三小学校
〒104-0053 晴海 1-4-1
※開放時間帯のみ 電話 (3531) 7860
(開放時間帯以外のことはスポーツ課へお問い合わせください)
スポーツ課 体育施設係
電話 (3546) 5529 FAX (3546) 9561



(20) 都立公園などの無料入場

● **内容** 心身に障害のある方が、有料の都立公園などを利用する場合には、無料で入園できます。

● **施設名** 旧岩崎邸庭園・旧芝離宮恩賜庭園・旧古河庭園・清澄庭園・小石川後楽園・殿ヶ谷戸庭園・浜離宮恩賜庭園・向島百花園・六義園・井の頭自然文化園・恩賜上野動物園・葛西臨海水族園・神代植物公園・多摩動物公園・夢の島熱帯植物館

※全ての施設で車いすの貸し出しを行っています。

● **対象** 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付き添いの方（付き添いは必要な範囲に限る）

● **申請方法** 入場のときに手帳を提示してください。

問い合わせ

各公園事務所の窓口で申し込んでください。
東京都建設局 公園緑地部 公園課
電話 (5320) 5376・5377 FAX (5388) 1532

(21) 都立公園駐車場の無料利用

● **内容** 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、都立公園の有料駐車場を利用する場合には、無料で利用できます。

● **施設名** 代々木公園・木場公園・砧公園・上野恩賜公園・水元公園・東綾瀬公園・井の頭恩賜公園・小金井公園・石神井公園・神代植物公園・光が丘公園・野川公園・葛西臨海公園・駒沢オリンピック公園・府中の森公園・夢の島公園・舎人公園・潮風公園・篠崎公園・大泉中央公園・城北中央公園・武蔵野公園・蘆花恒春園・武蔵国分寺公園・武蔵野の森公園・大島小松川公園・汐入公園・赤塚公園・宇喜田公園・浮間公園・中川公園・和田堀公園・武蔵野中央公園・高井戸公園・六仙公園

● **申請方法** 手帳を提示するか、使用料免除申請書を提出してください。公園駐車場で直接申し込んでください。

問い合わせ

公益財団法人東京都公園協会
公園事業部 営業課 駐車場担当
電話 (3232) 3138

(22) 携帯電話料金の割引

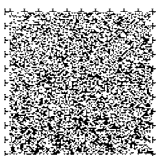
● **内容** 携帯電話の基本使用料や各種サービス料金が割引になります。会社により取り扱いが異なりますので、詳しくは各会社にお問い合わせください。

● **対象** 下記いずれかの手帳をお持ちの方

- ①身体障害者手帳
- ②愛の手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ

各携帯電話会社



地震だ！ そのとき

家にいたら

●身の安全を図る

座ぶとんやクッションなど近くにあるもので頭を守りましょう。近くのテーブルや机の下に入るか、何も無い空間へ移動しましょう。家具、本棚、食器棚などはあらかじめ固定しておきましょう。

●慌てて外に飛び出さない

急に外へ飛び出すと、屋根瓦やガラス、看板などが落ちてきて危険です。外へ出るときは長袖・長ズボンやヘルメットを着用するなど安全な服装を心掛けてください。

●室内のガラスの破片に気を付ける

室内のガラスの破片で手足にけがをしないようにスリッパなどを用意しておきましょう。また、夜間の地震に備えて、懐中電灯を寝室に置いておきましょう。

●揺れがおさまったら、次の行動を

・出火防止

揺れがおさまったら、ストーブの火、ガスの元栓、電気器具のコンセントなど、火の元を素早く確認しましょう。

・避難経路の確認

建物が傾くと、窓や戸が開かなくなることがあります。

閉じ込められないように、玄関ドアを開けましょう。

・余震に備える

余震に備えて、倒れそうな物や落ちそうな物が無い点検し、必要な備え（転倒・落下防止対策）をしましょう。

家族みんなが過ごせる「安全な空間」を作りましょう。

自宅での被災生活に備えて、水、食料、照明、燃料、防寒衣類などの準備をしましょう。

外にいたら

●街頭では

ガラスや看板、瓦、切断電線、ブロック塀などの倒壊、壁などの落下物に注意しましょう。

手荷物や両腕で頭を守り、広場などの安全な場所に避難しましょう。

●人の集まる場所（デパート、映画館、地下街など）では

・デパート、映画館にいたら

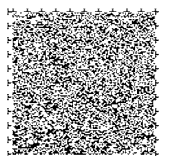
階段や非常口を目指してあわてて走らず、場内放送や係員の指示に従いましょう。

ガラスや陳列棚からすばやく離れ、落下物から頭を守って、その場で様子を見ましょう。

・地下街にいたら

大きな柱や壁に身を寄せ、揺れがおさまるのを待ちましょう。

停電しても非常灯がつき壁伝いに進めば、避難出口にたどりつきます。



煙を感じたら、ハンカチなどで（できれば濡らして）口、鼻を覆って進みましょう。煙が増えてきたら姿勢をできるだけ低くしましょう。

●エレベーターに乗っていたら

行き先階のボタンをすべて押し、停止したら速やかに降りましょう。地震を感知する装置が設置されているエレベーターは最寄りの階で停止しますので、そこで降りましょう。閉じこめられたら、非常ボタンやインターホンで連絡を取り、救助を待ちましょう。

●電車、バスに乗っていたら

乗客の将棋倒しや網棚からの落下物に注意し、つり革や手すりにしっかりつかまりましょう。座っているときは、足をふんばり上体を前かがみにして手荷物などで頭を保護しましょう。

勝手にドアを開けて外に逃げ出さず、乗務員の指示に従いましょう。

●行楽先では

海辺で地震を感じたり潮が急に沖に引きはじめたりしたら、高台や高所に避難しましょう。高台や高所が近くになれば、内陸をめざして海から遠ざかりましょう。

●帰宅が困難な状態になったとき

むやみに行動しないで、被災した各自治体の情報を収集し、その後の対応は各自治体の避難方法に従いましょう。

●肢体不自由者について

まわりの人に声をかけ公的機関（警察、自治体、駅、バス会社など）への誘導をお願いしましょう。このような事態を想定して、家族とともに災害時のパターンについて、あらかじめ話し合っておきましょう。

わが家の備え

日ごろの備え

●家族で防災会議を

- ・勤め先などにいる家族と、災害時のお互いの連絡先を確認しておきましょう。
- ・避難先や集合場所をあらかじめ決めておきましょう。
- ・緊急時の家族の役割分担を決めておきましょう。

●室内の安全

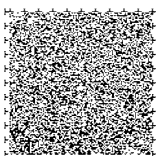
- ・家具類の転倒・移動・落下の恐れがあるものは補強しておきましょう。
- ・窓や戸棚などのガラスに、飛散防止用フィルムをはっておきましょう。
- ・家の周りもときどき点検し、屋根瓦、雨戸、植木鉢の置き場所などは大丈夫か、商店などでは看板や荷物、空き箱などが落下する危険はないかチェックしておきましょう。
- ・消火器を用意し、日ごろから操作方法を確認しておきましょう。

●近隣の協力

- ・地域の防災訓練に積極的に参加するなど、いざというとき近隣と協力してすばやく行動できる体制づくりをしておきましょう。

●3日間をしのぐ用意

- ・電気やガス、上下水道などのライフラインの停止、食料品や日用品の入手困難といった事態を考えて、最低3日分の水、食料、携帯トイレを備えておきましょう。



- ・日頃から食べ慣れているものや使い慣れているものを少し多めに購入しておく
「日常備蓄」を推奨しています。

< 備蓄の目安 >

- (1) 水・・・ 1人×1日×3リットル×3日分 9リットル×人数
- (2) 食料・・・ 1人×1日×3食×3日分 9食×人数
- (3) 携帯トイレ・・・ 1人×1日×5枚×3日分 15枚分×人数

その他、家族の実情に合わせてアレルギー用食品、常備薬、お薬手帳、紙おむつ、生理用品などを備えておくとう便利です。

●非常持出品について

- ・持ち出し品は最小限とし、両手が使えるようリュックサックなど背負えるものに入れておきましょう。
- ・貴重品は緊急時にすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

正しい情報を集めましょう

●テレビ・ラジオ

震災発生後はさまざまな情報が発信されます。早く、正しく情報を得られるのは、テレビやラジオからの放送です。停電時のことも考えて、携帯ラジオの準備もしておきましょう（予備の電池も十分に）。

・緊急告知ラジオ

大きな地震や水害など、緊急を要する災害発生時に自動で電源が入り、避難指示や緊急情報等屋外スピーカー（防災行政無線）と同じ情報が放送されます。携帯ラジオとして外にも持ち出せます。

・中央エフエム

区との協定により、災害時には地域の情報など被災者が必要とする情報を区と協力して提供します。周波数 84.0MHz

●防災行政無線・地域防災無線

災害時に、屋外に設置している防災スピーカー（防災行政無線）や防災拠点・区民館などの公共施設に配備している無線（地域防災無線）を通じて災害情報をお知らせします。

●区のホームページ

アドレス <https://www.city.chuo.lg.jp/>

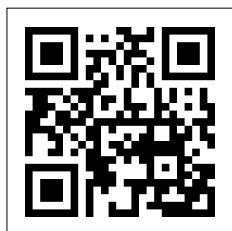
災害時に、区内の被害状況や避難所開設情報などの災害情報を発信します。

●中央区公式SNS

公式 SNSにおいても災害情報を随時発信します。



トップページ
二次元コード



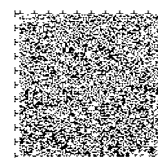
X (旧Twitter)
二次元コード



フェイスブック
二次元コード



LINE
二次元コード



●ちゅうおう安全・安心メールの配信

- ・「ちゅうおう安全・安心メール」は気象・地震などの情報、区内で発生した犯罪や子どもを狙った犯罪に関する情報、消費生活に関する情報を、速やかに携帯電話にメールで配信するサービスです。
- ・メールの配信を希望される方は、登録することが必要になります。下記アドレスに、件名・本文を入れずにメールを送信してください。

bousai.tokyo-chuo-city@raidan2.ktaiwork.jp

●中央区防災マップアプリ

- ・避難所や帰宅困難者一時滞在施設などへの経路・開設状況を配信するアプリです。
- ・安否連絡の発信・確認も可能です。

●家族などの安否確認

地震の時には、家族や友人の安否確認のために被災地に電話が殺到しつながりにくくなります。そのような時に開設され、確実に情報を得ることができるのが、「災害用伝言ダイヤル（171）」です。また、携帯電話各社で提供している「災害用伝言板サービス」を活用しましょう。

●災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルは、震度6弱以上の地震発生時等にNTTが提供する安否情報などの確認システムです。

これは、伝言ダイヤル「171」に伝言を録音すると、ほかの方がこの伝言を再生して聞くことができ、災害時に家族がお互いに安否の確認ができるという仕組みです。大地震などの発生により、被災地の電話が混み合っかかりにくい場合に有効です。

（利用方法）

まず、「171」に電話をかけます。あとは受話器から流れる利用案内のメッセージに従いダイヤルし、伝言の録音（1伝言30秒以内）や再生を行います。



安全・安心メール
二次元コード



防災マップアプリ
二次元コード

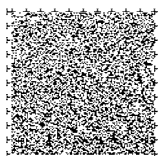
地域の取り組み

●防災区民組織

防災区民組織は、町会・自治会を母体とした自主防災組織です。日頃から地域の防災力向上を図るとともに、災害発生時に備えて活動しています。平常時には、災害に備えた防災訓練の実施や、高齢の方や障害のある方がいる家庭の把握や支援、救出・救助用品などの準備と点検、災害時の避難方法等の周知などといった活動を行います。また、災害時には、初期消火活動や救出・救護活動、負傷者や急病人の搬送、情報収集と地域への伝達、避難所への誘導をはじめ、特に高齢の方や障害のある方の安全確保と優先的な避難の補助をします。

●防災拠点運営委員会

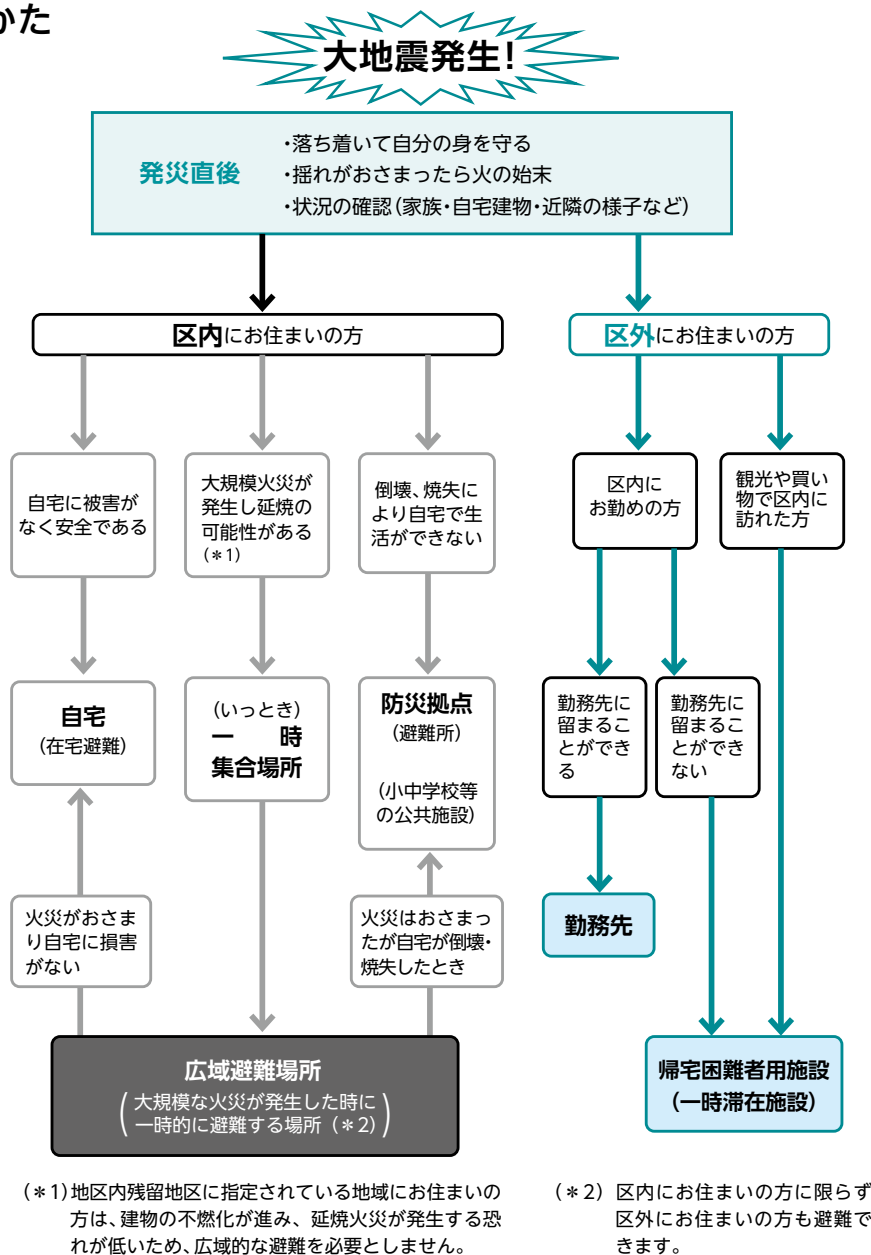
災害時に防災拠点（避難所）の開設・運営・管理を区民自らの手で円滑に行うため、区内23カ所全ての防災拠点にそれぞれの地域の町会・自治会や防災区民組織が主体となって運営する「防災拠点運営委員会」（21委員会）



を結成し、災害に備えた地域の協力態勢を確立しています。

地震発生時の避難について

●避難のしかた

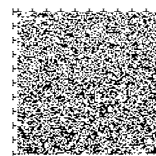


●防災拠点（避難所）と副拠点

防災拠点（避難所）は、災害時に区民が自宅に住み続けることが困難になった場合に一時的に避難する場所として、区立小中学校などの公共施設に設置します。また、家屋が焼失、倒壊した場合において応急仮設住宅へ移転するまでの避難所にもなります。副拠点は、避難者が多くなり防災拠点に収容が不可能な場合などに、防災拠点(避難所)に近い公共施設等に設置します。なお、防災拠点及び副拠点は中央区民以外は原則利用できません。

●福祉避難所

防災拠点（避難所）において、避難生活を続けることが困難な方を対象に、受入体制を整えた後開設します。最初は防災拠点（避難所）に避難してください。



●一時滞在施設等

観光や買い物などで区内に訪れた方、建物の被害により勤務先に留まることができなくなった方などの行き場のない帰宅困難者を受け入れる施設で、都立施設や民間のビルなどに設置されます。施設の場所や開設状況等は防災マップアプリ及び区のホームページでご確認ください。

●広域避難場所

大地震などで大火災が発生し、延焼が拡大したときに避難する場所です。なお、延焼火災が発生しにくく、留まる方が安全な地域は「地区内残留地区」となっています。

●一時（いつとき）集合場所

広域避難場所などへ避難する前に、一時的に集合して様子を見たり、避難のために集合するための場所です。

※ 防災拠点、広域避難場所などを示した「防災マップ」を区役所本庁舎1階、日本橋区民センター、月島区民センターで配布しています。

問い合わせ

防災危機管理課 防災危機管理担当
電話 (3546) 5087 FAX (3546) 5708

日ごろの備えのポイント

●目の不自由な方のために

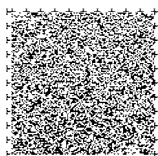
- ① 家の内外のレイアウト（物の配置）を常に一定にしておきましょう。
- ② 居間、寝室などの居住空間の安全を十分にしておきましょう。
大型家具の転倒防止、照明器具の落下防止、棚上に物を置かない、割れたガラスでのけがの防止に心がけましょう（ガラス戸や窓にはカーテンを張る、スリッパを所定の場所に置いておくなど）。
- ③ 家の内外の避難通路（コース）の設定と、そのコースの安全確保をしましょう。
特に中高層住宅では玄関や避難、脱出コースとなるところの整理整頓をしましょう。
- ④ 情報入手手段としてラジオを備えましょう。予備の電池も十分に備えておきましょう。
- ⑤ 緊急時に困らないように、白杖はいつも身近な一定の場所に置くようにしましょう。
- ⑥ 家族の外出（本人留守番）のとき、近所に万一の際の助力を依頼しておきましょう。

●耳（言語）の不自由な方のために

- ① 常に筆記用具を持っておくよう心がけましょう。
- ② 質問あるいは依頼カードを用意し（ヘルプカードなど）、いつも持参しましょう。
- ③ ひとり暮らしの場合や、家族が留守の際の緊急情報の入手方法を定めておきましょう。緊急事態発生や、それに対応した行動について、必ず、すぐに教えてもらう人を決めておきましょう。

●肢体が不自由な方のために

- ① 居住空間（居間、寝室、台所、トイレ、浴室など日常生活の行動範囲）の全体の安全を確保するため、あまり物を置かないで、全体をなるべく広くしましょう。すべての家具類に転倒や移動を防止する器具などを付け、落



下物のないよう上方に物を置かないようにしましょう。照明器具の落下防止やガラスの破損、飛散を防止しましょう。ガラストーブや石油ストーブのような裸火の暖房器具は使用しないようにしましょう。

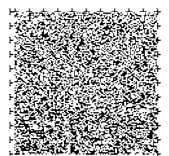
- ② 歩行補助具は常に一定の位置に置くようにして、停電でも確保できるようにしておきましょう。また、倒れて手にできないことのないよう転倒防止策を十分にしておきましょう。
- ③ 車いす、おんぶ帯など、状態に合わせた搬送用の用具をすぐに取り出せるように一定の位置に備えておきましょう。
- ④ 家族の外出中の緊急事態の際の手助けの依頼を、近隣の特定の人にしておきましょう。特に単身生活者は、公的機関（警察や消防署など）、町会・自治会、防災区民組織などを通して、緊急のときの助力を申し出ておきましょう。

●知的障害のある方のために

- ① 一般に家庭や施設や学校の保護のもとに日常を送っているので、その方々のその場に臨んだ適切な対処にゆだねられます。日ごろから周囲の理解を深めましょう。
- ② 自分の力で学校や施設に通っている方には、地震について日頃から繰り返し話して聞かせ、手を取って実際にその場の行動を教えるおきましょう。
- ③ 地震の揺れを感じたら、すぐに座布団などで頭を守ることや机（テーブル）の下に入ることなどを、手を取って繰り返し教えるおきましょう。
- ④ 学校や施設などへの行き帰りの道は、塀や自動販売機からすぐに離れる、頭を手や持ち物で守り、人のあとについて行かずまっすぐ家に帰るなど、実際にその場の行動を教えるおきましょう。

●内部障害のある方のために

- ① 人工透析、糖尿病の自己注射、心筋梗塞等心疾患などで通院治療のもとにある方は、地震後の通院不能状態などに備えて主治医のアドバイスをあらかじめ聞いておきましょう。家族もそれを十分に理解しておきましょう。
- ② 常用の薬剤や特殊な治療食の備えについても、医療機関に相談しておきましょう。
- ③ 緊急避難などに備えて、車いすなどの搬送用具を用意し、また、特に単身生活者の方は、公的機関（警察や消防署など）、町会・自治会、防災区民組織などに対し緊急時に支援を受けられるよう、あらかじめ申し出ておきましょう。



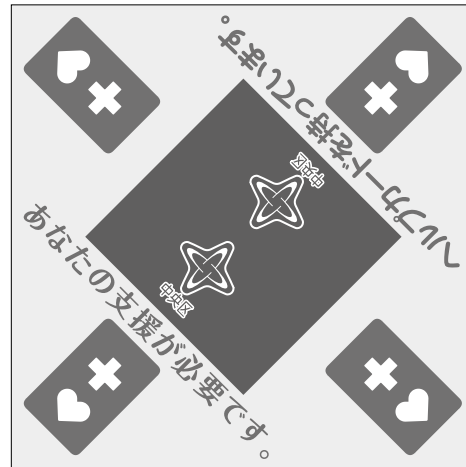
中央区で作成している緊急時の支援ツール

中央区では「中央区ヘルプカード」のほかにも周囲に支援を求めるためのツールを作成して、配布しています。

●災害時マグネットシート（マグネット）



●バンダナ式ヘルプカード



※バンダナ式ヘルプカードは区内の防災拠点にも備えています。

といあ
問合わせ

障害者福祉課 障害者福祉係
電話 (3546) 5389 FAX (3248) 1322

避難行動要支援者対策

●災害時地域たすけあい名簿

区では、高齢者や障害のある方など災害時に自力で避難することが困難で特に支援を必要とする方を登録した災害時地域たすけあい名簿を作成しています。

災害に備えるため、本人の同意がある方の名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供し、地域での安否確認や避難誘導などの支援および支援のための体制づくりに役立てます。

名簿情報の提供に同意する方はお問い合わせください。

(避難支援等関係者)

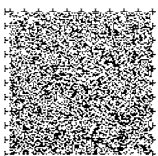
- ・防災区民組織（町会・自治会） ・民生・児童委員
- ・消防署 ・警察署 ・介護サービス事業者
- ・区と協定を締結したマンション管理組合等

●個別避難計画

上記の災害時地域たすけあい名簿に登録されている方の災害時における避難支援を実施するため、対象となる方一人一人の状況に合わせた「個別避難計画」の作成に取り組んでいます。作成した「個別避難計画」は支援を行う方に提供し、避難支援をより安全、安心に行うために活用します。

といあ
問合わせ

高齢者福祉課 高齢者福祉係
電話 (3546) 5353・5354 FAX (3248) 1322



耐震補強などの助成

手続きに一定の要件がありますので、区にお問い合わせください。

※区の名前を使ったり高額な工事契約を迫るなど悪質な業者がいます。まず区にご相談ください。

	項目	助成金の限度額など	補助要件
木造住宅	簡易耐震診断	無料（区職員が実施します） ・申込みのないお宅に区の職員が伺うことはありません。	
	耐震診断・補強計画	診断費用の全額（限度額なし）	区内業者に発注する工事などであること。
	耐震補強工事	工事費用の 1/2（限度額 300 万円） 高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額（限度額 300 万円）	
	簡易補強工事（一部屋補強など）	工事費用の 1/2（限度額 150 万円） 高齢者または心身に障害のある方がいる世帯 工事費用の全額（限度額 150 万円）	

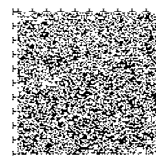
※ 補助の対象となるのは、原則として昭和 56 年以前に建築された建築物です。分譲マンションなどについても、助成の制度がありますのでお問い合わせください。他にも補助条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

といあ
問い合わせ

建築課 耐震化推進係
電話 (3546) 5459

その他の支援制度

緊急通報システム	(71ページ参照)
緊急ネット通報（東京消防庁）	(71ページ参照)
家具類転倒防止器具の取付	(72ページ参照)

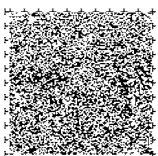


身体障害者障害程度等級表 (別表 1 - 1)

級別		一級	二級	三級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力 (万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。) が 0.01 以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度 (I / 4 視標による。以下同じ。) の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度 (I / 2 視標による。以下同じ。) が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの (2 級の 2 に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの (両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

備考

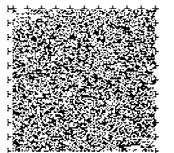
- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
- 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。



四 級	五 級	六 級	七 級
1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

太枠内は1種

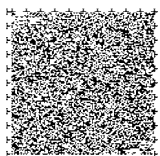
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



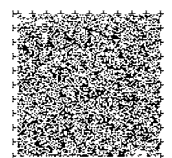
身体障害者障害程度等級表 (別表 1 - 2)

扱 別		一 級	二 級	三 級	四 級
心臓・じん臓若しくは呼吸器又はぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

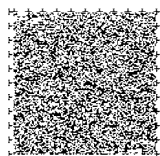
太枠内は 1 種



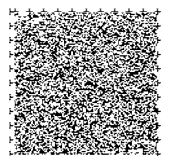
項 目		程 度			
		1 度 (最重度)	2 度 (重度)	3 度 (中度)	4 度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は、乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね 20 から 34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね 35 から 49。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 から 75。
運 動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0 歳から 1 歳程度の乳幼児で判定不可能のものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能。	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分。	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達。	運動機能の発達はおおむね年齢相応。
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。 0 歳～1 歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能。	わずかで不完全な単語だけのため、意思疎通が不可能。	言語が未発達のため意思疎通が一部不可能。	言語を通しての意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、注意を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要。	部分的介助と常時の監督又は保護が必要。	部分的介助と見守りが必要。	介助や見守りをあまり必要としない。



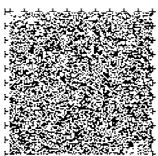
項目		程度			
		1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね19以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね20から34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね35から49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね50から75。
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能。	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能。	簡単な読み、書き、計算が部分的に不可能。	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能。
作業能力	絵画、製作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能。	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能。	指導のもとに作業が可能。	単純な作業が可能。
社会性	対人関係の理解、集団行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解および集団行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能。	言語による意思疎通がやや可能。	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能。	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別な治療、看護が必要。	特別な保護が必要。	特別な注意が必要。	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要。	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要。	日常行動にたいして支障はないが、配慮が必要。	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能。	身辺生活の処理が部分的に可能。	身辺生活の処理がおおむね可能。	身辺生活の処理が可能。



項目		程度			
		1 度 (最重度)	2 度 (重度)	3 度 (中度)	4 度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 0 ～ 19 のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34 のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49 のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75 のもの
学習能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解力の全くないもの	文字や数の理解力の僅少なもの	表示をある程度理解し簡単な加減ができるもの	ラジオ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
作業能力	作業能力、特に成人については、職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能なもの。特に成人については、職業能力のないもの	簡単な手伝いや使いは可能なもの。特に成人については、庇護された環境のもとで単純業が可能なもの	指導のもとに作業が可能なもの。特に成人については、指導のもとに自分の労働により最低生活が可能なもの	単純作業が可能なもの。特に成人については、自分の労働により最低生活が可能なもの
社会性	対人関係の良否、理解、集団行動の能力について、特に成人については、一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解の不能なもの。特に成人については、社会的生活の不能なもの	集団的行動のほとんど不能なもの。特に成人については、社会的生活の困難なもの	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能なもの。特に成人については、他人の理解のもとに従属的生活が可能なもの	対人関係は大体良く、集団的行動がおおむね可能なもの。特に成人については、従属的な立場での社会的生活が可能なもの
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語がほとんど不能なもの	言語がやや可能なもの	言語が幼稚で文通が不可能なもの	言語及び簡単な文通が可能なもの
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症の有無等について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要なもの	特別の保護が必要なもの	特別の注意が必要なもの	正常で特に注意を必要としないもの
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に異常及び特異な性癖があるため特別の保護指導が必要なもの	日常生活に異常があり、常時注意と指導が必要なもの	日常行動にたいした異常はないが、指導が必要	日常行動に異常はなく、ほとんど指導を必要としないもの
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能なもの	身辺生活の処理が部分的にしか可能でないもの	身辺生活の処理が大体可能なもの	身辺生活の処理が可能なもの



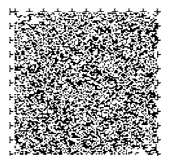
障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はなおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はなおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はなおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はなおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)



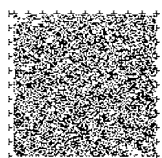
令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧 (366 疾病) です。

○障害者総合支援法独自の対象疾病

1	アイカルディ症候群	32	HTLV-1 関連脊髄症	63	完全大血管転位症	94	限局性皮質異形成
2	アイザックス症候群	33	ATR-X 症候群	64	眼皮膚白皮症	95	原発性局所多汗症○
3	IgA 腎症	34	ADH 分泌異常症	65	偽性副甲状腺機能低下症	96	原発性硬化性胆管炎
4	IgG4 関連疾患	35	エーラス・ダンロス症候群	66	ギャロウェイ・モワト症候群	97	原発性高脂血症
5	亜急性硬化性全脳炎	36	エプスタイン症候群	67	急性壊死性脳症 ○	98	原発性側索硬化症
6	アジソン病	37	エプスタイン病	68	急性網膜壊死 ○	99	原発性胆汁性胆管炎
7	アッシャー症候群	38	エマヌエル症候群	69	球脊髄性筋萎縮症	100	原発性免疫不全症候群
8	アトピー性脊髄炎	39	遠位型ミオパチー	70	急速進行性糸球体腎炎	101	顕微鏡的大腸炎 ○
9	アペール症候群	40	円錐角膜 ○	71	強直性脊椎炎	102	顕微鏡的多発血管炎
10	アミロイドーシス	41	黄色靭帯骨化症	72	巨細胞性動脈炎	103	高 IgD 症候群
11	アラジール症候群	42	黄斑ジストロフィー	73	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	104	好酸球性消化管疾患
12	アルポート症候群	43	大田原症候群	74	巨大動脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
13	アレキサンダー病	44	オクシピタル・ホーン症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	106	好酸球性副鼻腔炎
14	アンジェルマン症候群	45	オスラー病	76	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	107	抗糸球体基底膜腎炎
15	アントレー・ビクスラー症候群	46	カーニー複合	77	筋萎縮性側索硬化症	108	後縦靭帯骨化症
16	イソ吉草酸血症	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	78	筋型糖原病	109	甲状腺ホルモン不応症
17	一次性ネフローゼ症候群	48	潰瘍性大腸炎	79	筋ジストロフィー	110	拘束型心筋症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	49	下垂体前葉機能低下症	80	クッシング病	111	高チロシン血症 1 型
19	1p36 欠失症候群	50	家族性地中海熱	81	クリオピリン関連周期熱症候群	112	高チロシン血症 2 型
20	遺伝性自己炎症疾患	51	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)	82	クリッペル・トレノネー・ウェバー症候群	113	高チロシン血症 3 型
21	遺伝性ジストニア	52	家族性良性慢性天疱瘡	83	クルーゾン症候群	114	後天性赤芽球癆
22	遺伝性周期性四肢麻痺	53	カナバン病	84	グルコーストランスポーター 1 欠損症	115	広範脊柱管狭窄症
23	遺伝性膀胱炎	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	85	グルタル酸血症 1 型	116	膠様滴状角膜ジストロフィー
24	遺伝性鉄芽球性貧血	55	歌舞伎症候群	86	グルタル酸血症 2 型	117	抗リン脂質抗体症候群
25	ウィーバー症候群	56	ガラクトース・1・リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	87	クロウ・深瀬症候群	118	コケイン症候群
26	ウィリアムズ症候群	57	カルニチン回路異常症	88	クローン病	119	コステロ症候群
27	ウィルソン病	58	加齢黄斑変性 ○	89	クローンカイト・カナダ症候群	120	骨形成不全症
28	ウエスト症候群	59	肝型糖原病	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症	121	骨髄異形成症候群○
29	ウェルナー症候群	60	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	91	結節性硬化症		
30	ウォルフラム症候群	61	環状 20 番染色体症候群	92	結節性多発動脈炎		
31	ウルリッヒ病	62	関節リウマチ	93	血栓性血小板減少性紫斑病		



122	骨髄線維症 ○	154	シュワルツ・ヤンペル症候群	189	先天性魚鱗癬	224	単心室症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	190	先天性筋無力症候群	225	弾性線維性仮性黄色腫
124	5p 欠失症候群	156	神経細胞移動異常症	191	先天性グリコシルホスファチルイノシトール (GPI) 欠損症	226	短腸症候群 ○
125	コフィン・シリス症候群	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	192	先天性三尖弁狭窄症	227	胆道閉鎖症
126	コフィン・ローリー症候群	158	神経線維腫症	193	先天性腎性尿崩症	228	遅発性内リンパ水腫
127	混合性結合組織病	159	神経フェリチン症	194	先天性赤血球形成異常性貧血	229	チャーシ症候群
128	鰓耳腎症候群	160	神経有棘赤血球症	195	先天性僧帽弁狭窄症	230	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
129	再生不良性貧血	161	進行性核上性麻痺	196	先天性大脳白質形成不全症	231	中毒性表皮壊死症
130	サイトメガロウィルス角膜炎 ○	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	197	先天性肺静脈狭窄症	232	腸管神経節細胞僅少症
131	再発性多発軟骨炎	163	進行性骨化性線維異形成症	198	先天性風疹症候群○	233	TSH 分泌亢進症
132	左心低形成症候群	164	進行性多巣性白質脳症	199	先天性副腎低形成症	234	TNF 受容体関連周期性症候群
133	サルコイドーシス	165	進行性白質脳症	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	235	低ホスファターゼ症
134	三尖弁閉鎖症	166	進行性ミオクローヌステんかん	201	先天性ミオパチー	236	天疱瘡
135	三頭酵素欠損症	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	202	先天性無痛無汗症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
136	CFC 症候群	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	203	先天性葉酸吸収不全	238	特発性拡張型心筋症
137	シェーグレン症候群	169	スタージ・ウェーバー症候群	204	前頭側頭葉変性症	239	特発性間質性肺炎
138	色素性乾皮症	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	205	早期ミオクローニー脳症	240	特発性基底核石灰化症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	171	スミス・マギニス症候群	206	総動脈幹遺残症	241	特発性血小板減少性紫斑病
140	自己免疫性肝炎	172	スモン ○	207	総排泄腔遺残	242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	173	脆弱 X 症候群	208	総排泄腔外反症	243	特発性後天性全身性無汗症
142	自己免疫性溶血性貧血	174	脆弱 X 症候群関連疾患	209	ソトス症候群	244	特発性大腿骨頭壊死症
143	四肢形成不全 ○	175	成人スチル病	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	245	特発性多中心性キャッスルマン病
144	シトステロール血症	176	成長ホルモン分泌亢進症	211	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	246	特発性門脈圧亢進症
145	シトリン欠損症	177	脊髄空洞症	212	大脳皮質基底核変性症	247	特発性両側性感音難聴
146	紫斑病性腎炎	178	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	213	大理石骨病	248	突発性難聴 ○
147	脂肪萎縮症	179	脊髄髄膜瘤	214	ダウン症候群 ○	249	ドラベ症候群
148	若年性特発性関節炎	180	脊髄性筋萎縮症	215	高安静脈炎	250	中條・西村症候群
149	若年性肺気腫	181	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	216	多系統萎縮症	251	那須・ハコラ病
150	シャルコー・マリー・トウス病	182	前眼部形成異常	217	タナトフォリック骨異形成症	252	軟骨無形成症
151	重症筋無力症	183	全身性エリテマトーデス	218	多発血管炎性肉芽腫症	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
152	修正大血管転位症	184	全身性強皮症	219	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	254	22q11.2 欠失症候群
153	ジュベール症候群関連疾患	185	先天異常症候群	220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	255	乳幼児肝巨大血管腫
		186	先天性横隔膜ヘルニア	221	多発性嚢胞腎	256	尿素サイクル異常症
		187	先天性核上性球麻痺	222	多脾症候群	257	ヌーナン症候群
		188	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症	223	タンジール病	258	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症

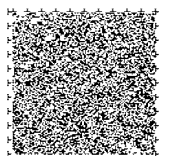


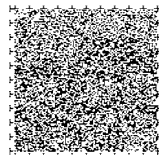
259	ネフロン癆
260	脳クレアチン欠乏症候群
261	脳髄黄色腫症
262	脳表ヘモジリン沈着症
263	膿疱性乾癬
264	嚢胞性線維症
265	パーキンソン病
266	バージャー病
267	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
272	バッド・キアリ症候群
273	ハンチントン病
274	汎発性特発性骨増殖症 ○
275	PCDH19 関連症候群
276	非ケトosis型高グリシン血症
277	肥厚性皮膚骨膜炎
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症
281	左肺動脈右肺動脈起始症
282	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
283	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
285	非典型溶血性尿毒症症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症
287	皮膚筋炎 / 多発性筋炎
288	びまん性汎細気管支炎 ○
289	肥満低換気症候群 ○
290	表皮水疱症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
292	VATER 症候群
293	ファイファー症候群

294	ファロー四徴症
295	ファンコニ貧血
296	封入体筋炎
297	フェニルケトン尿症
298	フォンタン術後症候群 ○
299	複合カルボキシラーゼ欠損症
300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
303	ブラウ症候群
304	プラダー・ウィリ症候群
305	プリオン病
306	プロピオン酸血症
307	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
308	閉塞性細気管支炎
309	β -ケトチオラーゼ欠損症
310	ベーチェット病
311	ベスレムミオパチー
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
313	ヘモクロマトーシス ○
314	ペリー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
317	片側巨脳症
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
321	ホモシスチン尿症
322	ポルフィリン症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群
324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性膀胱炎 ○

329	慢性特発性偽性腸閉塞症
330	ミオクロニー欠神てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
332	ミトコンドリア病
333	無虹彩症
334	無脾症候群
335	無 β リポタンパク血症
336	メープルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸尿症
338	メチルマロン酸血症
339	メビウス症候群
340	メンケス病
341	網膜色素変性症
342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群
344	薬剤性過敏症候群 ○
345	ヤング・シンプソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん

348	4p 欠失症候群
349	ライソゾーム病
350	ラスマッセン脳炎
351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
352	ランドウ・クレフナー症候群
353	リジン尿性蛋白不耐症
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
355	両大血管右室起始症
356	リンパ管腫症 / ゴーハム病
357	リンパ脈管筋腫症
358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群
365	ロスモンド・トムソン症候群
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症





別表 5

障害者福祉のしおり
 障害者福祉のしおり
 手当の所得制限基準額

(所得限度額は、金額が変わることがありますので、詳しくはお問い合わせください)

扶養人数	本人の所得限度額 (円)				配偶者または扶養義務者の所得限度額 (円)					
	0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
心身障害者福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
難病患者福祉手当										
特別障害者手当										
障害児福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
福祉手当 (経過措置)										
児童扶養手当 (全部支給)	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	2,010,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
児童扶養手当 (一部支給)	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000					
特別児童扶養手当	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
児童育成手当 (障害手当)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	—	—	—	—	—
児童育成手当 (育成手当)										
重度心身障害者手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				

対象となる方の所得から、医療費・社会保険料などを控除した金額により、所得限度額以内であることを確認する場合があります。

(令和5年4月1日現在)

別表 6

年金・医療費助成の所得制限基準額

(所得限度額は、金額が変わることがありますので、詳しくはお問い合わせください)

扶養人数	本人の所得限度額 (円)							配偶者または扶養義務者の所得限度額 (円)			
	0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人	
障害基礎年金 (2分の1支給)	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	6,241,000	—	—	—	—	—	
特別障害給付金 (全額支給)	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000	—	—	—	—	—	
ひとり親家庭等医療費助成	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000	
心身障害者医療費助成	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	

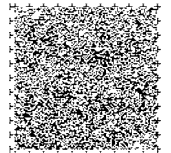
1 心身障害者医療費助成の扶養義務者の所得制限は、本人が20歳未満の場合です。

2 障害基礎年金は、20歳になる前に初診日がある病気や、けがで障害になった方の場合です。

3 障害基礎年金、特別障害給付金の所得制限基準額算定にあたっては、老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円を加算し、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円を加算します。

対象となる方の所得から、医療費・社会保険料などを控除した金額により、所得限度額以内であることを確認する必要があります。

(令和5年4月1日現在)



しょうがいしゃふくしだんたい かにゅう
障害者福祉団体に加入すると…

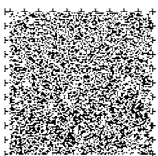
- ① 各団体は、観光バスを使用して、年に数回レクリエーションを行い、相互の理解と親睦を深めています。
- ② 障害者福祉団体は、おおむね障害別に組織されています。
 日常生活上の身の回りの不安や困っていることなど、団体を通して区の福祉施策に意見が反映されやすくなります。
- ③ その他、年間を通した各団体の活動の中から、家庭では体験しにくい外部との交流を図りながら、社会活動に参加しています。
 その活動費の一部を区が助成しています（対象団体のみ）。また、区民館の使用料の減免や伊豆高原荘の宿泊料の免除、ヴィラ本栖の室料・中央会館の利用料金の減額なども受けることができます。
- ④ 加入を希望する方は、団体役員名簿を参照の上、各団体へ直接申し込んでください。

別表 7

しょうがいしゃふくしだんたいやくいんめいぼ
障害者福祉団体役員名簿 (令和5年4月1日現在)

団体名	役 職	氏 名	連絡先
中央区身体障害者福祉団体連合会	会 長	相 澤 俊 一	電話 (3531) 5532
中央区肢体不自由児者父母の会	会 長	桑 島 里 絵	Eメール chuo.fukusi.soudan@gmail.com
中央区心身障害児・者の進路と生活を考える会	会 長	前 場 京 子	電話 (3661) 1446
中央区視覚障害者福祉協会	会 長	河 和 旦	電話 (3531) 3048
中央区聴覚障害者協会	会 長	堀 井 良 一	FAX (3531) 7036
中央区精神障害者家族会	会 長	室 田 淑 子	電話 (6673) 8081

資料
しりょう



しょうたいしょうがいしゃそだんいん
身体障害者相談員

対 象	氏 名	連絡先
身 体 障 害	相 澤 俊 一	電話 (3531) 5532
肢体不自由児者	桑 島 里 絵	Eメール chuo.fukusi.soudan@gmail.com
視 覚 障 害	河 和 旦	電話 080 (1125) 6122
聴 覚 障 害	堀 井 良 一	FAX (3531) 7036

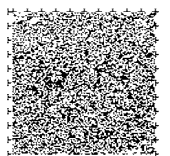
 ちてきしょうがいしゃそだんいん
知的障害者相談員

対 象	氏 名	連絡先
知 的 障 害	渡 邊 心志子	電話 (3541) 4952
	前 場 京 子	電話 (3661) 1446
	林 美智子	電話 (3533) 2379

 せいしんしょうがいしゃそだんいん
精神障害者相談員

対 象	氏 名	連絡先
精 神 障 害	室 田 淑 子	電話 (6673) 8081
精 神 障 害	内 山 久 子	Eメール chuo.tutuji.kazokukai@gmail.com

※早朝、深夜のご相談はご遠慮ください。



別表 9

 民生・児童委員、主任児童委員名簿 (京橋地域)

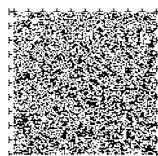
 民生 児童委員、主任児童委員名簿 (京橋地域)

(令和5年10月1日現在)

担当区域	氏名
八重洲二丁目、京橋一～三丁目	福島 定雄
銀座一丁目 2～11番、二～四丁目	東 美穂子
銀座一丁目 12～28番	鈴木 雅之
銀座五～八丁目、浜離宮庭園	田島 啓子
新富一丁目	伊藤 正章
新富二丁目	鈴木 康介
入船一丁目、二丁目 1番、5～10番	池田 由美子
入船二丁目 2～4番、三丁目、明石町 1番	箱守 由記
湊一丁目	向 當光生
湊二丁目 1～9番	大塚 之子
湊二丁目 11～16番	鈴木 英子
湊三丁目 1～8番	廣澤 廣
湊三丁目 9～18番	鈴木 康子
明石町 2～9番、12～14番	大谷 のぶ子
築地一丁目 1～6番、二丁目 1～10番、三丁目 1～5番	菅野 玲子
築地一丁目 7～13番、二丁目 11～15番、三丁目 6～17番	伊東 洋子
築地四・五丁目	磯野 京子
築地六丁目 1～19番	秋山 真知子
築地六丁目 20～27番	松原 育世
明石町 10・11番、築地七丁目 1～9番	雨宮 優子
築地七丁目 10～17番	牛嶋 智春
築地七丁目 18・19番	寺田 伸
八丁堀一丁目、二丁目 1～19番	清水 学
八丁堀二丁目 20～30番、三丁目 18～28番、四丁目 8～14番	久保 邦雄
八丁堀三丁目 1～17番、四丁目 1～7番	菊田 佐智子
新川一丁目 1・2番、3番 1～10号、7番 1～4号、8番、9番 1～4号・10・14号、15～25番、29～31番	岩崎 滋
新川一丁目 3番(1～10号を除く)、4～6番、7番(1～4号を除く)、9番(1～4号・10・14号を除く)、10・11番 新川二丁目 1～8番、9番 1～10号	松岡 正美
新川一丁目 12～14番、26～28番、32番	高本 眞左子
新川二丁目 9番 11号、10・11番、18～22番、28～32番	松本 好江
新川二丁目 12～17番、23～27番	阪口 美佐子

主任児童委員

京橋地域全域	藤丸 麻紀
	徳堂 康彦



別表 9

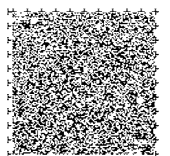
民生・児童委員、主任児童委員名簿 (日本橋地域)

(令和5年10月1日現在)

担当区域	氏名
日本橋本石町、日本橋室町一～四丁目、日本橋本町一・二丁目	田中二郎
日本橋本町三・四丁目	富田佳子
日本橋小舟町、日本橋小網町	井戸田幸子
日本橋小伝馬町	欠員
日本橋大伝馬町	欠員
日本橋堀留町一丁目	原 撰子
日本橋堀留町二丁目	欠員
日本橋富沢町	川端利勝
日本橋人形町一丁目1～7番、17～19番、 三丁目1～7番	津田章
日本橋人形町一丁目8～16番、 日本橋蛸殻町一丁目7～16番	高久亮一
日本橋人形町二丁目1～3番、11～20番、32～36番	荒木豊美
日本橋人形町二丁目4～10番、21～31番、37番、 三丁目8～13番	石田玲生
日本橋蛸殻町一丁目1～6番、17～28番	藤牧 なおか
日本橋蛸殻町一丁目29～39番	欠員
日本橋蛸殻町二丁目	田口和子
日本橋箱崎町1～18番、19番(24～38号を除く)、20番1～7号、21番	欠員
日本橋箱崎町19番24～38号、20番8～16号、22～44番	小笠原宣夫
日本橋馬喰町、日本橋横山町	欠員
東日本橋一丁目	小越潤子
東日本橋二丁目	川口修一郎
東日本橋三丁目	五味まさみ
日本橋久松町、日本橋浜町一丁目	高野大輔
日本橋浜町二丁目1～4番、19～23番、 三丁目3番	田中榮子
日本橋浜町二丁目5～18番、31～42番、60～62番	植田朱美
日本橋浜町二丁目24～30番、43～59番、 三丁目23番	福田俊子
日本橋浜町三丁目1・2番、4～22番、26番4・12号、27番	横山彦枝
日本橋浜町三丁目24・25番、26番5～11号、28～45番、 日本橋中洲9・10・12番	欠員
日本橋中洲1～4番	宮下一雄
日本橋中洲5～8番、11番	伊藤みつ江
八重洲一丁目、 日本橋一丁目1～3番、二丁目1～3番、三丁目1～4番	山崎 勇
日本橋一丁目4～21番、 二丁目4～16番、 三丁目5～15番	小村真理
日本橋茅場町一丁目、日本橋兜町	奈良阿久利
日本橋茅場町二・三丁目	本橋慶子

主任児童委員

日本橋地域全域	太田明実
	北角満



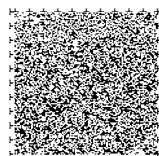
資料
しりょう

別表 9

 民生・児童委員、主任児童委員名簿 (月島地域)
 みんせい じどういいん しゅにんじどういいんめいぼ つきしまちいき

(令和5年10月1日現在)

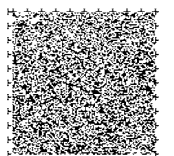
担当区域	氏名
佃一丁目1～10番	村上 久子
佃一丁目11番	欠員
佃二丁目1番1号、2番8号	長谷部 千春
佃二丁目1番2～4号、2番1～7号、9号	直江 菜穂子
佃二丁目2番10・11号	欠員
佃二丁目3～5番、11～13番	福井 啓子
佃二丁目6～10番、15・16番	木元 須美江
佃二丁目14番、17～22番	森山 美枝子
佃三丁目	袖山 千鶴子
月島一丁目1～14番(5番を除く)	中川 恭子
月島一丁目5番	柳瀬 佳子
月島一丁目15～21番、25～27番、二丁目16番	宮田 優美
月島一丁目22番(MID TOWER GRAND)	欠員
月島二丁目1～12番	磯田 晴美
月島二丁目13～20番(16番を除く)	薩埵 稔
月島三丁目1～12番	仲 愛弓
月島三丁目13～26番	大矢 智子
月島三丁目27～32番	濱中 悦子
月島四丁目1～5番	木皿儀 孝子
月島四丁目6～14番、18番	阿部 むつ子
月島四丁目15～17番、19～21番	脇山 明子
勝どき一丁目1・2番、13番	角山 比佐子
勝どき一丁目3～7番	赤熊 弥生
勝どき一丁目8～12番、三丁目3～6番	榎崎 小夜子
勝どき二丁目1～7番、15～18番	渡邊 美希子
勝どき二丁目8～14番	飯嶋 久枝
勝どき三丁目1・2番、7～16番	細貝 和世
勝どき四丁目1～4番、8～13番	仲佐 直子
勝どき四丁目6番(勝どき東地区A1棟)	欠員
勝どき四丁目6番(勝どき東地区A2棟)	欠員
勝どき五丁目1番、5～7番、8番10号	小原 昌子
勝どき五丁目2～4番(3番1号を除く)、9～12番	黒川 玄子
勝どき五丁目3番1号(勝どきザ・タワー)～26階	宮下 美代子
勝どき五丁目3番1号(勝どきザ・タワー)27階～	欠員
勝どき五丁目8番(10号を除く)、13番	町村 米子



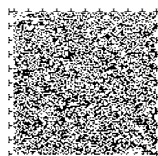
担当区域	氏名
勝どき六丁目1・2番、3番1号(ザ・トーキョータワーズシータワー)	中西 幸二
勝どき六丁目3番2号(ザ・トーキョータワーズミッドタワー)	石渡 みゆき
勝どき六丁目5～7番、豊海町	早乙女 道子
晴海一丁目1～5番、6番3～6号、7番1号	中島 静枝
晴海一丁目6番1・2号、8番7号	欠員
晴海一丁目7番2号、8番5号	守屋 ゆか
晴海二丁目3番2号(ザ・パークハウス晴海タワーズティアロレジデンス)	欠員
晴海二丁目3番30号(ザ・パークハウス晴海タワーズクロノレジデンス)	欠員
晴海二丁目2番42号(パークタワー晴海)	欠員
晴海二丁目5番16号	佐野 美恵
晴海三丁目(13番1・2号、16番1号を除く)	原 マツ子
晴海三丁目13番1号(DEUX TOURS EAST 棟)	上野 双葉
晴海三丁目13番2号(DEUX TOURS WEST 棟)	井上 富士子
晴海三丁目16番1号(ベイサイドタワー晴海)	欠員
晴海四・五丁目1番	矢田 美枝子

主任児童委員

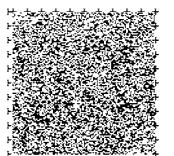
月島地域全域	関屋 衣江
	濱川 浩子
	萩原 裕子



名 称	所 在 地	電 話・ファクス
中央区役所	築地 1 - 1 - 1	(3543) 0211 (大代表)
日本橋特別出張所	日本橋蛸殻町 1 - 31 - 1 日本橋区民センター 1 階	(3666) 4251 (代) FAX (3666) 4250
月島特別出張所	月島 4 - 1 - 1 月島区民センター 1 階	(3531) 1151 (代) FAX (5560) 1987
中央区保健所	明石町 12 - 1	(3541) 5936 (代) FAX (3546) 9554
日本橋保健センター	日本橋堀留町 1 - 1 - 1	(3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター	月島 2 - 10 - 3	(5560) 0765 FAX (5560) 0747
シニアセンター	佃 1 - 11 - 1	(3531) 7813 FAX (3531) 7814
福祉センター {ふれあい作業所	明石町 12 - 1 中央区保健所等複合施設内 晴海 1 - 4 - 1 月島第三小学校等複合施設 地下 1 階	(3545) 9311 FAX (3544) 0888 (3532) 1577 FAX (3532) 1568
子ども発達支援センター ゆりのき	明石町 12 - 1 中央区保健所等複合施設内	(3545) 9844 FAX (3545) 9660
中央清掃事務所	京橋 1 - 19 - 6	(3562) 1521 FAX (3562) 1504
京橋図書館	新富 1 - 13 - 14 本の森ちゅうおう	(3551) 2151 FAX (3551) 2711
日本橋図書館	日本橋人形町 1 - 1 - 17 日本橋小学校等複合施設 6・7 階	(3669) 6207 FAX (3669) 6253
月島図書館	月島 4 - 1 - 1 月島区民センター 3 階	(3532) 4391 FAX (3534) 0370
教育センター	明石町 12 - 1 中央区保健所等複合施設 5・6 階	(3545) 9201 FAX (3545) 9027
総合スポーツセンター	日本橋浜町 2 - 59 - 1 浜町公園内	(3666) 1501 FAX (3666) 1503
月島スポーツプラザ	月島 1 - 9 - 2	(3534) 5883 FAX (3534) 5886
(社福) 中央区社会福祉協議会 管理部庶務課	八丁堀 4 - 1 - 5	(3206) 0506 FAX (3206) 0601
地域ささえあい課		(3523) 9295 FAX (3206) 0601
在宅福祉サービス部推進課		(3206) 0603 FAX (3523) 6386
ファミリー・サポート・センター		(3206) 0120 FAX (3523) 6386
成年後見支援センター 「すてっぷ中央」		(3206) 0567 FAX (3523) 6386
ボランティア・区民活動センター		(3206) 0560 FAX (3206) 0601
障害者就労継続支援 (B 型) 施設「さわやかワーク中央」		東日本橋 2 - 27 - 12
障害者就労支援センター	両国郵便局合同建物 4～6 階	(3865) 3889 FAX (3865) 3662



名 称	所 在 地	電 話
日本橋税務署	日本橋堀留町 2 - 6 - 9	(3663) 8451
京橋税務署	新富 2 - 6 - 1	(4434) 0011
中央都税事務所	新富 2 - 6 - 1	(3553) 2151
中央警察署	日本橋兜町 14 - 2	(5651) 0110
久松警察署	日本橋久松町 8 - 1	(3661) 0110
築地警察署	築地 1 - 6 - 1	(3543) 0110
月島警察署	晴海 3 - 16 - 14	(3534) 0110
中央年金事務所	明石町 8 - 1 聖路加タワー1階	(3543) 1411
晴海郵便局	晴海 4 - 6 - 26	0570 (943) 844
日本橋郵便局	日本橋 1 - 18 - 1	0570 (943) 301
京橋郵便局	築地 4 - 2 - 2	0570 (943) 844
銀座郵便局	銀座 8 - 20 - 26	0570 (943) 914



さくいん

◆あ

- IT 技術者在宅養成講座
(東京都重度身体障害者在宅
パソコン講習)……………113
- 愛の手帳……………21
- 愛の手帳 判定基準表……………161
- あんしん居住制度利用助成……………104

◆え

- NHK テレビ受信料の免除……………143

◆お

- オストメイト社会適応訓練……………93
- おとなりカフェ・
ちよこっと相談会……………92
- 主な関係機関……………176
- 音訳奉仕員指導者の養成……………99

◆か

- かかりつけ歯科医相談窓口……………40
- 家具類転倒防止器具の取付……………72
- 紙おむつの支給・おむつ代の
助成……………70
- 関税の免除……………136

◆き

- 基幹相談支援センター……………12, 17
- 教育センター……………15, 17
- 教育相談……………100
- 共同生活援助 (グループホーム)
……………50
- 共同生活援助 (グループホーム)
事業者一覧……………126
- 居宅訪問型保育事業……………102
- 緊急通報システム……………71
- 緊急ネット通報
(東京消防庁)……………71

◆く

- 区営住宅募集の特別控除……………104
- 区議会広報……………89

- 車いす使用者世帯向け
都営住宅……………107
- 車いすの貸し出し……………63

◆け

- 軽自動車税 (種別割) の
減免……………131
- 携帯電話料金の割引……………148
- 健康福祉まつり……………91

◆こ

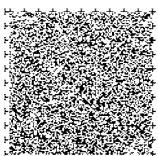
- 後期高齢者医療制度……………38
- 航空旅客運賃の割引……………140
- (公財) 東京しごと財団 総合支援部
障害者就業支援課……………110
- 喉頭摘出者発声訓練……………93
- 広報紙「区のおしらせ
ちゅうおう」……………87
- 声の広報・点字広報……………87
- 国立職業リハビリテーション
センター……………112
- 個人事業税の減免……………134
- 子ども発達支援センター
ゆりのき……………15, 17, 118
- 雇用保険法による失業給付……………114

◆さ

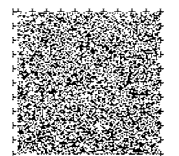
- 在宅重症心身障害児 (者)
訪問事業……………40
- 在宅重度障害者の介護者慰労
……………73
- 歳末たすけあい金の贈呈……………75
- さわやかワーク中央 (障害者就労
継続支援 B 型事業) ……18, 109

◆し

- JR 運賃の割引……………139
- 視覚障害者日常生活情報点訳
などのサービス……………80
- 視覚障害のある方のための
講習など……………80



視覚障害者用具の販売あっせん	81	障害児通所施設一覧.....	126
指定特定相談支援事業者・ 指定障害児相談支援事業者 一覧.....	128	障害児福祉手当（国の制度）.....	26
私鉄旅客運賃の割引.....	140	障害者虐待防止の通報・ 相談窓口.....	12
児童育成手当（育成手当） （区の制度）.....	28	障害者就労支援センター.....	18, 108
児童育成手当（障害手当） （区の制度）.....	28	障害者（児）レクリエーション	93
自動車運転教習費の助成.....	65	障害者スポーツ体験会.....	93
自動車改造費の助成.....	66	障害者総合支援法などについて	41
自動車税（種別割）・自動車税 （環境性能割）・軽自動車税 （環境性能割）の減免.....	132	障害者総合支援法の 対象疾病一覧.....	165
自動車燃料費助成.....	64	障害者相談員.....	13, 171
児童扶養手当（国の制度）.....	27	障害者地域活動支援センター 「ポケット中央」	14, 17, 86, 117
字幕・手話付きビデオ・DVD・ 映画フィルムの貸し出し.....	83	障害者福祉課.....	12
就学奨励.....	101	障害者福祉団体役員名簿.....	170
就学相談.....	100	障害者ボッチャ交流会.....	94
重症心身障害児（者） 在宅レスパイト.....	73	障害程度別対象事業一覧.....	6
住宅設備改善費の給付.....	61	小児精神病の医療費助成.....	40
重度心身障害者手当 （都の制度）.....	24	小児慢性疾患の医療費助成.....	35
重度脳性麻痺者介護事業.....	49	所得税の軽減.....	130
住民税の軽減.....	130	自立訓練（生活訓練）.....	81
住民票・課税（非課税） 証明書の手数料免除.....	146	自立支援医療（育成医療）.....	35
手話講習会・要約筆記講習会.....	98	自立支援医療（更生医療）.....	34
手話通訳者の設置.....	82	自立支援医療（精神通院）.....	39
手話通訳者または要約筆記者の 派遣（意思疎通支援事業）.....	82	心身障害者医療費助成（マル障）	33
障害基礎年金（国民年金）.....	30	心身障害者世帯向け都営住宅.....	106
障害厚生年金（厚生年金）.....	31	心身障害者福祉手当 （区の制度）.....	23
障害児・障害者を対象とした スポーツ・レクリエーション 教室.....	94	心身障害者扶養共済制度 （都の制度）.....	29
		身体障害者障害程度等級表.....	158
		身体障害者手帳.....	20
		心理カウンセリング.....	114
		◆す 水道・下水道料金の免除.....	143



◆せ

生活福祉資金貸付制度	92
精神障害者都営交通乗車証	138
精神障害者保健福祉手帳	22
精神障害者保健福祉手帳 障害等級判定基準	164
精神保健講習会	86
精神保健相談	86
製造たばこの小売販売業の 許可	113
成年後見支援センター 「すてっぷ中央」	75

◆そ

総合スポーツセンター・月島スポー ツプラザ・築地社会教育会館 スポーツ施設の無料入場	146
相続税の軽減	134
贈与税の非課税	135
粗大ごみなどの処理手数料の 減免	144

◆た

耐震補強などの助成	157
代理投票制度	90
タクシー運賃の割引	140
単身者向け都営住宅	106
単身者用車いす使用者向け 都営住宅	107

◆ち

地域福祉コーディネーター	13
知的障害者位置情報サービス 費用助成	72
中央区かえで学級	103
中央区公式SNS	88
中央区コミュニティバス (江戸バス)	137
中央区社会福祉協議会	17
中央区バリアフリーマップ	94
中央区ホームページ	88
中央区役所	17

中央小学校・日本橋小学校・ 月島第三小学校 温水プールの 無料入場	147
駐車禁止の対象除外	67
中等度難聴児発達支援事業	62
聴覚障害関係図書などの 貸し出し・閲覧など	84
聴覚障害者コミュニケーション 機器の貸し出し	83
聴覚障害者に特化した支援事業	85
聴覚障害のある方のための講習など	83
聴覚障害に関する相談・ 情報提供事業	84

◆つ

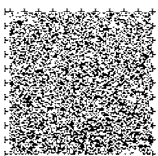
通級指導学級 (小学校) (言語障害・難聴)	101
---------------------------	-----

◆て

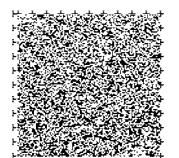
手当の所得制限基準額	168
テレビ広報	88
点字出版施設	79
点字投票	90
点字図書館	78
点字図書の給付	78
点訳奉仕員指導者・専門点訳 奉仕員の養成	99
電話番号案内の無料利用 (ふれあい案内)	145
電話・ファクス料金の助成	70
電話リレーサービス	85

◆と

東京障害者職業センター	111
東京障害者職業能力開発校	110
東京都ガイドセンター	79
東京都児童相談センター	15, 19
東京都障害者休養ホーム	96
東京都障害者スポーツセンター	95



東京都心身障害者福祉センター	13, 19	日中活動系・就労支援・ 授産施設一覧.....	124
東京都手をつなぐ育成会 手をつなぐあんしん相談.....	15	◆ね 年金・医療費助成の所得制限 基準額.....	169
東京都発達障害者支援センター (TOSCA)	15	◆は はがきの無料配布 (青い鳥はがき).....	145
東京都盲ろう者支援センター	14	発達促進保育.....	102
都営交通の無料乗車券と割引	137	バリアフリースイアの 設置してある公衆便所.....	121
都営住宅使用料の特別減額.....	106	ハローワーク飯田橋(飯田橋 公共職業安定所).....	108
都営住宅募集優遇抽せん制度.....	105	ハンディキャブ(リフト・ スロープ付き自動車) 運転ボランティア募集.....	97
特別区民税・都民税 (普通徴収分)の口座振替に よる納税申し込み.....	77	ハンディキャブ(リフト・ スロープ付き自動車)の 貸し出し.....	66
特別支援学級.....	101	◆ひ ひとり親家庭等医療費助成 (マル親).....	34
特別支援教室(小学校) (情緒障害等).....	101	避難行動要支援者対策.....	156
特別支援教室(中学校) (情緒障害等).....	101	◆ふ ファミリー・サポート・センター	74
特別児童扶養手当(国の制度)	26	ファミリー・サポート・センター 提供会員の募集.....	97
特別障害給付金(国民年金).....	31	フェリー旅客運賃の割引.....	140
特別障害者手当(国の制度).....	25	福祉センター.....	12, 17, 115
図書館の対面朗読.....	78	福祉センターの講習・講座.....	91
図書館の郵送貸し出し.....	90	福祉センターふれあい作業所	19, 108
都立公園駐車場の無料利用.....	148	福祉タクシー利用券の給付.....	64
都立公園などの無料入場.....	148	福祉のまちづくり.....	91
◆な 難病医療費助成.....	36	ふとん乾燥・丸洗いサービス	69
難病患者福祉手当(区の制度)	23	ふれあい収集および粗大ごみの 運び出し.....	77
◆に 虹のサービス協力会員の募集	97		
「虹のサービス」(区民どうしの たすけあい家事サポート).....	49		
日常生活用具購入費の給付.....	51		



フレンドハウス京橋（知的障害者
グループホーム）…………… 120

◆ほ

防災…………… 149

訪問入浴サービス…………… 68

保健所・保健センター
…………… 14, 17, 18

補助犬の給付…………… 62

補装具の交付と修理・借受け
…………… 50

ボランティアコーディネート…………… 97

◆ま

マル優制度…………… 136

◆み

民営バス料金の割引…………… 138

民生・児童委員…………… 13

民生・児童委員、主任児童委員
名簿…………… 172

◆も

盲人ホームの紹介…………… 113

盲ろう者向け通訳・
介助者派遣事業…………… 80

◆や

家賃債務保証制度利用助成…………… 104

◆ゆ

郵便等投票制度…………… 89

郵便料金の減免…………… 144

有料道路料金の割引…………… 141

UR都市機構「新築UR賃貸住宅」
の抽選優遇制度…………… 105

◆よ

要約筆記者の養成（東京都
要約筆記者養成講習会）…………… 98

浴室の提供…………… 73

◆ら

ラジオ広報…………… 87

◆り

理美容サービス…………… 69

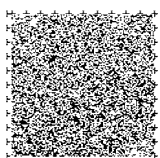
リフト付ハイヤーの運行…………… 65

◆れ

レインボーハウス明石（知的障害
者生活支援施設）…………… 17, 119

◆ろ

録音図書の貸し出し…………… 90



<広告のページ>

うつ病、双極性障害、精神障害などで辛いこと、
苦しいことなどが在りましたら何でもお話しください。

けっして一人ではないので...



キャラクター（あんしんちゃん）

サポート案内

1. うつ病、双極性障害、統合失調症、発達障害、強迫性障害 などの
当事者並びにその家族の相談支援及び家族関係の改善の為のサポート業
2. 精神的ストレスの予防、解消へのカウンセリング業
3. グループホーム、就労移行支援、就労定着支援、自立（機能、生活）
訓練、自立生活援助のサポート業
4. 障害年金の相談
5. 日用品雑貨の販売
6. 前各号に付属関連する一切の業務

V-sign

ヴィ・サイン 株式
会社

TEL:03-6661-2311

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-12-16 中尾ビル2階

メール : doi@vsign.co.jp

URL : vsign.co.jp

誰もが楽しい時は楽しく、悲しい時は悲しくなれるように...

しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法

平成28年4月1日、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律では、国や地方公共団体、会社やお店などの事業者に対して「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を義務付けています。

中央区では、全ての中央区職員が遵守する「中央区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を策定しました。

【対象となる障害者】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象にしています。

【不当な差別的取扱いの禁止】

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、提供にあたって場所や時間帯を制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけることを禁止しています。

【合理的配慮の提供】

障害のある人から、社会的障壁を取り除いて欲しいという意思が伝えられた時に、負担が過重でない範囲で対応することが求められています。

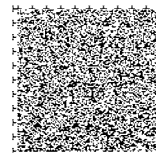
障害者福祉のしおり

令和5年12月発行

刊行物登録番号
5-061

編集・発行 中央区福祉保健部障害者福祉課
中央区築地一丁目1番1号
電話 03 (3546) 5389
FAX 03 (3248) 1322

印刷 シーアンドゼットコミュニケーション株式会社
中央区銀座一丁目16番1号
電話 03 (6264) 4276
FAX 03 (6264) 4124



しょうがい かん 障害に関するシンボルマークについて

障害に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。

各マークの詳細・使用方法などは、各関係団体にお問い合わせください。



障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人々が利用できる建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに設置・添付されています。

社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。（努力義務）このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。（義務）このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。

各警察署



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413



オストメイトマーク

オストメイト（人工肛門・人工ぼうこうを造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレなどの設備があることを示す場合などに使用されています。

公益社団法人日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682



ハート・プラスマーク

身体内部に障害のある方を表しています。内部障害・内部疾患は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

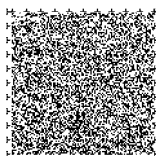
特定非営利活動法人ハート・プラスの会 <https://www.normanet.ne.jp/h-plus/>



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413



※各マークの色については実際の色とは一致しない場合があります。